

22  
470

伊勢神宮

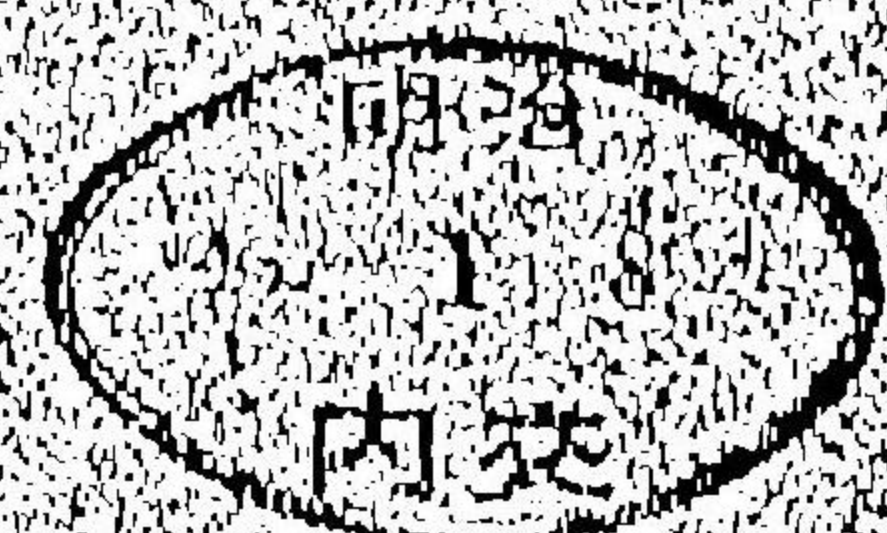
全

# 伊勢神宮

神宮皇學館教授正七位廣池千九郎謹著

明治四十一年十二月廿九日 印行

全



正誤大略

- 一頁 十六行 割註の終り誤らるゝなりは誤らるゝに至らむの誤
- 三頁 四行 孝德紀の下に大化の二字を脱す
- 七頁 七行 六合之内のニはマの誤
- 七頁 十二行 神代卷の卷は記の誤
- 八頁 五行 日本記の記は紀の誤
- 八頁 五行 術の振假名のエはカの誤
- 十二頁 十三行 第二の大原因のニは三の誤
- 十四頁 三行 第三原因のニは四の誤
- 十四頁 十一行 *Chaulangie* は *Chou* の誤
- 十四頁 十三行 識の上に智の字ある者
- 十五頁 一行 三云々は四三云々の誤、又家庭宗教の庭は族の誤
- 全 十行 リヤウはレウの誤
- 三十七頁 九行 割註の二行目尊長卑幼の下に訴訟の二字を脱す
- 七十二頁 十二行 割註山頂は山頂の誤

制史の立脚地より、法律的、社會學的、及び我國體との關係に就き、謹で卑見を陳述共第一章内に存す。殊に第一章第二項第六款及び第七款第八款并に第三項に存す而四と異なる所以の淵源に就きては、予の清國に於て之を彼國の學者に語りしなり。因て今回之を印刷に附し、況く識宋を賜はらむ事を請ふ。

廣池千九郎識

一從ひて一切之を略す、  
 一すべて卷數丁數を明記して、其確實を



# 伊勢神宮目次

第一章	伊勢神宮と我國體	一頁
第一項	序説	一頁
第二項	我國體の由來と伊勢神宮	二頁
第一款	序説	二頁
第二款	我國に於ける君民同祖の事實	三頁
第三款上	天祖天照大神の聖徳	五頁
第三款下	天祖天照大神と諸外國に於ける太陽崇拜	六頁
(一)ベルシャナッチェーズの風習	(二)神話の神と實在の神との區別	
第四款	天祖天照大神の大詔	八頁
(一)天祖の大詔は重大なる二箇の要素を含蓄す		
(二)Humankind其他世界のあらゆる法典と天祖の大詔との比較		
(三)支那の宗法	(四)支那民族の結合力和君臣大義の形式との關係	
(五)英國古代の國會及び支那古代の國會と我古代の諮問制度との比較		
第五款	歷代天皇の、天祖の宏祖に従ひ給ひて、下民を子の如く愛撫し給ひし聖徳	十二頁

(一)歷代の御傳は皆漢の文帝の傳を讀むが如し、(二)武烈紀の誤り

第六款

祖先崇拜の國風、我日本民族と支那民族との宗

教心の根柢に於ける差違と、彼我國体の區別……十四頁

(三)立法司法兵馬外交の大權、皇室を離れし事なし、

(一)社會學研究の上より觀たる世界宗教の歴史 (二)日本神道の性質

(三)日本に於て神として祀らるゝもの

(四)日本に於ける自然物崇拜の性質

(五)日本に於ける男根崇拜の性質

(六)淫祀

(七)日本諸神社の神体とアストンの説

(八)日本に於ける偶像教、魔法教の説明、

(九)歐洲學者の觀察

(十)歐洲學者の歸納的研究の材料

(十一)支那民族の宗教心に關するムルレンドルフ及びアストン等の説、

(十二)日本の祖先崇拜に關する穂積戸水二博士の著

(十三)日本民族と支那民族との宗教心の根柢に於ける差別に就きての予の研究

(十四)支那の祭祀の種類并に自然物祭祀の理由 (十五)支那の拜天主義

(十六)桓武文德二代の時の支那制度の摸倣

(十七)支那にては非血縁者を祖先として祀る

(十八)日本民族と根本思想を異にす

(十九)儒教の組織性質

(二十)支那の主權者の資格

(二十一)支那主權者の等級

(二十二)支那にては傳國の寶器は必ずしも主權者の必要物に非ず

(二十三)支那の箇人主義、社會主義、無政府主義 (二十四)日本民族の信仰点

(二十五)日本の國体と支那の國体との分るゝ大原因

第七款 天祖天照大神に對する我國國民の絶對的信仰……二十八頁

(一)天祖に對する日本國民と天皇に對する日本國民 (二)天祖と他の諸神との等級

(三)英人アムトン及び歸化英人ハーンの著書并に其日本神祇の階級説

(四)之に關する予の研究

(五)支那の二王の後と大國主命家

(六)天祖に對する國民の信仰心

(七)我國國民が皇室に對する絶對的尊敬の淵源

第八款 天祖天照大神に對する國民的崇拜……四十六頁

(一)祖先崇拜の種類及び階級

(二)一ノ宮の解

(三)佛人クーランジュの希臘羅馬の家族制度と家族神との研究

(四)日本の家族神

(五)家族宗教とキリスト教

(六)彼我家族宗教の區別

(七)日本に於ける家族制度と家族神

(八)中古に於ける日本國民的崇拜の沮礙

(九)支那の形式的制度の影響、及び隋の制度の輸入、

(十)詔刀師、御師の出現、及び源氏平氏の私奉幣

(十一)風宮大日坊の卷數

(十二)神宮は佛教の影響を受けず

(十三)神宮域内并に朝廷神事の日に於ける佛教排斥の狀況

(十四)内外七言と僧尼の拜處

(十五)光明寺の梵鐘と豊臣秀吉

(十六)大日坊の誤証文

(十七)家族的國家

(十八)忠孝の別

(十九)我國体と忠孝

(二十)平重盛の感ひは無學の爲なり、及び古來の國體研究者の未熟

(二十一)歐洲學者の糟粕 (二十二)國民的崇拜の事實の証明を得たり

第三項

我國体の完成と伊勢神宮……六十二頁

第二章

神宮の創立せられたる理由……六十五頁

(一)天祖祭祀の起原  
 (二)神宮創立に關する日本紀古語拾遺の説  
 (三)同上に關する大同本紀儀式帳等の説  
 (四)天照大神始自天降之處

第三章 豊受大神宮の創立せられたる理由……………六十九頁

(一)農本主義の國是  
 (二)和蘭の末路  
 (三)豊受大神の御傳記  
 (四)神名の語學上よりの解釋  
 (五)工商業を加護する理由  
 (六)神道五部書の不稽

第四章 兩宮の御稱號并に御社格……………七十五頁

(一)内宮と外宮との區別  
 (二)兩宮の御正號と御畧稱  
 (三)朝日の宮  
 (四)御社格の他と異なる点八箇條  
 (五)教育家の必ず知らざるべからざる事項

第五章 内外宮と支那の宗廟社稷……………七十七頁

(一)支那古代の家族制度の主旨と日本の家族制度及び現行民法の規定  
 (二)支那の宗廟の意義制度  
 (三)支那の社稷の意義制度  
 (四)社稷の祭神  
 (五)宗廟社稷の位置  
 (六)殷の紂王の惡事の一條件  
 (七)結婚の義務  
 (八)國家を社稷と云ふ理由  
 (九)内宮外宮の性質  
 (十)彼我の區別

第六章 兩宮神殿の御建築法……………九十頁

(一)日本の國民性  
 (二)歴代天皇の宮城と兩宮の神殿  
 (三)兩宮神殿の大きさと制作

第七章 神宮の御威徳と教育事業……………九十一頁

(一)物質教育と精神教育  
 (二)神宮現時の教育事業  
 (三)神宮皇學館に賜はりたる宮殿下の令旨

第八章 神宮の大祭典と皇室及び國民……………九十二頁

(一)古代の三節祭  
 (二)現時の大祭及び公式祭  
 (三)現時の三大祭  
 (四)三大祭の由緒と皇室及び國民

第九章 神宮の神聖……………九十四頁

(一)美の徳と清潔の徳との別  
 (二)普遍的實行の徳と日本民族道徳の基礎  
 (三)大祓詞は日本民族の古代倫理の教訓  
 (四)無益殘忍の犯罪と世界の古代  
 (五)共同婚と婚姻制度  
 (六)神宮神域内の制度  
 (七)禁忌、附、日本民族古代の食物問題  
 (八)觸穢  
 (九)忌服  
 (十)潔齋

第十章 歴代天皇の神宮御崇敬……………百頁

(一)神宮に關する朝廷の職員  
 (二)神宮の御事は即日御裁可あり  
 (三)御奉告  
 (四)政治始に先づ神宮の御事を聞召させ給ふ  
 (五)教育勅語の主旨を貫徹する方法  
 (六)教育家の尤も注意すべき事項  
 (十二)現代教育家の心附かざる教育法

第十一章 今上陛下下の神宮御崇敬……………百一頁

第一項 序説……………百一頁

第二項 御祭典并に遷宮の場合に於ける陛下……………百一頁

第三項 憲法の發布、勅語の下賜の場合……………百二頁

第四項 皇室婚嫁令と皇族の参拜……………百二頁

第五項 行幸参拜……………百三頁

(一)英佛獨貴族子弟の心懸 (二)今上陛下下の行幸参拜の度數

(三)三十八年行幸の御有様 (四)回顧するも今更畏多し

(五)國民の活摸範 (六)教育家は從來徳育の根柢を如何なる處に置きしか

第十二章 神宮と學校教育并に軍隊教育……………百五頁

(一)教育家の責任 (二)精神教育

(三)日本の武士教育と武士道 (四)禪學と軍隊

(五)神宮と軍隊

目次終

伊勢神宮

廣池千九郎謹著

第一章 伊勢神宮と我國體

第一項 序説

景雲、天を覆うて、淑氣林を罩め、神聖の地、絶塵の境、吾人臣民をして、肅然として容を改め、巖然として其御稜威を仰がしむるものは、方に是れ、天祖天照大神の鎮りませる五十鈴河上の神路山にあらずや、實に、其老杉古松の長べに萬古不易の色を添へ、麓の水の幾千代を経て、清き流を變ぜざるは、山川豈に我國體を表示するものにあらずや、

伊勢神宮と我國體との關係、是れ實に我國體の知らざるべからざる智識的、道德的、教育的、政治的、法律的、乃至宗教的大問題なり、吾人臣民は、國民の最大義務として、かの如き國家の重要問題に向ひては、一齊に、平素之を研究し、知得し、服膺して、上祖先を辱めず、下子孫の模範たらざるを得ず、『何事のおはしますかは知らねども、かたじけなきに涙こぼる、』の神秘的信仰は、是れ古代に於ける信仰状態にして、今日に當りては、我國體をして、『かくの如き理由あるが故に、ありがたくして涙こぼる、』の道理的信仰を求めしめざるべからず、日本の學者にして正當なる説明を興學問的考察の結果を發表し、一般の日本神宮は宗教の本山にあらず、我國體は、宗教上の理論を以て説明すべき本人は之によりて大に眼まらるゝなり、神宮は宗教の本山にあらず、我國體は、宗教上の理論を以て説明すべきものにあらず、正に世界に於ける時代的知識を以て、解釋するを要す、而して、予は、幸に、此大問



題が、予の専攻學科（東洋法）に關聯するを以て、積年、苟に研鑽の勞を重ね、茲に聊か思ひ得たる所あるを以て、今謹で一言を述べむとするものなり、

第貳項 我國體の由來と伊勢神宮

第一款 序説

法律は、其立法論といひ、其解釋法といひ、共に其國固有の風俗慣習に本づくべきものなる事は、予の説明を要せざる所なれども、特に、憲法は、他の法律（刑法民法）の如く、時勢に應じて斟酌する事を許すべきものにあらざれば、徒に時勢の變遷に伴ひて、其法律の根柢を動かすべきものにあらず、故に、予は、我國體の由來を尋ねるには、須らく歴史的研究の必要之あるべきを信ず、されば、予は、今こゝに、我國體の由て來る所を研究し、以て我憲法の説明に資せむとするには、予の専攻學科たる、法制史の方面より、史的觀察を以て之に當るの、頗る必要なる事を明言せむとするものなり、即ち、予の史的研究によれば、我國體の由て來る所は、

- 第一 我國に於ける君民同祖の事實
- 第二 天祖天照大神の聖徳
- 第三 天祖天照大神の大詔
- 第四 歴代天皇が天祖の宏謨に従ひ給ひて、下民を予の如く愛撫し給ひし聖徳
- 第五 祖先崇拜の國風
- 第六 天祖天照大神に對する我國民の絶對的信仰

第七 天祖天照大神に對する國民的崇拜

に在るものなる事を知る、今漸次其理由を説明すべし、

第二款 我國に於ける君民同祖の事實

我日本帝國に於ける、君民同祖の事實は、日本紀（五）孝徳紀三年四月壬午の詔に、  
（ハ）始、治國皇祖之時、天下大同、都無彼此者也、既而頃者、始於神、名天皇、名々、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色、由是、率土民、心固執、彼此、深生、我汝各守名々、又拙弱、臣連伴造、國造、以彼爲姓、神名、王名、逐、自心之所歸、安付前前處處、爰以神名、王名爲人賂、物之故、入他奴婢、穢汗清名、遂即民、心不整、國政難治、

こあるは、太古、我日本國民が、同一血族にして、甚だ相親睦せしが、其後天神并に人皇の子孫各別れて種々の姓氏を名のる事となり、爾來、人民乖離、天下統一せずといふ事にて、其我日本の太古に於て、國民の同一血族たりしといふ事は、之によりて明なり、而して、嵯峨天皇弘仁六年の勅撰に係る新撰姓氏錄を見る時は、我日本の國民は、皇別神別蕃別の三大種族より成立する事を記載す、雖も、其皇別と神別とは、もこ全く同一血族にして、皇別とは、神武天皇以後歴代の天皇の子孫を云ひ、神別とは、其以前の神々の子孫を云へるものなれば、此二者は、其初め全く同一血族に出でたる事、毫も疑ふべき事なし、而して、蕃別の如きも、彼我雜婚の結果、亦遂に我民族間に同化消失して、其痕を留めざるに至れり、其皇別と、神別とが、同一種族たりしといふ事は、神

代の諸神が、凡て皆天孫降臨、神武東征の際に於て、其同一種族たるの理由よりして、其領土を、我天孫若くは神武天皇に捧げ奉りたるにても明なり、即ち、出雲の大國主命、并に大和の饒速日命等の例是れなり、日本書紀三の神代卷下、并に神武天皇東征の條、而して後、皇別、神別は、夙に互に婚姻を通じて、全く其間に何等の溝壁をも存することなきに至れり、日本書紀二の神代卷、并に三の神武紀元年四の綏靖紀の首并に古事記上の同條、此二種族は、即ち是れ所謂純粹の日本民族なり、次に又蕃別は、も二三韓人若くは支那人の歸化せしものなり、雖も、其數もこより少く、而して、直に我日本民族と通婚せしが故に、幾許もなくして、此等の種族は、我日本民族の間に同化し去りて、復其元種族の骨骸、容貌、并に性僻の若干をも存することなく、只單に、秦とか、漢とか、百濟とかの家族名、即ち姓氏を書史上に留むるに過ぎざるのみ、此他、我國には、また、國史、古事記、諸國の風土記等に徴すれば、蝦夷、熊襲、土蜘蛛等の種族ありしと雖も、大抵、我日本民族のために、邊地に追窮せられて絶滅し、其我日本民族に降服せしものは、俘囚と稱して、奈良平安の朝までも、特別の取扱を受けたりしが、後、遂に、雜婚の結果、我日本民族間に同化し去れり、俘囚の事は、續日本紀、日本後紀、文德實錄、三代實錄の各處、京師本紀、三格、十七、十八、類聚國史の俘囚の條、共榮略紀二十九、朝野群載十一等に多く見ゆ、又、此他、薩摩、大隅に、隼人といへる種族ありしも、こは、國史に徴する時は、火闌降命の末裔なれば、神別と稱すべく、又、吉野并に常陸に、國撰と稱する人種あれど、新撰姓氏錄には、之を大和の神別に収められたれば、是れ亦異人種にあらずが如し、されば、今日、我日本帝國の臣民は、臺灣、樺太、其他一二保護國の異人種を除くの外は、皆純然たる一民族と謂ふを得べくして、之を支那并に歐米各國の、言語、慣習を異にせる異人種の集合より成る所の國家に比する時は、其國家の基礎の鞏固なる事、同日の論にあらず、是れ、即ち

我國家組織の、他の各國と異なる所以にして、特に、以上の諸國は、啻に其國民間に於て、人種を異にするに止らず、其國君と國民と、必ずしも其祖先を同じくするの事實之なく、且、古來一定せる所謂君主の家なるもの無くして、隨て、革命の屢々行はるるが如きは、全然我國と異なる所に於て、我日本帝國が、君民同祖の事實を有する事は、眞に、是れ、其國體の、世界萬國に冠絶する第一の最大原因なりとす、

第三款上 天祖天照大神の聖德

掛卷も畏き、天祖天照大神は、既に生れながらにして神德を備へ給ひ、光華明彩、六合の内を照徹し給ふ、故に、古事記古事記上には、一尊之を稱して貴子と呼び、日本書紀日本書紀上には、日神と云ひ、大日靈貴と云ひ、以て六合中最も顯著なる光彩を有する太陽に比較せり、而して、兩書によるに、共に、一尊は、特に天祖を以て高天原の主宰者となすべき事を以てせしを記す、是故に、天祖は、伊弉諾尊の御子にして、伊弉諾尊は、天祖の御父なりと雖も、其伊弉諾尊が、國土大造の功竣るや、日之少宮に鎮まりまし、事、日本紀日本紀代卷上に見ゆ、果して然らば、日之大宮に鎮まれます神は、ご問は、即ち、高天原の主宰者たる、天祖天照大神なる事、既に明なる事なりとす、されば、天祖は、諸神中の最尊に位し給ふ、絶對的貴神にまします事、亦更に疑へべき餘地なきものとす、是を以て、平城天皇大同二年忌部廣成の上奏せる古語拾遺にも、天照大神者、惟祖惟宗、尊無二因、自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗、今神祇官班幣之日、諸神之後、叙伊勢神宮、所遺二也、と云へるなり、而して、天祖の神德の最も著しき證は、其天皇の宮中よ

り離れて伊勢に御鎮座あらせ玉ひし由緒に在り、事は第二章に詳なるが故に、茲には姑く之を略すべきも、此御由緒の一事、既に其御稜威の赫々として聖徳の超絶し玉へるを察し奉るに餘りあり、而して、是れ我皇室の直系の大祖先にして、我國民の傍系的大祖先なる事は、君民同祖の事實に徴して明なる事にして、此大祖先の聖徳の、超絶する所、是れ我國體の萬國に冠絶する第二の最大原因なりとす、而して、此神聖なる 大祖先の 大詔、是れ豈に我皇室并に國民の遵守すべき憲法の大基礎たらざるを得むや、

第三款下

天照大神と諸外國に於ける太陽崇拜

古代世界の諸民族間に於ては、太陽を崇拜するもの甚だ多し、即ち、其中有名なるものは、ヘルシア(Persia)人の如き、又ナツチエーズ(Natchez)の如きものにして、Natchez は、一にナチ(Nach)と云ひ、往時、亞米利加合衆國ミズシッピ州の西南部に住せし人種にして、現今、僅に印度人部落の中に存在す、と云ふ、Origin of Civilisation and Primitive Condition of Man, P. 214. 及 G. Masamune's A Gazetteer of Ethnology, P. 233, 234. 此他、支那人の如きも、其郊の祭に於て、太陽を崇拜する事實ある事、下に述ぶる所の如し、是に於て、淺薄なる外國人の如きは、往々、天祖の稱號を日神と稱するより、天祖を以て、直に太陽となし、我國民の天祖崇拜を以て、之を諸外國の太陽崇拜に比し、我天祖を以て、一種の神話上の神と心得るものあり、誤れるも甚しと謂ふべし、

抑も、我天祖 天照大神は、希臘羅馬の家族の神、若くは市の神シテイの如く、又基督教の唯一神の如く、若くは佛教に於ける佛の如く、儒教に於ける上帝の如く、其各民族の想像に本づける所謂神話

上の神にあらずして、正に、我皇室并に我日本民族と、血屬的關係を有する實在の神たるなり、ただ、其徳神聖にして、之を宇宙の萬物に比較して、其儔を求むる時は、光彩赫耀の状態、獨り之を太陽に比すべし、故に、日神と稱せしものにして、天祖直に太陽なりとの事は、天祖の傳説に見ゆる所なり、日本書紀一の神代卷に、

既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾己生大八洲國及山川草木、何不生天下之王者、歟、於是共生日神、號大日靈貴、大日靈貴、此云於此比羅時、武尊、日靈、此云、天照大御神、此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上也、次生月神、一書云、月神、月神、其光彩亞日、可以配日、而治、故亦送之于天、

とある日神又は配日の日ヒノヒの如きは、天祖を以て太陽若くは太陽主宰の神とせしに似たれども、これ所謂神徳形容の極、かくの如き語を用ひしものにて、純朴なる古事記上神代卷の文には、只、於是洗左御目時所成神名、天照大御神、次洗右御目時所成神名、月讀命、次洗御鼻時所成神名、建速須佐之男命、此、此時、伊邪那岐命、大歡喜、詔、吾者、生、生子、而於、生、終、得、三、貴、子、即、其、御、頸、珠、之、玉、緒、母、由、良、邇、取、由、良、迦、志、而、賜、天、照、大、御、神、而、詔、之、汝、命、者、所、知、高、天、原、矣、事、依、而、賜、也、次詔月讀命、汝命者所知夜之食國矣、事依也、次詔建速須佐

之男命、汝命者、所知海原矣、專依也、  
 ぬざるなり、然るに、其後、天祖、天照大神に對する國民の信仰力は、一層發展し來り、天祖は、素より太陽にあらざる事上述の如し、雖も、凡そ、六合の間、肉眼に映ずるものにして、光明赫耀、尊嚴犯すべからざるものは、太陽なるより、遂に、天祖、天照大神を以て、直に太陽なりとするの觀念を生ずるに至りしもの如し、日本記三神武紀戊午年の條なる、神武天皇東征の途、孔舍衛坂の戰に、天皇が、今我、是日、神子孫而向日征虜、此逆天道也、不若退還、示弱禮祭神祇、背負日神之威、隨影壓躡、如此則曾不血刃、虜必自敗矣、僉曰、然、こいへる如きは、古事記にも見ゆる所にして、天皇を首として、隨從の將卒、皆天祖を以て、太陽なりと思考せし證、瞭然として明なり、此後、學者、或は、天祖直に太陽にして、天祖御降誕の以前に於ては、太陽なしと云ひ、古事記卷六或は、天祖は太陽を主宰する神なりと云ひ、其說多少區々に亘る、雖も、要するに、學者の說の如何に係はらず、國民の信仰は、之を天上實在の祖神として崇拜し、若くは太陽の中に存在する實在の祖神として崇拜するものにて、此信仰は、嘗て變ずることなし、近年、外國の學者が、我國民の信仰と、我二三學者の學說とを混同して、我國民信仰の變遷發達など思ふものある如きは、皮相の淺見と謂ふべきなり、

第四款 天祖天照大神の大詔

天祖天照大神の大詔とは、古事記古訓本上卷に四十八左

爾高御產集日神、天照大御神之命、以於天安河之河原、神集八百萬

神集而思、金神令思而詔、此葦原中國者、我御子之所知國、言依所賜之國也、中略爾天照大御神、高木神之命、以詔太子、正勝吾勝速日天忍穗耳命、今平訖葦原中國之白故、隨言依賜降坐而知看、爾其太子正勝吾勝速日天忍穗耳命、答曰、僕者將降裝束之間、子生出名、天邇岐志國、邇岐志、自邇至天津日高日子番能邇邇藝命、此子應降也、此御子者、御合高木神之女、萬幡豐秋津師比賣命、生子、天火明命、次日子番能邇邇藝命也、是以隨白之、科詔日子番能邇邇藝命、此豐葦原水穗國者、汝將知國、言依賜故、隨命以可天降、中略爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊弉許理度賣命、玉祖命、并五伴緒矣、支加而天降也、於是副賜其遠岐斯、此音八尺勾瓏鏡、及草那藝劍、亦常世思金神手力男神、天石門別神、而詔者、此之鏡者、專爲我御魂、而如拜吾前、伊都岐奉、次思金神者、取持前事、爲政

とあるものにて、此大詔は、二箇の重大なる要素を含蓄す、其第一は、君民同祖の間に於て、嚴然として、君臣の別ある事を明にせし事なり、其第二は、天祖の聖德、日月の如くにして、六合を照臨し給ふに拘はらず、其蒼生愛撫の大御心より、汎く諸神の意見を徴して、以て、下民の幸福を増進せむと給ひしに在る事是なり、

第一の、君民同祖の間に於て、嚴然として、君臣の別ある事を明にせし事とは、既に、我國に於て

は、君民同祖なり。雖も、皇室は、天祖の直系にして、臣民は、其傍系なるを以て、直系の皇室、必ず君位に備はり、天下の主權を執り給ふの御主旨にして、臣民の敢て窺窺すべからざる事を示し給へるものにして、大義名分、昭々として日月を指すが如きを謂ふなり。故に、孝德天皇大化三年の詔にも、明に此事を示し給ひ、之を以て、カミヤタ惟神の道と稱せられ、日本紀、廿五、孝德紀、大化三年四月條又、中世、ユヅ弓削道鏡の變に際せし時、宇佐八幡宮の神託にも、明に君臣の別を教へ給ひ、續日本紀三十、佛鑑、天皇神祇錄卷三年我國體に在りては、たゞひ、皇別、神別、及び近親の皇族たり。雖も、一たび姓を賜はりて、籍を人臣に列する時は、再び天位に登る能はざる事、亦嚴然として一點の疑ある事なし。而して、かく天祖の大詔によりて、國家の大原則の定まりし事實の如きは、世界の他の各國に於ても、亦其例なきにしもあらず、即ち古代の歴史法典等を歴覽する時は、例へば、諸國に於ける太古の法律は、皆天帝若くは神明の詔によりて定まりしものか、若くは、其天帝或は神明より手授せられたるものにあらざるはなし、バビロンのハムムラビー(Hammurabi)の法典の如き、印度のマヌ(Manu)の法典の如き、又アラビアのコーラン(Coran)の法典の如き、支那の洪範等の如き類是なり、而しながら、此等の法典は其授與せし所の所謂天帝若くは神明なるものが、必ずしも、其國民の大祖先にあらず、隨て國民の之を信仰する程度、初より蓋し著しからず、是を以て、其法律は、普く國民の人心を支配して、永遠に其法律の大原則を以て、其國民を制御すること能はざりき、又、近く隣邦支那の歴史を按ずるに、支那周代の制度の如きは、上、前代の成敗に鑑み、下、當時の事情を參酌して、組織せるものにして、孔子も之を稱して、論語三の十一、右郁々乎而文哉、吾從周、八節、魯に見ゆといへる如くにして、極め

て完全なる形式を具し、君民同祖の場合に於ては、後世其支流のもの、往々にして、窺窺の心を生じ、僭濫の弊あるべきを慮り、特に、宗法といへる制度を立て、天子諸侯の次男以下は、其長子に對して、君臣の別を生ずるもの禮記三十四の十三左、十四右、左、十一君有合族之道、族人不得以其戚戚君位也禮記三十四の十三左、十四右、左、十一といへる如き、法文を生じ、禮記三十四の十三左、十四右、左、十一遂に、又大義滅親左傳公四年の條といふ如き格言をも生じ、君臣の別を定むる事に於て、其形式、遺憾なく具備せしもの、如くなり。雖も、如何にせん、支那に於ては、君民同祖の事實なきを以て、之に對する、其國民の信仰力、甚だ弱かりしが故に、遂に、春秋戰國の大亂を生じ、革命立に起り、周室遂に滅亡するの否運に會せしなり。然るに、之に反して、我天祖 天照大神は、我皇室の御祖先なるに、共に、又、吾人臣民の大祖先たれば、國民の信仰は、絶對無限にして、其正統の御子孫たる 天皇は、亦國民に對して、絶對無限の信仰を受けさせ給ひ、遂に萬世一系の基を啓けるなり、

第二の、天祖の聖德、日月の如くにして、六合を照臨し給ふに拘はらず、其蒼生愛撫の大御心より、汎く、諸神の意見を徴して、下民の幸福を増進せむと給ひし事實とは、即ち、高天原に於て、汎く諸神を會して、我葦原の中國を平けく安けく治め給はむが爲め、種々の會議を催させ給ひ、諸神は亦二心なく誠心誠意其思慮を傾け、遂に天孫降臨の舉に及び給ひし事にして、此事たるや、英國古代の庶民會議及び賢人會議(Folkmoets and Witenagemots)、支那古代の四岳十二牧の會議等の如く、或は人民の要求により、或は人心の收攬の爲にせし。此すべき性質のものにあらずして、天祖の眞心より出でたる蒼生愛撫の大御心の發現なれば、其民心に感應する所も、亦隨て深く、

して、上下親睦の情、彼我の間自ら大なる差違を生ずるに至れるを覺ゆ、されば、此の大詔は、歴代天皇の服膺し給ひ、後世臣民の遵守すべき大模範大憲章たらずんばならず、故に、天祖は、天孫の將に我葦原の中國に向て出立し給はむとするに際り、其前途を祝し給ひて、『故、天照大神乃、賜天津彦彦火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物、又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部、神使配侍焉、因、勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣寶祚之隆、當與天壤無窮者矣』日本紀の神代卷下  
一世の中程に在り、此宣はせ給へり、歴代の天皇、後世の臣民、能く此大詔を服膺し遵守するに否かは、寶祚の隆替、國運の安危、一に係て此に在る事、云はずして既に明なり、天祖大詔の御旨趣、高遠雄大、得て之を仰ぎ名づくる事なきなり、正に是れ、我日本帝國憲法の大原則と謂ふべく、明治二十二年二月十一日發布せられし、我欽定憲法の法文は、即ち、此天祖の大詔を以て發表せる我國體の基礎に於ける大原則を、具體的に法律として發布せしものに外ならざるを知るべきなり、されば、天祖の大詔、是れ實に、我國體の萬國に冠絶する第二の大原因たらずんばあらずるなり、

## 第五款

歷代天皇の、天祖の宏謨に従ひ給ひて、下民を子の如く愛撫し給ひし聖德、

我國體の由て來る所は、君民同祖の事實と、天祖天照大神の大詔とに在る事、前條述ぶる所の如

し、即ち、君民同祖の事實によりて、皇室と國民との親愛は、自ら之によりて維持せられ、天祖天照大神の大詔によりて、皇室と國民との間に於ける、君臣の別は、自ら定まれり、是に於て、我國體の大基礎は、全く確立せるものと謂ふを得べきなり、然り而して、此天祖の大詔を實行して、其宏謨を内外に示し、以て、國民の、天祖并に皇室に對する尊崇心をして、一層確實に永續せしめ、發達せしむる事は、天祖の大詔に本づきて、此葦原中國の主權者たるべき歴代の天皇が、啓聖文武、極めて仁德にましまして、下民を子の如く愛撫し給ひ、以て天祖大詔の大主旨を發揮するに在る事も、亦其一大原因たらずんばあらず、蓋し、天祖の大詔は、我國民の齊しく絶對的に尊崇し、遵守すべき大法則にして、別に、歴代天皇の仁德にまします事を以て、其要素とせずとも、而しながら、幸にして、我歴代の天皇は、古今一貫、何れも深く御仁德にましまして、賴山陽が、我歴代の御傳記を讀むは、漢の文帝の傳を讀むが如し、といへるが如く、何れも、仁愛の聖德を備へ給ひ、而して、其國史に、稍暴虐の御行爲あらせ給ひし如く記し奉れる、雄略、武烈諸帝の御紀の如きは、外國史文の竄入せしこと、既に先輩の論破せし所に誤なければ、此の如き、歴代の仁德は、漸積の勢、漸く人心に浸潤して、愈忠君愛國の心を涵養せしや疑なし、是を以て、中世、王綱稍く紐を解き、宰臣武門大權を專にせし如くなり、雖も、予の研究による時は、立法の大權、并に司法權の一部分の如きは、嚴然として、朝廷の手を離れしことなく、又、兵馬外交の大權の如きも、終始天皇の御稜威に藉らざるものなし、而して、其行政の大權の如き、即ち之を權臣の自由に委任せし如き形式あれど、これすら尙且告朔の糶羊として、宮中に於て、仗座の儀を首として、百官國司の任命

等に至るまで、悉く皆古代王朝實權存在の現状を維持せしを見る、此事、予別に論議せしむるに於て詳し是れ即ち一たび承久の大難を蒙り、二たび建武の中興に敗れしも、遂に明治の維新復古を致し、一大原因にして、我國體の萬國に冠絶する所以の第三原因なり、

第六款 祖先崇拜の國風(附、我日本民族と、支那民族との宗教心の根柢に於ける差違と、彼我國體の區別)

歐洲の社會學的研究の上より、宗教を研究せし學者の説によれば、宗教の發達は、無神論(Atheism)より、拜物教(Fetichism)、自然崇拜(Nature-worship)、魔法教(Shamanism)、偶像教(Idolatry)等の階級を経て、遂に一神教に達するものと爲すもの、如し、而してアリアン人種の古代の狀態より、印度、波斯、中央亞細亞、西比利亞、并に南北亞米利加、南洋諸島の土人の宗教的信仰を見るに、實に正しくかくの如き種々の信仰現象を有し、其發達の階級も、亦大凡かくの如きものあらむかとの推測をなし得ざるにもあらざるものあり、Talbot及びCairnesの著書等による支那民族古今の信仰狀態も、亦大凡類似の事なきにあらず、故に、日本民族の信仰狀態も、かくの如き一識を以て、其外部を一見する時は、以上諸民族の信仰狀態と、同一なるかの如き觀なきにしもあらざるべし、故に、皮相の管見を以て、日本民族の信仰を多神教の部類に入れ、遂に、近年、外國人にして、我國の神道を論ずるものの中には、世界に於ける多神教の運命は、一神教の出現によりて廢滅するものなりと云ひ、以て日本神道の前途をトし、日本人の敬神思想が今後漸く消滅して、漸次外國の一神教即ちキリスト教の如きものに歸する日あるを豫想するものあり、而しながら、是れ我固有の神

道今日の敬神思想にあらざる即ち日本人の敬神思想を目して、純然たる希臘羅馬の Domestic Religion 即ち家庭宗教と同一のものに誤信し、且我日本民族の天祖に對する熱烈なる信仰の真相を知らざるものと謂ふべきなり、加之、我日本國民は、初めより決して他の世界の蒙昧なる國民の如くに、頑迷なる多神教崇拜の人民にては之なかりしなり、即ち我國民の古代の信仰狀態を稽查するに、我日本に在りて、神明として崇拜せられ、神社として祭祀せらるゝ所のものは、

第一 祖先

第二 偉人豪傑の皇室國家若くは一部の人民に功勞ありしもの

第三 極めて稀に、國家の謀叛人、若くは謀叛人と認められて死せし人の靈魂にて、國家民人に崇りをなすの恐れあるものとして之を鎮めむがために祀りたる神社、例へば、京都の北野神社、及び御靈神社等の類、

にして、自然物の崇拜、即ち天文、山川、奇物、動植物、礦物等の崇拜の如き、素より之なきにしもあらず、即ち信州戸隠神社の九頭龍權現、及び鳥の神、尾張熱田神社の楠木御前、日前國縣神社の楠神の如き、伊勢大湊の千引岩の如き、現に動植礦物の崇拜せらるゝもの之なきにはあらず、雖も、此等は、皆、信仰の年代久遠にして、既に純然神格化せられ、且若し、其神体が果して動植物なりとするも、それは西洋の學者がナチュアオースツプに對して下せる定義の如くに、其動植礦物其物を威靈ありとして之を尊崇するにあらず、又其奥に宿れる神靈を崇拜するにもあらずして、其動植礦物は、或る實體の神若くは其神の靈魂が化身して出現したるものなりと云ふか、若くは

後文に述ぶる所の偶像教の觀念に本づきて之を信仰するものなり、而して其實体の神の化身云々の例は日本武尊東征の時、近江の膽吹山の山神が、大蛇となりし事、景行紀に見ゆる類にして、たごひ自然崇拜を免れずと仮定するも、凡そ我國有史以來今日まで、嚴然神社として存在するものは、猶ほ前に云へる皇室國家若くは一部の民人に功勞ありし偉人の靈を祀ると同一の主旨によれるものにして其信仰の理由合理的なるものなれば、外國人等が直に之を見て他の野蠻民族の自然崇拜と混する如きは、大なる誤謬なりと謂はざるべからず、又、風神雨師の如き神々、亦往々官國幣社に列するものあれど、是れ、亦、外國にて直に風雨を祭るものとは、全く異にして、是れ亦何れも、こゝに所謂皇室國家若くは一部の人民に功勞ありしものの部類にて、風神は風を掌る神、雨師は雨を掌る神にて、もご實體を具せし神に外ならざるなり、彼の神明の生前好ませ玉ひし縁故などよりして存在せる神使と稱する、たごへば稻荷の使の狐を以て直に稻荷の神と爲し、冥福を祈るが如きは、何れも概して淫祠の部類と見做すの習慣にして、殊に男根を以て神體とする男根の事は辨遊癡七、日光山の四、金精峠の條、神名帳勢証土代の首卷に見ゆ、而して男根を祭るは印度の古俗なること印度誌に符符開列の辭を載く、尙ほ後文にも辨せり如きは、眞に無智の人民の爲す所として、度外に措かれ、若し以上の自然物崇拜若くは拜物教の類にして妄りに衆を集め、治安風俗等、秩序を紊亂するが如き事あらむには、古來、政府は勿論、一箇人に在りても、直に之を駁撃して、其迷信妄拜を絶滅する慣習なりき、即ち、日本紀第二十四卷に見ゆたる、皇極天皇三年七月、東國不盡河邊人大生部多なるものが、一種の蠶の如き虫を捕へて、常世の神と稱し、之を祭るものは、富壽を得べしと云ひふらし、都鄙の人、騷擾之を信するもの多かりしかば、秦河勝なるもの、之を憎み、太く多の身体を撃ちしに、巫覡等、皆畏れて其祭を止めし事の如き、以て其一斑を視ふに足るべし、其書難及ぼさざるものは、稀に之を存置すること前に云へる如し

夫れ、祖先を崇拜し、偉人傑士を崇拜する事は、極めて純正高尚なる文明的思想より發する所の宗教心にして、其稀に國家の謀叛人等の靈を祀るが如きは、是れ、亦多くは其謀叛人なるものが、決して尋常一様の人に之なくして、其生前に於ては、或は九五の御位を踏み給ひたる天皇、若くは此他皇族、功臣の類にして、殊に、菅公の如きは、一時、其當時の政府より誤つて謀反人と認められたるものにして、其生前の功勞は、之を祭祀するに足るべき偉人たれば、此等の靈魂を崇拜する事は、是れ亦決して蒙昧なる多神教人種の迷信と同一視すべきものにあらずして、畢竟、此種の人の靈魂を神とせし事は、第二の偉人豪傑の、皇室國家及び一部の人民に功勞ありし者を祀ると、同一種に歸すべきものなり、即ち、日本人は、此等御靈神社及び北野神社等の神を以て、恐怖すべきものとして崇拜せしにはあらで、其人生前の威徳功勞を畏敬して、神とせしもの以外ならざるなり、其証は、單に恐怖すべきものにありては、之を神とせずして、邪神と見做し、眞神に祈禱して、之を退治するものなり、例へば、疫病の神を退治するには、素盞鳴尊の神靈たる祇園神社に祈禱するの類是れなり、此他、男根を神體として祀れりとの傳説ある神社も、古來、亦全くなきにもあらず、即ち、東國にては、道祖の神と稱して、男根を祀れる神社多く之ありといひ、又、日光山の金精峠にある金精權現は、銅にて鍍金せる男根を神體とせりと云ひ、又、尾張丹羽郡田縣神社の神體は、木造の男根にて、祭禮の時は、特に大なるものを作るこの傳説あり、辨遊癡七、日光山志、神名帳勢証土



代の然りと雖も、我國に於ける男根崇拜の習慣は、極めて無智卑賤の一部人民たる事は申すまでもなき事にて、素より、神として崇拜する等の部分に屬すべきものにあらずして、一種の營業上の所謂縁喜に過ぎず、其証は、此男根崇拜の慣習は、中世以後の遊女傀儡師アヤツリに起りしものにして、現に、予の實見する所にては、山城宇治の一神社の如きは、京阪地方の藝妓、之を道鏡の神靈と稱して、盛に參詣する事あり、これ此習慣が、前に所謂中世の遊女傀儡師の間に發生せるに本づくゆゑんにして、其傀儡師は、或人の如きは、之を朝鮮人の漂流して我國に來りしものにして、我日本民族にては之なしといへり、其實否は姑く措き、此等賤民が、我純粹の日本民族たらざる事は明なり、要するに、男根崇拜は、前にも云へる如く印度の習慣か、左もなくは東方アジア大陸の習慣にして我國固有の習慣にあらず、隨て、我國賤業者の間にて之を崇拜するは、今日、西洋人の間にも多く見る所の營業上の縁喜に外ならずして、之を我國の宗教的思想の一部として數ふるは、もごより不當の事たるを信ず、而して、すべて、我國神社の神體に、或は鏡、或は玉、或は刀劍兵器、或は釜カマ、或は石を以てする如きは、其神の、生前、特に指定せるものなるか、若くは、其神と關係ある事物所特品なるかにて、其多くの神體に、石を用ふる如きは、蓋し、清潔を尙ぶ我國風の致す所にして、且つ、石は年代永久を意味するものなれば、藉かたて以て神明の形體として之を拜するなり、而して、日本人が、かゝる物質に、神靈ありとして、單に之を信するものと思ふは、大なる誤謬と謂はざるを得ざるなり、故に、畫像木像の如きは、我國の神社に於ては、之を神體として安置するの習慣は、古代に於ては、全く之なかりしなり、アストンは、之を以て、我古代の美術製

作の幼稚に歸すれども、軍神問答の說によれば、『畫像を安置する事は佛家の事にして、我國風にあらず』と云へり、左もあるべき事ならむ、かくて、我日本の偶像教は、西洋の學者の云ふ如く、先入の偏見若くは妄想に本づける眞理發見の障礙物にあらずして、今日、西洋人が、其各自の崇拜する偉人の肖像を壁間に掲げて、之に尊敬の意を表するものと、毫も異ならざるなり、而して、所謂魔法教の如きは、印度の産物の、我國に渡來せしものにして、中世、物語類に見わたる物の怪の迷信は、一に、眞言秘密教の弊に歸せざるを得ざるなり、されば、我國に於ては、祖先を祭マツルる事は、我國自然の國風にして、眞神は、實に其各自の祖先なりと謂ふべく、而して、其眞神中の最も威靈あるものは、國民全体の大祖先たる天祖に在るべしとの信仰にして、之を外國の純然たる一神教に比較するも、其信仰の燒點に於ては、彼と此と敢て別に異なる所なきを信ず、其偉人豪傑を崇拜する事は、西洋各國と雖も、亦我と異なる所なきにあらずや、只、彼は別に神社として祭祀せず、畫像、銅像、石像、若くは紀念碑を設立して之を崇拜し、我は之を神社とするのみの形式上の差異にして、其後世子孫をして、偉人の徳を仰ぎ、偉人の行を摸範せしめむとする目的に於ては、彼我の間、豈何等の差異あるを認めむや、然るに、外國の學者は、天祖を以て太陽となし、月讀尊を太陰となし、其他、古事記日本紀に現はれたる諸神明を以て、他の野蠻國民の自然物崇拜、若くは、拜物教と同一視するの誤解より、遂に我敬神思想の前途に向て、將來此日本の諸神崇拜の風が、漸次に絶滅して、キリストの一神教に歸するに至る時代ある事を想像するものなれども、是れ、眞に、外國人が我日本國民の天祖を初め、今日奉祀せらるる所の諸神社に對する崇拜が、單



のこなし、祖先は、之を上帝の下こなし、之を上帝に合せ祀る事を以て、最も祖先を尊敬するの道なりこなし、因て、支那に於ける文物大成の周代に於ては、其大祭祀を以て、遂に、禘郊祖宗の四者こなせり、禘郊祖宗の祭祀とは、國語四の八に、右祭法に

海鳥、日爰居、止於魯東門之外、三日、臧文仲使國人祭之、展禽曰、故有虞氏、禘黃帝、而祖顓頊、郊堯、而宗舜、夏后氏、禘黃帝、而祖顓頊、郊鯀、而宗禹、商人、禘舜、而祖契、郊冥、而宗湯、周人、禘嚳、郊稷、祖文王、而宗武王、幕能帥顓頊者也、有虞氏、報焉、杼能帥禹者也、夏后氏、報焉、上甲微能帥契者也、商人、報焉、高圉大王能帥稷者也、周人、報焉、凡禘郊宗祖報、此五者、國之典祀也、加之、以社稷山川之神、皆有功烈於民者也、及前哲令德之人、所以爲明質也、及天之三辰、民所以瞻仰也、及地之五行、所以生殖也、及九州名山川澤、所以出財用也、非是不在祀典、今海鳥至、已不知而祀之、以爲國典、難以爲仁且知矣、

こあり、禮記四十六の二に、右祭法に

祭法、有虞氏、禘黃帝、而郊嚳、祖顓頊、而宗堯、夏后氏、亦禘黃帝、而郊鯀、祖顓頊、而宗禹、殷人、禘嚳、而郊冥、祖契、而宗湯、周人、禘嚳、而郊稷、祖文王、而宗武王、孔子家語八の五左廟制の說は、又之と異り、即ち、子燕問曰、祭典云、昔有虞氏祖顓頊、而宗舜、夏后氏亦祖顓頊、而宗禹、殷人祖契、而宗湯、周人祖文王、而宗武王、とあり

こあるものにて、其祀る所の人物は、禮記四十一の十の疏に、

按、祭法云、夏、郊鯀、殷、郊冥、今杞、郊禹、宋、郊契者、以鯀、冥、之德、薄、故更、郊禹、契、蓋、時、王、所、命、也、  
こある如く、又禮記四十六の二に、右祭法に

大凡、生於天地之間者、皆曰、命、其萬物死、皆曰、折、人死、曰、鬼、此五代之所不、變、也、七代之所、更、立、者、禘、郊、祖、宗、其、餘、不、變、也、此の五代七代といふ事に就きては、禮記四十六の九右祭法の鄭註を見るに、鄭註には、黃帝、堯、禹、湯、の五代の外、顓頊、及び嚳、を加へて、此七代の間に、禘郊祖宗の祭が生ぜし如く說明せり、然るに、禮記集說三十二の四右には、五代、唐虞三代也、加顓頊嚳、爲七代、一、黃帝、二、堯、三、禹、四、湯、五、周、六、文王、七、武王、とあり、恐未、然、とあるに從ふべき歟、

こある如くに一定せず、且、魯語、祭法、共に記する所の禘郊祖宗の人物、嘗に互に參差するのみならず、周の禘郊祖宗を除きて、其他は、殆ど解すべからざるものあり、鄭玄は、有虞氏以上尙德、禘郊祖宗、配用有德者而已、自夏已下、稍用其姓氏、先後之次、有虞氏、夏后氏、宜郊、顓頊、殷人、以郊、契、禮記四十六の二左こいひ、祭法の疏文禮記四十六の二右以下并に禮記集說三十二の二右等、各種々の異説を掲載して、之を説明すこ雖も、要するに、其傳説に誤謬あるものを見るの外なきなり、然りと雖も、其祖宗を上帝に合祀するこ云ふ事に於ては、諸傳説の間更に疑ふべきものあるこなし、

禘の祀は、諸祭中最も重大なるものとして認められ、天子の祖先の所、自出、即ち祖先の祖先を祀る祭典として定められたるものなり、禮記三十三の九に、右祭法に

王者、禘其祖之所自出、以其祖配之、而立四廟、庶子、王亦如之、

こあり、又禮記三十四の二に、右祭法に

禮不<sub>レ</sub>王不<sub>レ</sub>禘王者禘其祖之所自出以其祖配之諸侯及其太祖鄭註に太祖大夫士有<sub>二</sub>大事省於其君オカシクハキヤ干祿及其高祖鄭註に太祖

禘大祭也始祖感天神靈而生祭天則以祖配之自外至者無主不止禘によれば天社は外より至る者にして祖先は即ち主なり

此あるものにて喪服小記の鄭註に、  
此あるによりて禘の祀は其始祖を天神に合祭するの謂なる事愈明なり而して當時禘と稱する祀は單に一にあらざるなり孔子家語ハの三に左廟制

凡四代帝王之所謂郊者皆以配天其所謂禘者皆五年大祭之所及也

さいへるを見れば郊の祀も亦禘と稱する事あるのみならず毛詩二十の四の一の疏に

正義曰祭法云殷人禘嘗而郊冥注云禘謂冬至祭天於圓丘則圓丘之祭名爲禘也又王制及祭統言四時祭名春禘夏禘秋嘗冬烝注云蓋夏殷制則殷之夏祭宗廟亦名禘也又鄭駁異義云三年一禘五年一禘百王通義以爲禮識云殷之五年一殷祭亦名禘也然則祭之名禘者多矣而知此大禘爲郊祭天者以冬至爲祭乃是天皇帝神之最尊者也爲萬物之所宗人神之所生非於別代異姓曲有感助經稱帝立子生商謂感生之帝非天皇帝也且周頌所詠靡神不舉皆無圓丘之

祭殷人何獨捨其感生之帝而遠述昊天上帝乎以此知非圓丘之禘也時祭所及親廟與太祖而已

さいひ、禮記二十五の三の疏に

若以郊對五時之迎氣則郊爲大故大傳云王者禘其祖之所自出故郊亦稱禘其宗廟五年一祭比每歲常祭爲大故亦稱禘也此類の事禮記四十六の二右の疏にも見ゆ

郊の祀は禘の祀に次ぐ所の大祭として認められ亦天子の祖先を天に配して祀るものなり而して其祭の法は柴を燔きて太陽を南郊に祭るもの、如し、禮記二十五の三十二に

天子適四方先柴郊之祭也迎長日至也大報天而主日也兆於南郊就陽位也掃地而祭於其質也器用陶匏以象天地之性也於郊故謂之郊牲用騂尙赤也用犢貴誠也郊之用辛也周之始郊日以至ト日受命于祖廟作龜于禰宮尊祖親考之義也

此ある是れなり郊の祭が太陽を祭る事は禮記四十七の十にも

郊之祭大報天而主日配以月夏后氏祭其闇殷人祭其陽周人祭日以朝及闇祭日於壇祭月於坎以別幽明以制上下

此あるにて愈明なり而して其祖を天に配する所以は禮記二十六の九に萬物本乎天人本乎祖此所以配上帝也郊之祭也大報本反始也

とあるに出づるものにして、報本反始のため、之を其絶對崇拜物たる天に配するに出づるものなり、有十三の廿四右に、郊者并三百五於上天二而祭之也とあるは異說なり、揚註に、百王百神也、或神字誤爲王、言社稷唯祭二神、至郊則兼祭百神、以喻君兼父母一者也とあり、

以上、禘郊の祀に合祭する所の所謂祖先なるものは、如何なるものなるか、禮記三十三の九の鄭註に、禘祭合祀の祖先是、天神の靈に感じて生るる人とあり、今之を實例に徴するに、魯語には、有虞夏後の禘を黃帝とし、殷の禘を舜とし、周の禘を帝嚳とし、禮記祭法に於ける四代の禘祭合祀の祖先是、有虞夏后とは黃帝にして、殷と周とは帝嚳なり、今史記の五帝本紀によるに、此等の人々は、皆有徳の君主にして、支那人の所謂天神の靈に感じて生れし人と稱すべし、又、禮記四十六の郊の祭の疏に、正義曰、此經論祭感生之帝於南郊神州地祇於北郊也とあり、然る時は、郊祭配祀の祖先も亦感生の人たるを要するもの、如し、今之を實例に徴すれば、前に引ける魯語祭法、共に正義の説と合はず、即ち夏后氏と殷との郊を縁と冥となし、如きは甚だ不當なり、此二人は感生の帝と謂ふを得ざるべければなり故に鄭立は有虞氏と夏后氏とは顓頊を郊とし、殷は契を郊とすべしといへり、予は此説を以て頗る當れりと思考するなり、而して魯語と祭法とが周の郊を后稷とせるは當れり、然るに顓頊と契と稷との出處を研究するに、顓頊の事は、五帝本紀記する所によれば、別に怪しむべき事なしと雖も、契と稷とは、共に五帝本紀によれば、其父は各之を擧ぐと雖も、其生誕の狀況を察するに、實は其父は不明にして、所謂感生に成りたるものにて、之を親族法の方面より觀察する時は、所謂母系親時代の遺風と見るべきものにして、極めて不明幽遠なる祖先と稱すべきものなり而して、禘郊の祭は祭中、最も重大なるもの

のごして、禮記の大傳の首に、不王不禘、といふ事もありて、帝王の外決して之を行ふ事を得ざる例なり、而しながら、又其次の文によれば、諸侯は、始封の祖、大夫士は、大事ある時は、其高祖にまで、此祭を行ふ事を許せり、故に、魯國并に夏殷の子孫たる杞國、宋國など、皆禘郊の祭を行ふを見る、禮記二十一の二十四右禮、及及び十二の廿右疏、而して、左傳二十一の十八左宣公三年、傳三年、にも、亦魯國の郊祭望祭の事多く散見す、されど、其祭の度數に至りては、之を天子に比すれば殺ぐものの如し、即ち、孔子家語七の五に、魯無冬至大郊之事、降殺於天子、とあるにて之を知るべし、

祖宗の祭は、禮記四十六の左祭法の鄭註に、祭五帝五神、於明堂、曰祖宗、祖宗、通言爾、とありて、其五帝五神とは、孔子家語六の二右によれば、五行の神を稱するものにして、之に、古代の主權者を、其徳によりて配合せるものなり、周禮十五の一左小宗伯の鄭註に記する所、并に禮記三十四の一右、大傳の鄭註に記する所、其文異なり、其旨趣は大同小異なり、而して、祖宗は、如何なる人を以て之に當つるかといへば、孔子家語八の三によれば、上古に於ては其國家に功勞ある者と、其個人として大聖徳を具する者は、之を祖宗として祭り、而して、其廟は、百世之を毀たざる例にして、禘郊に祭る所の祖先の如きは、其尊、祖宗の上にあると雖も、其廟に至りては、必ずしも之を存せざる例なりき、故に、周代以後の如く、祖宗必ずしも其血縁の祖先にあらざるもの、如し、魯語并に祭法、及び家語の廟制の禘郊祖祭が、周を除く、即ち、孔子家語八の三の文に、

凡四代帝王之所謂郊者皆以配天、其所謂禘者皆五年大祭之所及也、應爲太祖者則其廟不毀、不及太祖、雖在禘郊、其廟則毀矣、古者祖有功、而宗有徳、謂之祖宗、其廟皆不毀、子羔問曰、祭典云、昔有虞氏祖顓頊、

而宗堯夏后氏亦祖顓頊而宗禹殷人祖契而宗湯周人祖文王而宗武王此四祖四宗或乃異代或其考祖之有功德其廟可也若有虞宗堯夏祖顓頊皆異代之有功德者也可存其廟乎孔子曰善如汝所問也如殷周之祖宗其廟可以不毀其他祖宗者功德不殊雖在殊代亦可以無疑矣詩云蔽芾甘棠勿剪勿伐邵伯所憩周人之於邵公也愛其人猶敬其所舍之樹況祖宗其功德而可以不尊奉其廟焉

こある是れなり、禮記四十六の左祭法の鄭玄の註し、之と同主言なり。

我國にて、郊の祭を行ひし事は、神武天皇の四年二月に、郊祀天神の事、神武紀にあれど、其次に用申大功也といふ語あり、其前に、皇祖之靈といふ事あれば、是れ天を祭りしにあらすして、皇祖天神を祭りし事を、支那の文章風にて記せしものなり、而して、支那の郊の祭に倣ひて、實際に郊の祭を行ひしは、桓武天皇が、延暦六年十一月甲寅に、祀天神於交野といふ事ありて、續日本紀三十九に、其祭文あり、之によれば、昊天、上帝を祭り、之に、先帝光仁天皇を配祀せるを見る、又、文德實錄八によれば、齊衡三年十一月辛酉の日は、光仁天皇の御陵に使を遣はして、本月廿五日に、河内國交野にて、昊天を祭り、之に光仁天皇を配祀せし事を告げたる事見ゆ、當時、支那の制度風俗を摸倣する事、其極度に達したる時代なるが故に、遂に、此の如き奇異の現象を生せしと雖も、も、是れ我國体に於ては、天を祭りて、之に祖先を配するが如き事は許さざるが故に、此風は、忽ちして中止せりと見えて、此後、何等之に類する事を、書史上に於て見出さざるなり、

茲に至りて、所謂天及び上帝なごいふ事に就きて、一言せざるべからず、通常、支那古代の書史を概見する時は、天の種類甚だ多く、昊天といひ、昊天といひ、上帝といひ、天神といひ、日といふ

類、枚擧に違あらず、然れども、予の考証を以てする時は、畢竟同一物にして、時と場合とによりて、之を異名せしに過ぎざるもの、如し、即ち、昊天の事は、尙書二の十一に、欽若昊天とあり、又、昊天を昊天といふ事あり、尙書四の十九に、帝初于歷山往于田日號泣于昊天于父母とありて、孔安國の傳に、仁覆愍下謂之昊天とあり、爾雅の釋天に、秋爲昊天とあるは、註によれば、秋は萬物凋落するより、愍の音に通ずる昊の字を用ひしものと見ゆれば、昊天も、亦昊天と同一なる事を知る、而して、又昊天を上帝といふ事あり、尙書三の六に、肆類于上帝禋于六宗望于山川徧于羣神とある上帝の傳に、馬融云、上帝太一神、在紫微宮天之最尊者とあり、六宗の傳に、宗四時也寒暑也日也月也星也水旱也とありて、別に、天の事なければ、此上帝は即ち昊天に當るものなり、然るに、又周禮廿六の典瑞に、祀天旅上帝とあり、又、左傳三十七の十九に、昊天上帝と連書するによれば、天と上帝とを區別せるに似たれども、周禮の註に、玄極謂祀天夏正郊天也上帝五帝所郊亦猶五帝殊言天者尊異之也とあれば、天と上帝とは、猶ほ同一なるを知るべし、而して五帝の事は、前項に之を説明せし如くなり、又、禮記三十四の二に、既事而退柴於上帝とありて、又、禮記四十六の四に、燔柴於泰壇祭天也とあれば、上帝と天との同一なる事、愈々明なり、殊に、孔子家語左郊問には、天と上帝とを交互に呼べるにて、愈々其同一なる事を悟るべきなり、

又、上帝と天神と同一なる事は、前に家語右郊問に見ゆる事を云へり、又、毛詩十六の十右の疏に見ゆ、

と云ふ事は、左傳成公五年に見ゆ。

又、天神と云ふ事は、左傳襄公九年に見ゆ、又、單に神

又上帝曰同一なる事は禮記二十六の九に

萬物本乎天、人本乎祖、此所以配上帝也、郊之祭也、大報本、反始也、

ごありて、禮記四十七の十に

郊之祭、大報天、而主日配、以月、夏后氏祭其閭、殷人祭其陽、周人祭日以朝及闈、

ごあるにて明なり、

されば、禘郊祖宗祭る所の本尊は、或は天といひ、或は上帝といひ、或は又曰と稱す、雖も畢竟同一の天帝にして、之に祖先を合祀するに外ならざるなり、禮記四十六の鄭註に

禘郊祖宗、謂祭祀、以配食也、此禘、謂祭昊天於圓丘也、祭上帝於南郊、曰郊、祭五帝五神於明堂、曰祖宗、

ごあるによれば、要するに、其祭場を異にするより、其名を異にするものご見るを適當とすべし、而して、圓丘の事は、周禮三十二の二十の禘祭の音楽を記する條に、方丘と對して之を記したれば、即ち圓丘の事にて、既に毛詩二十の四の疏には、之を圓丘に作れるを見る、又、南郊の事は、禮記二十六及孔子家語七の本文、并に註釋に詳に見て、王城の前面南方の廓外を指せるものなり、

以上、考證する所によれば、上帝を祭る事は、只天子に限るものにして、諸侯以下は、其祖先と社稷とを祭るを得るに過ぎざるなり、只諸侯は、其始封の祖を上帝に配し、大夫士は大事に臨み、特に請うて其高祖を上帝に配するを得る事は、前述ぶる所の如し、故に、國語四の二に

嚴公如齊、觀社、曹劌諫曰、不可、天子祀上帝、諸侯會之、受命焉、諸侯祭先王先公、卿大夫佐之受事焉、臣不聞諸侯之相會祀也、祀又不法、ごあり、禮記二十一の二に、天子祭天地、諸侯祭社稷、ごある所以にして、天子は、其權力無限祭らざる所なし、即ち禮記三十四の二に、

牧之野、武王之大事也、既事而退、柴於上帝、祈於社、設奠於牧室、遂率天下諸侯、執豆籩、逡奔走、追王、大王、王季、文王、昌、不以卑臨尊也、

武王は今天子となりて、故に其祖先の諸侯たる人を追尊して王とせざれば、卑を以て、尊に臨む道理なり。

ごありて、天地、社稷、祖先を祭り、又、禮記四十六のには有天下者、祭百神、ごあるなり、

是に於てか知る、支那民族の思想に於ては、天の威靈は絶対無限にして、自己の祖先より尊きものたるを信仰せしことを、又、其所謂祖先として崇拜する所のものは、有虞三代を首として、歴代皆各之を異にし、特に其祖先は、必ずしも其血縁の如何を論せず、有徳者を以て之に當つる如き事を、是れ、實に大に我日本民族の思想と異なる所にして、世界の學者、政治家、法律家、教育家、乃至宗教家の、知らずんばあるべからざる一大問題なりとす、故に、支那思想を基礎として組織せる所の儒教に在りては、若し之を宗教として觀る時は、正に、基督教并に佛教と同じく、一種の普遍教と稱すべく、即ちアリアン人種は、キリスト教以前、即ち其最初に於ては、家族宗教を絶対に信仰せしと雖も、支那民族に在りては、初より拜天を以て、家族宗教の上に置きたるものご謂ふべくして、我日本民族の、終始、其家族的宗教より發展せる國民的崇拜、即ち日本民族固有の祖先

教を固執して、一種の家族的國家を形成し、維持することは、眞に、大なる差別あるものと謂ふべきなり、

夫れ、支那民族は、既に天を以て絶対的信仰の目的物となす、故に、凡そ天下を主宰する所の主權者は其人格徳望正に天と一致せざるべからずとの觀念あり、隨て、其主權者は、必ず其民族間に於て、聖人と稱せらるゝ所の人たらざるべからず、而して、其政治法律は、至公至平にして、其國民は、各個人として充分の幸福を享受せざるべからずとの觀念、上下の間に磅礫して、自由平等博愛權利の思想に富み、其政治組織は、君主專制の形式を備ふと雖も、其政治思想に至りては、純然たる共和政體の觀念を含蓄し、主權者にして、毫も、此理想に反するの行爲ある時は、忽ち之を革命する事を以て、國民の天職と信じて疑はざる事は、予が專攻學科たる東洋法制史の第一卷に於て、數年前既に詳論せし所なり、是を以て、其君主の稱號の如きも、何れも皆天と云ふ事と一致する意義を含蓄する文字を使用せるもの、如し、即ち、皇は、說文解字<sup>上</sup>に、皇、大也、从、自、王、自、始、也、始、王者、三皇、大、君、也、とあり、今之を考ふるに、自は始なりといふ事は、自は自然にて、即ち天なり、故に天命を以て君たるの義にて、自王を皇とせしものならむ、說文<sup>四上</sup>の<sup>五右</sup>によるに、自は鼻の象形にして、白は自の省字なり、故に此二字何れにても王の字の上であれば、始の王と云ふことを意味するなり、此点より云ふも又皇は始の王なり、前文に始めて王たるものは三皇なりと云ふに一致す、又帝は、說文解字<sup>上</sup>に、帝、古文、帝、古文、諸、上、字、皆、从、一、篆、文、皆、从、一、二、二、古文、上、字、とありて、毛詩<sup>十六</sup>の<sup>四</sup>の既受帝祉、施于孫子<sup>一</sup>の箋に、

帝、天也。とありて、疏に、此王季之身爲天、帝所祐、云々とあるをも見るべし、孔子家語<sup>左</sup>の<sup>三</sup>に、五祀不得同帝、とあるにて、帝を以て最上の位とせし事明なり、又、王は、說文解字<sup>上</sup>の<sup>一</sup>に、王、天下、所、歸、征、也、董仲舒曰、古之造文者、三畫、而連、其中、謂之、王、三者、天地人也、而參通之者、王也、孔子曰、一貫三、爲王、とありて、而して、遂に君主たるものは、常に天命を承けて位に登るのみならず、其肉體も亦天の生む所なりとの觀念ありしもの、如し、說文解字<sup>下</sup>の<sup>三</sup>の姓の字の條に、

人、所、生、也、古、之、神、聖、人、母、感、天、而、生、子、故、稱、天、子、因、生、曰、爲、姓、从、女、生、生、亦、聲、春、秋、傳、曰、天、子、因、生、曰、賜、姓

とある如きは、予は、之を以て、古代母系親の徵證と見るに過ぎずと雖も、古代の支那人が、天子なる稱號を、主權者に附せし理由は、其皇帝王の文字造出の理由と相俟ちて、當時の思想を推察するの好材料と見なさるるなり、

然り而して、又、支那に於ては、其主權者の徳望によりて、其階級を定む、即ち、三皇五帝三王五覇の類是れなり、

三皇五帝の稱は、何の時に始まりしか明ならず、周禮<sup>二十六</sup>の<sup>三十</sup>の外史の條に、外史、掌三皇五帝之書、とあれば、周代に於ては、既に其名稱ありしもの、如し、されど、孔子は、三皇五帝

の傳を記せず、尙書の中には、五帝の中の堯舜より其傳を始めたり、司馬遷の史記に至りて、初めて五帝本紀あり、又、大戴禮及び孔子家語に、五帝の事あり、今日傳ふる所の史記の三皇本紀は、唐



の司馬貞の作に係るものなるのみ、尙ほ日本と關係する三皇五帝の古説は三五本國考を見るべし。然れども、三皇を以て主權者の徳最も勝れたりとなし、五帝之に次ぎ、三王又之に次ぐといふ思想は、周代より之ありしもの如し、其證は、左傳十六の二左傳の、狐偃が晉侯に語るの條に、周禮未改、今之王、古之帝也。とあるにて知るべし、而して、其徳の多少を斟酌するの標準は、第一の皇は、無爲にして自然に天下の主權者となりし事、宛も、天の、自然に、萬物の父母たるが如きに似たりと云ふ觀念に本づきて、之を以て第一となし、第二の帝は、其行爲、三皇の無爲なるが如く、自然にあらざるも、其徳に至りては、天と同一なりとの事にて、之を以て第二となし、第三の王は、時勢既に大に變じ、天地自然の大道に本づきて、主權者の大權を授受する事を得ず、禪讓の形式を棄て、放伐の形式を取れるより、其徳大に前者に劣ることとして、之を第三に列したるたり。尙書一の七左十五行目、及び二の五左、六右の疏文、禮記二十一の五左禮運の本文、并に註疏禮記一の十七右、十七左、十八右の疏文、而して、霸道に至りては、兵力と法律の力により、且つ交ふるに權變諂詐を以てし、而して、其形式は、愛民を標榜せしものなり、故に之を以て主權者の最下等となす、管子二十三の二十右、孟子三上の八左、三下の二右、三下の十二左、十三下の六右、十周末の諸侯たる秦國は、歴代、世々英資を以て、霸道を行ひ、始皇帝の時に至り、遂に天下を一統せり、是に於て、始皇帝は、自ら、其功德、三皇五帝を兼ねることなし、自ら號して皇帝と稱せり、爾來、漢以下、支那歴代の帝王、皆皇帝を以て稱せざるものなし、後漢の蔡邕の獨斷に、漢天子正號曰皇帝、中上古天子庖犧氏神農氏稱皇、堯舜稱帝、夏殷周稱王、秦承周末、爲漢驅除、自以德兼三皇功包五帝、故并以爲號、漢

高祖受命功德宜之因而不改也

とある、亦以て参照すべし、是を以て、支那に在りては、天子の寶器、必ずしも、我國の三種の神器の如くならず、左傳二十一の廿一、右宣公三年に、

楚子伐陸渾之戎、遂至于雒、觀兵于周疆、定王使王孫滿勞楚子、楚子問鼎之大小、輕重、馮對曰、在徳不在鼎、昔夏之方有徳也、遠方圖物、貢金九牧、鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神姦、故民入川澤山林、不逢不若、螭魅罔兩、莫能逢之、用能協于上下、以承天休、桀有昏徳、鼎遷于商、載祀六百、商紂暴虐、鼎遷于周、徳之休明、雖小重也、其姦回昏亂、雖大輕也、天祚明德、有所底止、成王定鼎于郊、廓卜世三十、卜年七百、天所命也、周徳雖衰、天命未改、鼎之輕重、未可問也、

とあるを見るべし、是れ實に支那固有の國體にして、周代に在りては、周公の苦心によりて、漸く國家主義を養成し、古代の民主主義、個人主義の一隅に向つて、臣民忠義の思想を涵養し、大義滅親左傳三の二十、右僖公四年、若くは勤王、左傳十六の二左、若くは溥天之下、莫不非王土、云々、毛詩十三の二、の如き格言の、上下の間に存在する如き傾ありて、今又茲に、楚子が、天下を保つには、天子の寶器を掌握せざるべからざるの觀念を抱くまでに、其國家自然の性格を變化せし如くなり、雖も、而しながら、其主權者に、等級を定むる思想の如き、又周の大夫が、楚子に向て、天子の寶器は輕きものにして、主權者の資格は徳望に在りと答へたる思想の如き、到底周代二三爲政者の力を以て、よく

其民族の固性を變化して、其國家自然の性格たる國體を、改造する事を得べきものにあらざるを知る、支那民族の其主權者に對する思想こそは、實に、我日本民族の皇室に對する思想と、正反對に出づる所にして、其兩民族の信仰中心の差別は、延て、各其主權者に對する觀念に、非常の大差を生じ、支那に在りては、其絶對崇拜の目的物たる天と同一の人格を有するものを主權者として仰ぐべく、隨て、其主權者の種族、并に由緒の如き、及び其傳來の天子の寶器の如き、毫も問ふべき所にあらざるなり、然るに、之に反して、我日本に於ては主權者は其絶對崇拜の目的物たる天、天照大神の御子孫たる天皇たらざるべからず、即ち、其臣民の總本家たる皇室の正統者たらざるべからず、隨て、天照大神の親しく天孫瓊杵尊に授け給へる三種の神器は、眞に天子歷代授受の寶器にして、臣民の敢て窺窺すべきものにあらず、又、天子の徽章たる錦の御旗は、正統大元帥の外之を用ふるを許さざるなり、歷朝神皇故に、三種の神器は、臣民妄りに之を冒す時は、忽ち冥罰を蒙りし例あり、此例あり又、錦の御旗は、之なくては、天子の御印なしとて、足利尊氏は、殊更に北朝の天子を擁立するに至れり、梅松論及び醍醐三寶院所藏足利尊氏自筆の理趣經の奥書神器は一の形式に過ぎず、主權者固より徳なかるべからずと雖も、我日本帝國に於ては、天子必ずしも徳あるのみを以て主とせず、要する所は、其臣民の總祖先たる天照大神の御子孫たる點に存するなり、而して、我日本帝國歷代の天皇が、至仁至徳におはしまし、事は、前既に説く所なり、彼我民族の信仰上に於ける根本思想の差別より、其彼我の國體に及ぼせる差別は、以上説く所の如し、是に於て乎、更に之を詳言すれば、支那に於ては、拜天思想の基礎に本づきて、天を崇拜す

るの外、總國民の大祖先と云ふものなくして、其大望ある者、ひとり天の代表者として國民の崇拜を受くるに止まるのみなるが故に、其種族個々に分立して、親族的に全國民を結合するの中心點なし、隨て、絶對崇拜の目的物たる天の外は、人類平等無差別の主義を固執し、天の大道に於ては、天賦平等の恩澤に浴して生れ出でたる人類は、各平等に其幸福を享受すべきものなる事を信じて、個人主義に傾き、其個人の父子兄弟等に於ける人類自然の血屬的愛情に重きを置き、殊に、其所生を以て無限の恩となして、孝道を獎勵し、孝は百行の本と稱して、孔子は、父は子のために隠し、子は父のために隠す、論語十三の九左を以て、天道に適ふものとなし、孝道のためには、君主并に國家に對する忠義は、之を破るも妨げなしとなし、刑法には、尊長卑幼の訴訟、親族容隱の律を認め、孔子家語一の七右に、孔子魯の大司寇たる時、父子相争る者、其類は、尊長卑幼訴訟の古く物に見ゆる實例なり、此他、尊長卑幼の事、并に親族容隱の事は、唐律以下の法典に詳なり而して、遂に、此問題に關して、孟子は、支那民族の思想を代表して、大に個人主義を主張せり、孟子十三の九に云く、桃應問曰、舜爲天子、皋陶爲士、瞽瞍殺人、則如之何、孟子曰、執之而已矣、然則舜不禁、與、曰、夫舜惡得而禁之、夫有所受之也、然則如之何、曰、舜視棄天下、猶棄敝屣也、窃負而逃、遵海濱而處、終身訢然樂而忘天下、是れ即ち個人主義として、極めて極端のものにして、一種の無政府主義、社會主義と稱すべきものと謂ふべきなり、而して、禮記五十五の二には、大道既隱、天下爲家、各親其親、各子其子、貨力爲己、大人世及以爲禮、城郭溝池以爲固、禮義以爲紀、以正君臣、以篤父子、以睦兄弟、以和夫婦、以設制度、以立田里、以賢勇知、以功

爲<sup>レ</sup>己<sup>ガ</sup>故謀<sup>キ</sup>用<sup>キ</sup>是<sup>ヲ</sup>作<sup>リ</sup>而<sup>シテ</sup>兵<sup>ヲ</sup>由<sup>リ</sup>此<sup>ニ</sup>起<sup>ル</sup>禹<sup>ノ</sup>湯<sup>ノ</sup>文武<sup>ノ</sup>成<sup>ル</sup>王<sup>ノ</sup>周<sup>ノ</sup>公<sup>ノ</sup>由<sup>リ</sup>此<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>選<sup>ビ</sup>也<sup>ト</sup>ありて、こは、即ち、支那に於て、主權禪讓の形式行はれずして、主權者が、天下を世襲し、各其一族を親しみて、他族を排斥せる事を誇りしものにて、支那に於ては、堯舜禪讓の形式を以て、主權授受の本式と爲し、而して、これ天の大道に適ふものと爲し、支那の全民族は、天道崇拜の下に、其天道の代表者たる主權者を中心として結合し、國民的團體を形成することを以て、理想的國家と信仰せし事を示すものにして、要するに、彼は天道を信仰して、其代表者たるべき人を主權者と爲し、我は、天祖を崇拜して、其直系の御子孫を主權者と仰ぐ事、是れ兩者の間に於ける根本思想の差別より來れる結果にして、彼は國家的に發達せずして、社會的に發達し、我は則ち國家的に發達せる理由、亦實に此に存するを知るべし、されば、祖先崇拜の國風は、是れ正しく日本國體の由て來る第五の最大原因なりと稱すべし、

## 第七款

天祖天照大神に對する我國民の絶對的信仰

謹て惟るに、天祖の聖徳は、生れながらにして、自ら宇宙の間に於て絶對的信仰を受けさせ給ふべき御資格を具し給へり、而して、更に、伏して仰ぎ見るに、其御生誕の初に當りて、既に、父神、母神、一尊の御尊敬を受けさせ給ひて、日之大宮にて、高天原を主宰せしめ給ふべく定りし事、是れ豈に尋常の事ならむや、而して、天祖の大詔によりて、我國家の基礎全く定りたるものなれば、我日本民族は、祖先崇拜と、偉人尊敬との國風より、多くの天神地祇天社國社を祭るといへども、しかしながら、是等の諸神は、皆之を以て、天祖の子、天祖の臣として視ること、古語拾遺に説く所の

如く、隨て我國民の、此等諸神に對する尊敬は、全く、諸外國の多神教崇拜とは、其主旨を異にするなり、蓋し外國の多神教崇拜は、其多くの神々を、皆各獨立の神として崇拜祈禱するの謂なれば、日本國民の、天祖以外の諸神に對する尊敬とは、大に、其旨趣を異にするなり、即ち、日本國民の、天祖以外の諸神に對する尊敬は、其諸神が、天祖の命を受けて、其各自の御職務を掌ることに對して、之に報賽祈禱すこの主旨にして、猶ほ現世に於ける文武百官が、東京の大宮所にまします所の天皇の天命の下に、天下の政に従ふものを、官吏として、相當に待遇する同一なるが如しこの信仰に外ならざればなり、

日本國民の、天祖以外の諸神に對する尊敬が、單に、其諸神の御職務に對して尊敬するのみにて、之を以て、各獨立の神明とせざる證は、延喜式卷八の祝詞式に、あらゆる諸神に對する祝詞を載するを見るに、何れの祝詞にも、皇親スラガウの字は或は睦の神漏岐神漏美の神の詔によりて、葦原の中つ國を治め賜ふ天皇が、某の神に向て、祭を行ふ故に、國家を護り賜へコ云ふ如き意味の記しあるを見て知るべし、皇親神漏岐神漏美とは、即ち皇祖皇宗の義にして、其所謂皇祖皇宗を代表するものは、即ち、天祖 天照大神たることを知らざるべからず、何とあれば、天祖 天照大神は、既述の如く、其父神の命を以て、父神より以上の地位に在り、而して、日之大宮にましまして、高天原を主宰し給ふ如き御聖徳を有し給へばなり、是故に、あらゆる天神地祇は、皆天祖の命に隨ひて我國家人民を守護することを明にするを得べし、されば、天祖を奉祀せる神宮の社格は、古來、大中小社の列に入らず中右記諸本元而して、其天祖の大宮と、豊受大神宮との、尊卑に就きては、中世以來、外

宮の頑強なる種々の謀策の結果、豊受大神宮が、殆ど天祖と同等の如くに、或は一部の人民に信仰せられし時代も之ありし如しと雖も、これ、民間一局部のことにして、朝廷は勿論、幕府に於ても、之を同等と認めたる事嘗て之なし、而して維新後に至りては、明治四年七月十二日、太政官の達を以て、

#### 一皇大神宮

豊受大神宮之儀ハ、元ヨリ差等可有之處中古以來同一ニ相成甚無謂事ニ候第一、兩宮御体裁ノ別ヲ始メ、隨テ諸事釐革可被爲在候此旨心得違無之様、神官等へ篤ト可申達事

と云ふ如くに、明示せられたるのみならず、教育上に於ても、兩宮の御事蹟は、聊か之を教授する等の事あるより、今や、兩宮差等の事に於ては、大抵何人も之を知らざるものなきに至れり、故に天下大事件の起る事あれば、古來、悉く之を天祖に奉告して、其御稜威を藉らざる事なく、天祖も、亦此の如き場合に於ては、御自ら、其御稜威をあらはし給ひて、我國家を守護し給ふ事、殆ど一定不變の觀あり、例へば、神武天皇東征の時、日神の威を負うて、長髓彦を征せしを初めとして、神武天皇の御事蹟崇神天皇の時、疾疫流行の事あるや、又天祖の御稜威を瀆し奉りしにあらざりしやを恐れ、崇神天皇の御事蹟之を別宮に祀らせ給ふに至りしが如き、崇神天皇の御事蹟又、日本武尊の東夷を征するや、途中特に神宮を拜し給ひしが如き、崇神天皇の御事蹟又、神功皇后の征韓を思し立ちし動機の如きも、一に天祖の御示現に本づくものにして、神功皇后の御事蹟又、皇極天皇の時、蘇我氏の跋扈を極めて、殆ど皇室を危くせむとするが

如きに臨みては、皇祖の威靈屢御示現を垂れ給ひし事皇極天皇の御事蹟の如き、又、弘安の役の如き、我國民の信仰は、一に天祖に在るを知らざるべからざるなり、大鏡并に内宮注進狀下、及び帝王編年記永仁元年三月二十日の條

然るに、英人アストン (W. G. Aston) の Shinto: the way of the Gods p. 69 即ち神道には、『太陽女神即ち天祖、日本紀によれば、時の点に於て、最も古き神なる國常立と、天之御中主、及び出雲に於ける大名持は、其禮拜者によりて、互に均等の地位に上せられたり、然るに、或る理由によりて、上の四柱の神の中、一も最上神の稱號に値するものなきなり』と云ひ、又、英國人にて、我國に歸化せるハーン (Lafcadio Hearn) 即ち小泉八雲の著にて、漢字を以て神國と題する書 (Japan: an interpretation P. 137) には、『吾人は、大國主神の出雲崇拜の外に、古代の祭祀に、四つの階級を持つ、即ち、家族的宗教、氏神の宗教、諸國の第一の社、即ち一の宮の祭祀、伊勢に於ける國民的崇拜なり』と云へり、是れ非常なる誤解にして、此事たるや、外國人の著書なるが故に、尤も千萬なりとして、看過すること能はざる事情あり、何となれば、此二書は、深く日本の事情に通せりと稱せられ、且つ、一は、今現に英國倫敦に在りて、東洋學者、特に日本學者を以て歐洲人に目せられ、一は、世界の文豪を以て目せらるゝ所の者にして、其著者が如斯共に世界有名の學者にして、加之世界の通用語たる英語を以て記載せられたれば、歐米人の之を信ずるは勿論の事にして、そは姑く不問に措くとするも、此書は、以上の如き理由によりて、日本の純粹なる國學者以外の凡ての階級によりて讀まれつゝあれば、其弊害の及ぶ所、實に容易ならざるものあればなり、而して、外國人たる此二人の學者が、何故に此の如き誤解を記載するに至りしかと云へば、其原因は、蓋し二種ある

へし、第一は、其著者に接せし日本人の無識と、出雲人の如きは、比較的に出雲大社を崇拝するの  
 度高きより、其一方人の信仰を目撃して、之を全國民に及ぼしたる記者の誤解とに出でしも  
 のにして、第二は、古書の記事を誤解せし記者の疎漏に出でしものならむ、即ち、我國古書の記事  
 を誤解せし記者の疎漏とは、日本紀、古事記、共に、國常立尊と天之御中主神とは、天照大神より  
 以前にまします所の、我歴史上の最初の神なるが故に、後世に於ける日本人の著書にも、此二神  
 のことは、極めて神聖なるものとして尊敬してあれば、外國人は、其日本人の信仰の實際が、何れ  
 の處にあるかを推し究むるの違なく、直に速断して、日本人は、之を天祖と同一に信仰せるもの  
 と思ひ誤りしものならむ、且つ、天祖の鎮り給ふ本宮と相竝びて、外宮の稱ある豊受大神宮の祭  
 神は、豊受大神宮御鎮座本記には、

天地初發之時、大海之中有一物、浮形如葦牙、其中神人化生、名號天  
 御中主神、故號豊葦原中國、又因以曰豊受大神也

とありて、此事、又、御鎮座傳記にも見えて、同書には、

故天地開闢之始、神寶日出之時、御饌都神天、御中主尊、與大日靈貴  
 天照大神、二柱、御大神、豫結幽契、永治天下、免或爲日爲月、永懸而不  
 落、

とあり、而して、更に、又、豊受大神を以て、國常立尊の別名とまでなすことなれり、しかしなが  
 ら、此に擧ぐる所の二書は、神道五部書の内ものにして、共に外宮の神官が、中古亂世の際、外宮

の信仰を高めむが爲に、殊更に偽作せるものにして、もこより信するに足るべき著書にあらざ、  
 既に、吉見幸和の宗廟社稷答問の上巻にも、

皇字沙汰文者、永仁四年、兩宮神官所訟之文也、内宮之徒、以外宮爲  
 御饌都神者、正矣、外宮之徒、忌爲豊宇氣比女神、引用五部書、偽說紛  
 冗、使人不審孰是、或云月神、或云水神、或云金剛神、或云虚空神、或云  
 俱生神、或云大元神、或云天御中主神、或云國常立尊、或云豊受者我  
 國名是、則二神通稱、或云天照大神者、二宮之通稱、或云外宮者、國  
 常立尊、皇孫命、同殿、在故曰宗廟、太玉、兒屋根命、同在故曰社稷、是以  
 稱外宮爲宗廟社稷之神也、其言恰如癡狂熱病號叫謔語也、○中按、外宮  
 豊受太神者、五穀主宰之神也、皇孫降臨之日、以齋庭之穗、亦當御於  
 吾兒、此爲我國之君、則統御天下之稻穀、故配祀皇孫於豊受宮、以爲  
 相殿、○皇孫を外宮の相殿の神とする云ふ事は誤なり乃神代以來之由縁也、大中臣能親之狀曰、皇御孫  
 尊垂迹之後、六百餘年者、指外宮鎮坐以來之詞也、曰皇御孫尊、而不  
 曰國常立尊、則彼徒稱國常立尊者、治承以後爲造言也、明矣、伏惟、欲  
 知外宮爲豊受太神、則無如儀式帳、彼所謂御饌都神等、由氣大神者、  
 必勿爲二神之名、譬猶言皇孫瓊瓊杵尊、此皇孫與瓊瓊杵尊、非別神  
 也、御饌都神者、調皇太神之御膳職掌之名也、豊受太神者、豊宇氣比

賣命而神名也、皇太神所誨雄略帝之神敕者、猶言所關我御饌之事、之神、其名等由氣大神、今在丹羽國、迎我許而宜使之、調我朝、御食夕御食也、故遷之、外宮耳、凡祭御饌都神者、不啻伊勢神宮、於朝廷亦然、神祇官八神殿中、祭御膳神、大膳職坐神三座、御食津神社、火雷神社、高倍神社、其御食津神亦豐宇氣姬神也、  
 此あるを見て知るべし、

此等の事よりして、今日、外宮の祭神を以て、天之御中主神、若くは國常立尊など誤解し、其外宮が、古來内宮の傍にありて、殆ど、内宮と、外見上同等の如くに見ゆるより、此等の傳説と相俟ちて、遂に、天祖と天之御中主神國常立尊とを以て、同等に信仰せられて居ることの事を記せしものならむ、今日に於ては、内宮外宮共に同一の管轄に歸したれども、中古以來、内外宮は、各獨立して、統一する所なく、此事は、附載、内外宮神職の事、并に神宮職員の條に詳なり。其大麻の如きも、内宮の御師は、其檀家に内宮の大麻を配付し、外宮の御師は、其檀家に外宮の大麻を配付する例にして、之を違ふる時は、嚴科に處せらるゝ制度なりき、既に、寛文十一年に、外宮の御師三日市帶刀が、上州沼田に於て、天照兩皇太神宮といへる名を御祓に書して、配付せし事を、内宮の御師車大膳といふもの注進せしによりて、同年五月廿七日、内宮二郷の年寄より、山田奉行に訴へたる事あり、而して、三日市帶刀は、同年十一月廿二日、老中連署の書付を以て、閉門を命せられたる事ありき、兩宮御祓條、論議上下。此の如き次第なるを以て、外宮の神官は、其祭神が、天祖より劣るこいふ事を、檀家に感せしむる事は、大に自家の不利益たるが故に、種々の謀計苦心を重ねて、外宮の祭神が、天祖と同等なりこの事を主張し、之を以て檀家の信仰を維持せむと勉めたるの傾向あり、故に、中古より、徳川時代に於ては、多少此の如き邪説に誘惑せられ、外宮の祭神を以て、天祖と同等なりこの觀念を抱きしものなきにしもあらざるべけれども、苟くも、日本人にして、一度、内外宮祭神の由緒を聞かば、之を以て、天祖と同等なりと思惟するものは、決して之あらざるべきなり、次に、又、天祖と出雲大社との信仰が、同等なりと誤解せし原因は、蓋し、崇神紀六年の條に、

先是、天照大神、和大國魂二神、并祭於天皇大殿、内然畏其神、勢共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命祭於倭笠縫邑、亦以日本大國魂神、託淳名城入姫命祭、

とある如くに、崇神天皇以前は、天皇の殿内に、其正統の祖神たる天祖と、我天孫降臨以前に、此葦原中國の主權者たりし大國主命即ち、こゝに云へる和大國魂神とを、同一處に祀りし事を見て、其信仰が、必ず同等なりしならむと誤解せしものならむ歟、大國主神と和大國魂神と同一なりこの事は、大倭神社注進状に見ゆる所にして、同注進状に、和大國魂神は、即ち大己貴神の荒魂にして、和魂と共に此國土平定の大功ありと云へり、今大和國山邊郡朝和村大字新泉に鎮座する所の官幣大社大和神社にして、神武天皇の後の正妃媛踏躡五十鈴媛命は、即ち大國主神の子事代主神の御女なれば、蓋し、神武天皇の時、天祖と同殿に奉祀せしものならむ、されば、此和大國魂神を奉祀せし理由は、恐くは、其大國主家に向て、我皇室が、親睦優遇の御意志を表明せむが爲

め、是に及びしものにて、必ずしも、其尊敬の度を、天祖と同一とせしと云ふにはあらざるなり、況や、國民の方面より、天祖と大國主命とを比較して之を見る時に於てをや、而して、又、前代主權者の後を存し、其主權者の祖先の祀を維持する事は、我東洋の美風にして、支那に於ても二王の後と稱して、周の時には、夏の後たる杞と、殷の後なる宋とを存し、禮記十三卷周の王彪之は、二王之後、不宜輕致廢立、と云ひ晉書十一卷唐の時には、周の介公と、隋の鄭公とを國賓として待遇し、之を法律以外に置きし事實之あるを見る、唐書三十四卷されば、大國主命を祀り、其子孫を優遇するが如きことありて、決して、之を以て、天祖と同等の尊敬を致すものと見るべからざるなり、たゞひ、久しく日本に滯留し、深く日本の事情に通ずる外國人と雖も、かゝる學問上の深遠なる研究を遂ぐる事の不可能なるは勿論、何等血液の緣故なき外國人にありては、到底、我日本民族が、天祖に對する熱誠なる尊敬は、之を推察する事を得ざるものなれば、其所説の往々誤謬に陥るは、已むを得ざる事にして、深く惡むべき事にはあらざるなり、而して、天祖、天照大神に對する國民の絶對的信仰は、即ち、是れ我國民が皇室に對する絶對的尊敬の淵源にして、我國體の基礎の甚だ固き事を了知すべきなり、

第八款 天祖天照大神に對する國民的崇拜

我日本國民の崇拜が、祖先崇拜に在る事は、既に説く所の如く、天祖天照大神に對する信仰は、絶對的にして、其各自の祖先崇拜に優る事も、亦既に説く所の如し、而して、祖先崇拜は、之を、

第一、各自の家の祖先に對する崇拜、即ち家族的崇拜、

第二、各自の家の本家たる祖先の神靈に對する崇拜、即ち氏神の崇拜、

第三、各自の家の惣本家たる皇室の大祖先に當らせ給ふ天祖天照大神に對する崇拜、即ち所謂國民的崇拜、

の三階段に分つべし、予は、前に、ハーン氏が、我天祖天照大神と出雲大社とを同等の如くに記せし事の不當なるを述べたり、されど、彼が我國民の崇拜の種類を四階級に分ちて、其初級を家族宗教と爲し、最上級を伊勢に於ける國民的崇拜と稱せし事は、獨り頗る其當を得たるの説明なりと思ふ、只、其四階級の内に、諸國の一の宮を混合せるは、彼が一の宮の歴史を知らずして、四階級の中、其初級たる家族宗教は、一家の宗教にして、氏神の崇拜は、一氏の宗教なり、故に一國には又一國の團體の宗教あるべしとの想像より、一の宮の名を聞き、直ちに之を其ものと速断して、第三位に列し、而して、其上級に、天祖に對する國民的崇拜を置きしものならむ、是れ、外國人の我國の觀察に對する常弊にして、而して、又、彼等の常に接する日本人は、不幸にして、日本の事に蒙昧なる輩に屬するが故に、彼等は、何の疑ふ所もなく、此の如き事を筆記するに至れるものにて、必しも彼等のみ咎むべきにあらざるなり、

夫れ、一の宮は、國民一般固有の重大なる崇拜にはあらずして、只、中世或る事情の爲に設けたる一種の社格に過ぎざるものに係り、家族宗教、氏神の崇拜、及び天祖に對する國民的崇拜の間に、混入すべき崇拜物にはあらず、諸國に、一の宮を置きし起原、并に其理由に就きては、所説區々にして、十分には明かならざれど、長明の四季

天皇の時に置きしものならむ、而して、之を置きし理由は諸國の國分寺の制に倣ひしものにして、或は、中央政府より、法令等を諸國の神社に傳達する場合に、一の宮として之を取次がしむるの便宜のためならむ、神社私考に見たり、而して、井上碩園翁は、一の宮の語は第一は社格にして、中には地方の崇敬によるもあり

國分寺の制によれるは、諸國の府内に在る證証なり、故に、予は、我國民の崇拜は、之を、ハーンの一の宮の崇拜を除き、  
 四季物語は近代の偽書にて採るに足らずと云へり、故に、予は、我國民の崇拜は、之を、ハーンの一の宮の崇拜を除き、  
 たる他の三階級に在るものとするを至當なりと信ず、而して、日本民族の祖先崇拜は、古來かく  
 の如く、三階級に分れ、其狀略ぼ古代の希臘羅馬人の間に發生せる固有宗教に似たる所あれど、  
 元來、彼民族の固有宗教は、佛國の學者クーランジュ(De Coulanges)の記する所によれば、其民族  
 固有の家族制度の間に發達せる所謂 Domestic Religion 即ち家族宗教は、各其一家族の信仰す  
 る所の本尊ありて、其本尊は、唯其一家族にのみ幸福を與へて、他の家族の崇拜を受けず、而して、  
 各家族は、又別に其各家族に共通する所の宗教ありて、其本尊は、其氏子團體にのみ幸福を與へ  
 て、他の氏子團體の崇拜を受けず、而して、此の如き、二様の宗教上に崇拜せらるゝ大小二種の本  
 尊は、其大宗教の本尊が、小宗教の本尊より貴しとの觀念あり、而して、此くの如くにして、漸次各  
 種の小宗教は、合して、大宗教を形成し、隨て、小團體は合して大團體となり、遂に、近世國家の形  
 式を具へたる所謂市(City)を成立し、而して、市は又市の全體に通ずる所謂市民的崇拜の本  
 尊ありしなり、かくて、中古基督教の西漸するや、新宗教の本尊たる唯一神の威徳は、遂に此等諸  
 神の上に在りとの觀念、次第に人心に浸潤して、遂に、古代の家族制度は敗れ、隨て、又、家族宗教  
 も滅絶するに至りしもの如くにして、The Ancient City 第一卷十五頁より、大に、我祖先教と其性質を異に  
 四十八頁迄并に第五卷五十九頁以下にして、家庭の神と、國家の神と、必しも一致すべきものにあらざるを見るなり、然るに、我祖先教  
 に於ては、家の祖先と、氏神と、天祖の神靈との間には、血屬的緣故あり、相一致融合して、一處に  
 奉祀せられ得べき性質を有するものなり、故に、各自の家に在りては、其各自の家の祖先の外に、

其絶對的信仰を有する所の天祖の神靈を齋き祀りて、之を家庭の最上神となして、崇拜するの  
 風習あり、即ち、現今、日本の家庭に於ては、何れの家も、都會に居住して新家庭を傳ふる者、皆神棚と稱するも  
 の大體、并に基督教信者を除きては、皆神棚と稱するものあり、佛教徒にありては、佛壇と神棚と二個の崇拜所を家庭に備ふる例にして、必しも信者と云ふにあら  
 ず、徳川時代にては基督  
 教非序の爲に、天下の人民は、必ず佛教徒として、寺院の檀家たらざるを得ざりしが故に、何れの家にては、佛教徒たらざるはなし、神棚の如き  
 し、一部特許を有するもの、外は、皆寺院の檀家たらざるを得ざりしなり、明治年間に至り、神棚并に神道の信者は、佛壇を除けるものもあり、其佛壇に  
 は、各自の家の祖先、并に家族の死者の位牌を安置し、其神棚には、伊勢に於ける兩宮若しくは本  
 宮の大麻を安置して、之を崇拜するなり、此神棚は、もと佛敎渡來以前に在りては、各自の祖先を  
 祭りし場所なること、明かなるものなるが、其天祖を祭りたる事も、亦蓋し一朝一夕の事にあら  
 ざるを信ず、大麻を毎日に祀る事は、極めて近世の事にて、足利氏の  
 比より思はる、附説に詳にすれば茲には之を略す  
 抑も、神棚に於ける天祖の崇拜は、何れの時に起りしか、其間、文献聊か足らずと雖も、元來、神棚  
 を造るの風習は、既に、天祖照臨の當時に於て、其例ありしこと著しく、古事記上卷神代の段に、  
 伊邪那岐命が、御頸飾の珠を取りて、天照大神に授け給ひ、汝の命は高天原を知らせよと事依  
 さし給ひし時、天祖、之を受けさせ給ひて、謂、御倉板舉之神と云ふことありて、註に、訓、  
 板舉云多那とあるなり、かくの如くにして、天孫降臨の時に至りては、天祖 天照大神を、  
 殿内に奉祀し、日本紀五の崇予の愚考によれば、方に、是  
 神紀六年の條尋で又和大國魂神をも殿内に奉祀せしは、  
 れ天祖を神棚に奉祀せし濫觴にして、庶民も亦此の如く、各自の祖先を家庭の神として祀りし  
 事は勿論、神武天皇が、其正統の大祖先たる天祖と共に國家に功勞ありし大國魂神を殿内に祀  
 りし例の如きは、國民一般の摸範となりて、當時國民も、亦皆各其大祖先たる天祖の靈を、其家庭



に祀りしや、殆ど疑を容れざる所なり、然るに、茲に、天祖に對する國民的崇拜に向て、一大沮礙を生ずる事湧起せり、其一大沮礙の湧起とは、神宮に向て、私人の奉幣を禁止するの制度を定められたる事是なり、其事は、延曆奏上の皇太神宮儀式帳に、供<sub>マ</sub>奉<sub>ム</sub>幣<sub>ハ</sub>帛<sub>ヲ</sub>本<sub>レ</sub>記<sub>ス</sub>、事<sub>ヲ</sub>禁<sub>ム</sub>斷<sub>ス</sub>幣<sub>ハ</sub>帛<sub>ヲ</sub>、王<sub>ノ</sub>臣<sub>ノ</sub>家<sub>ノ</sub>并<sub>ニ</sub>諸<sub>ノ</sub>民<sub>ノ</sub>之<sub>ヲ</sub>不<sub>レ</sub>令<sub>シ</sub>進<sub>ム</sub>幣<sub>ハ</sub>帛<sub>ヲ</sub>重<sub>シ</sub>禁<sub>ム</sub>斷<sub>ス</sub>若<sub>シ</sub>以<sub>テ</sub>欺<sub>ム</sub>事<sub>ヲ</sub>幣<sub>ハ</sub>帛<sub>ヲ</sub>進<sub>ム</sub>人<sub>ノ</sub>遠<sub>シ</sub>波<sub>ハ</sub>准<sub>シ</sub>流<sub>ス</sub>罪<sub>ハ</sub>勅<sub>シ</sub>給<sub>フ</sub>之<sub>ヲ</sub>とあり、又、延喜式神宮の儀に、凡<sub>レ</sub>王<sub>ノ</sub>臣<sub>ノ</sub>以下<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>テ</sub>輒<sub>ニ</sub>供<sub>ム</sub>大<sub>ノ</sub>神<sub>ノ</sub>宮<sub>ノ</sub>幣<sub>ハ</sub>帛<sub>ヲ</sub>其<sub>ノ</sub>三<sub>ノ</sub>后<sub>ノ</sub>皇<sub>ノ</sub>太<sub>ノ</sub>后<sub>ノ</sub>若<sub>シ</sub>有<sub>リ</sub>應<sub>ニ</sub>供<sub>ム</sub>者<sub>ハ</sub>臨<sub>シ</sub>時<sub>ニ</sub>奏<sub>シ</sub>聞<sub>ク</sub>とある者にて、此事、何れの時より然りしか、明かならざれど、續日本紀卷六、大寶二年夏四月丁未の條に、從七位下秦忌寸廣庭獻ス、谷樹八尋梓根遣使者奉于伊勢大神宮とあれば、文武天皇の頃は僅にかゝる例ある如し、さすれば大凡、大寶律令制定の頃、即ち支那制度摸倣の頃より、かゝる禁制を設けしものと思はるゝなり、而して、此の考は、嘗に予の愚考のみにあらずして、既に、大神宮儀式解卷二十にも、『或説に、此制は、上代よりの事にはあらず、漢意を専ら用らるゝ御世となりての後の制ならむ、皇國の意を以ていはば、今の世の如く、上一人より、下庶民にいたるまで、貴賤さなく、奉幣參拜するぞ、かへりて大御神の御心には叶ふべくおぼゆ、然るも、一たび朝廷の制あるうへは、其制を守るべきは勿論にて、それに背くは、非禮なれども、既に、數百年來、その制やぶれ來れども、更に、上よりこれをさぐめ給ふ事なく、天下一同のならひとなりぬれば、今更これを私に制べきにもあらず、かくの如きならひになりぬるも、も、大御神の御心より出たるも知がたし』と云へるを見る、只、其の考證の根據なき爲め、從來、之を信するものなかりしのみ、しかも、予の研究

によれば、支那の制度によりしこと、殆ど疑を容るゝの餘地なし、即ち、初め、支那に於ては、周代以來、其嚴格なる形式的制度に於て、君主の威嚴を保つるの主旨よりして、祭祀の如きも、天子より庶民に至る迄、其階級に従ひて、其儀式を異にするのみならず、君主の直接祖先、若しくは君主の祀るべき特別重大なる神明の如きは、庶民に於て、之を祀ることを許さざることは、既に、前の禘郊祖宗の條に詳述せる所の如くにして、甚しきは、人間の運命を卜するに極めて必要なりと思考せし卜筮の法の如きも、或る種類に限りては、君主の外、全く之を使用することを禁止せしものすら之あり、三禮の各處、并に唐律疏議、唐六典等による而して、此主義は、支那歴代の皇室にて襲用する所となりて、我國制度の摸範となりし所の隋唐の制を観るも、大凡かくの如き主義を執れるもの、如し、而して、隋の祭祀の制度は、梁に據れる所多し、即ち、隋書卷六ノ四右に、梁の天監五年、博士明山賓の奏文なる、請<sub>フ</sub>五<sub>ノ</sub>帝<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>郊<sub>ニ</sub>皆<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>始<sub>メ</sub>祖<sub>ヲ</sub>配<sub>シ</sub>饗<sub>ス</sub>及<sub>ニ</sub>郊<sub>ノ</sub>廟<sub>ニ</sub>受<sub>テ</sub>福<sub>ヲ</sub>唯<sub>ニ</sub>皇<sub>ノ</sub>帝<sub>ヲ</sub>再<sub>ニ</sub>拜<sub>シ</sub>明<sub>ニ</sub>上<sub>ニ</sub>靈<sub>ヲ</sub>降<sub>シ</sub>祚<sub>ヲ</sub>臣<sub>ノ</sub>下<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>敢<sub>テ</sub>同<sub>シ</sub>也、詔<sub>シ</sub>並<sub>ニ</sub>依<sub>テ</sub>議<sub>シ</sub>といふ文を引き、次に、七年、帝<sub>ヲ</sub>以<sub>テ</sub>一<sub>ノ</sub>獻<sub>ヲ</sub>爲<sub>シ</sub>質<sub>ト</sub>三<sub>ノ</sub>獻<sub>ヲ</sub>則<sub>チ</sub>文<sub>ノ</sub>事<sub>ヲ</sub>天<sub>ノ</sub>之<sub>道</sub>理<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>應<sub>ル</sub>然<sub>レ</sub>詔<sub>シ</sub>下<sub>シ</sub>詳<sub>ニ</sub>議<sub>シ</sub>博士陸瑋、明山賓、禮官司馬駿、以爲、宗<sub>ヲ</sub>祧<sub>シ</sub>三<sub>ノ</sub>獻<sub>ヲ</sub>兼<sub>ニ</sub>臣<sub>ノ</sub>下<sub>ニ</sub>上<sub>ニ</sub>天<sub>ノ</sub>之<sub>禮</sub>主<sub>ト</sub>在<sub>ニ</sub>帝<sub>ノ</sub>王<sub>ノ</sub>約<sub>シ</sub>理<sub>ヲ</sub>申<sub>シ</sub>義<sub>ヲ</sub>一<sub>ノ</sub>獻<sub>ヲ</sub>爲<sub>シ</sub>九<sub>ノ</sub>自<sub>ニ</sub>是<sub>ニ</sub>天<sub>ノ</sub>地<sub>ノ</sub>之<sub>祭</sub>皆<sub>ニ</sub>一<sub>ノ</sub>獻<sub>ヲ</sub>始<sub>メ</sub>省<sub>ス</sub>大<sub>ノ</sub>尉<sub>ノ</sub>亞<sub>ノ</sub>獻<sub>ヲ</sub>光<sub>ノ</sub>祿<sub>ヲ</sub>終<sub>メ</sub>獻<sub>ス</sub>と云ふ文を引きて、隋朝に於ける祭天尊祖の制度の摸範とせるを見る、支那に於ける此等の制度は、我王朝政治家の喜ぶ所となりて、一たび、支那の制度を採用するに至りては、殆ど玉石を擧げ、我固有の國風を變じて、以て彼の制度に摸倣し、前に云へる所の卜筮修法の末節に至るまで、皆制を彼に取り、たごへば式占使用

の禁止を、法典に明記せる如き、大元の法を私家に修むる事を禁ぜしが如き事實あり、予は、此等の事實より推して、我國の中古に至り、天祖 天照大神の鎮まりませる伊勢神宮に向つて、王臣以下の私の幣帛を奉る事を禁ぜし王朝時代の制度が、我國固有の慣習を本とせる制度にあらずして、前に所謂支那制度の翻譯より來る事たるを疑はざるなり、而しながら、此制度は、中古、能く上流人士の間に遵行せられたりし事は、中右記永久二年正月十六日の條に、民部卿源朝云々、被勤仕伊勢敕使也云々、といひて、次に、可奉私幣歟、全不可然、只能奉祈公家之後、心中所思、一旦祈申許也とあり、又、台記に、久安四年六月十八日、台記の記者たる藤原頼長が、大神宮に祈請する所ありて、使を伊勢に立て、而して、自ら亦衣冠を着け、大神宮に向て祈禱せしも、御拜を行はざりし事見ゆるにて明なり、是れ、即ち、天皇に忠良なる日本民族の情として、一旦法律を以て私幣を禁止する場合に當りては、恣に私の禮拜祈禱を行ふべからざる事を信ずればなり、而して、一方には、又、威靈赫々たる天祖の神靈に祈請せむと欲するの情、勃然として抑止するを得ず、頼長が、大神宮に祈請して、拜禮せずといふ如き、曖昧の態度を執りしもの、如き、其事情、察するに餘りあり、勢既にかくの如くなれば、一方には、終始參拜私奉幣をなし、人民之ありしは、蔽ふべからざる事にして、詔刀師沙汰文一名詔師沙汰文記載の正慶元年五月某日、外宮禰宜連署の陳狀によれば、永承三年、宣旨を以て、重ねて殿に兩宮の私奉幣を禁せし事あるなり、此禁令は、則ち、却て、當時國民間に於ける尊崇の度の、世を経ていよ盛なりし事を證明するものにして、此他、臣民參拜、私奉幣の、始終絶えざりし實例として、は、

大神宮雜事記朱雀天皇の承平四年九月の條に、御祭中忽雷電鳴騷大雨如灑參宮、人千萬千萬ハ一本ハ十萬ニ作る、不レ論貴賤、忽レ畏迷、心神退出宮中之間云々とあり、詔刀師沙汰文元弘二年五月七日の汰沙文によれば、以諸國參詣輩等所捧御幣物抑留當宮、分條、神慮有恐云々、とあり、又、吾妻鏡治承五年十月廿日の條には、大神宮權禰宜度會光倫即大夫、自本宮參着、是爲致御祈禱也、今日、武衛對面給光倫申云、去月十九日、依平家申行爲東國歸伏祈禱、依天慶之例、被奉金、鎧、於神宮云々、と見ゆて、養和二年正月廿八日條には、頼朝が、神馬、砂金等を、大神宮に奉る事を記し、二月八日の條には、右奉幣の願文を載せ、此他、吾妻鏡以下の書には、將軍并に諸國の豪族が、私奉幣を爲せる例を擧ぐる事、殆んど枚擧に遑あらざる次第なり、然り而して、一方神宮に於ける詔刀師宮司詔刀師種光と云へる一種の祈禱を掌る神職は、既大神宮雜事記長曆三年九月十五日條に、祭主召大神宮司詔刀師種光とあれば詔刀師は古よりありしなり、次第に、民間の祈禱に應ずる事となりしと見ゆ、吾妻鏡壽永三年正月三日の條には、武衛有御祈願之間、奉寄領所、於豊受大神宮、依爲年來、御祈禱師、被付權禰宜光親神主云々とありて、此詔刀師が、兩宮共に之ありし事は、大神宮司神事供奉記一、卷延應二年七月廿二日條に詳に見ゆ、又、詔刀師沙汰文に載する所の元弘二年三月某日、内宮祠官の言上中にも、

欲早停止一宮相兼、非儀被相分詔刀師於二宮蒙平均神恩爲外宮、祠官等、以諸國參詣輩等所捧御幣物、抑留當宮、分條、神慮有恐、子細事、

こあるによれば、詔刀師が、臣民のために、祈禱の任に當りし事は一朝一夕の事にあらざるを推すに難からず、而して、此詔刀師が一變して御師若くは師職といふものとなりし事は、古人の既に論ぜし所にして、復疑ふべきものある事なし。神境紀談附録の下、  
類聚卷四による是に於て、兩宮の御師は、すべて、此等全國の信仰家を檀家として、其祈禱の依頼に應じ、以て初穂料を受け、又此等の參詣者を止宿せしめて、以て營業となすに至れり、而して、祈禱の依頼に應ずるは、嘗に、師職のみならずして、普通の禰宜も皆然りし事は、藤波氏公氏所藏文書中の藤波氏秀長官引付水鏡十三年四月に氏秀自、  
筆の旨を卷尾に記せりに、

兩大神宮伊弉諾參詣之願主、其名、(其名ヲコトニ記入ス)右抽連日懇志、所祈精誠、  
心中之願望、神感之興、嚴重之態、如鏡萬像、浮如月、清水移、諸願成就、  
皆令満足、給願之旨趣、神慮納受、不可有疑也、  
年號月日 內宮長官

一兩大神宮祈請之事、願主處名、其名、  
右屋敷安穩、舍宅繁昌、諸願成就、皆令満足、  
知早布留神能敷地仁松植天世遠立天直敷事曾目出喜、  
神慮如此加護不可有疑也、

年號月日

名乘判

と云ふ如き祈禱の文案の定まれるものあるを見る事はなり、然り、既に祈禱の文案かくの如く定りたるを見る時は、禰宜が諸民の爲に祈禱する事、決して、近古に濫觴せしにあらざりして、中古

私幣禁止の制度以前の習慣が、終始神宮に残存せし事を想像するに難からざるなり、胡蝶庵隨筆には、後世、御師の家にて、庶民のために、神樂を奏するに至りし原因は、一に、法律を以て、庶民の私奉幣を禁止せしに在りといへり、實にさもあるべしと信ぜらるゝなり、

夫れ、かくの如く、天下庶民の神宮崇敬の道が、中古、支那制度の影響によりて、一時表面上中絶せられたるに拘はらず其崇敬の誠心が、終始一貫して、後世いよく盛に赴きし事は、以上引證する所の實例によりて、既に明なる事なりとす、而して、既にかくの如く、天下の臣民は、詔刀師若くは御師の如き機關を通じて、其信仰を申明するに當りては、必ずや、何等か、其祈禱の記念として、神宮の神名など記したる守札様のものにも乞ひ得て、之を、私家の神棚に奉安し、朝夕歳時、之に向て、拜禮せしや疑なし、而して、此事に就きての傍證とも見るべきは、藤波氏公氏所藏文書中に在る所の承應三年二月某日、山田奉行宛の、宇治三ヶ寺訴狀に、

謹而御訴訟申上候條々、

(前略)承和の時代より、穀屋寺にて御座候へとも、知行一圓無之故、不如意成寺にて御座候に付、古來より、御祓札を賦り、六十餘州且那の請、他力、香花燈明等の供具を調、神法樂、護摩供を修し、捧御祓、再拜して天下國家の御祈禱仕候御事略

承應三年二月 日

御奉行所宛

こある文なりとす、此穀屋寺は、風宮大日坊の事にして、大日坊は、名の如く、もこ神宮の供米な

ごを藏めし穀屋なりしを、神佛混合の時代より、窃に佛像を安置し、法樂などを行ひ、後に、風宮の御橋造營の功によりて、一時、寺院として其存在を許されたる事さへあるものなれば、此大日坊が、夙に、祈禱の卷數を、諸國の大神宮信仰の人々、即ちこゝに所謂且那に配布せし事は、近世に於ける御師の配札と同一種類のものにして、其由て來る所甚だ久しく、現に、足利時代に、同寺より出せる銅製の守札が、大和國山邊郡東里村大字深野西峰由次郎なるもの、宅神として祀られたるを、明治三十七八年の役に、同地にて大に流行し始め、爲に、其神體たる大神宮の御守札を、伊勢にまで持參せし事さへありしを見て、古今終始、天下の人民が、天祖の神靈を、神棚に祭らむとせし熱情の存在せしを、推知すべきなり、是を以て、中古私奉幣禁止の制度によりて、たごひ、一時表面上天祖を私家に奉祀する如き事は、中絶せしにもせよ、古來終始一貫して、全國民に、神宮崇敬の念の中絶せし事なきは、勿論、其家庭に於ても、必ずや、朝夕歲時、各自の祖先と共に、之を禮拜せしや疑ふべからざることなり、且つ、若し、古來かくの如き習慣なくんば、大日坊の如き僧侶の手より出でたる大神宮御祈禱の卷數を受くるものあるべき理なく、又、詔刀師、御師の、中世私奉幣禁止の制度の弛廢と共に、俄然非常の勢力を以て發達し來るべき理由も之なるべきなり、御師の家は、徳川時代に、宮合許、約五百家ありき。是を以て、上代夙に庶民の家の神棚に、私に天祖の靈を奉祀せし如き事も、文献缺くるの故を以て、輒ち之を否定する事能はざるなり、後世、大麻の配付をなすに至りし如きは、其遠因、蓋し此に在りといはざるを得むや、されば、我國、民間に於ける古代の家族宗教は、自己の祖先を本尊とする事は勿論なりと雖も、しかしながら、其大祖先たる天祖

照大神を以て、更に自己の祖先に超越する所の威靈ある神明として、自己の祖先以上に之を崇拜せし事を知るべきなり、殊に、中世以後、佛教の流布するに至るや、其各自祖先の靈は、皆、各其生前信仰せし所の佛教各派の本尊の膝下に往きて安住せるものご見做され、各自の祖先は、古代に於ける我國固有の家族宗教の本尊たる資格を失ひ、而して、各自の神棚に奉祀せらるゝ所の天祖、天照大神のみ、獨り家族宗教の本尊となりて、愈國民信仰の中心となりし事實これ有るなり、然り而して、世界各國民の、古代、其民族間に發生せる家族宗教は、彼の巧妙なる教理を具へ、而して一方に人類の自由平等を尙ぶの主義を有する所謂普遍的宗教の勃興するに及びては、皆之がために破壊られて、其痕跡を留むる事なきに至りしと雖も、獨り我民族の間に發生せる家族宗教は、以上の如き經過によりて、普遍的宗教たる佛教の侵略に遭遇せしも、毫も其影響を蒙る事なきのみならず、普遍的宗教たる佛教は、却て其教理の一部を、我家族的宗教に習合し、以て其勢力扶植の地を此に藉り、力を極めて、我家族宗教を扶翼し、遂に以て今日に至れる如きは、人類社會に於ける一大壯觀たらずんばあらず、蓋し、我國の家族宗教に於ても、各自の祖先を本尊とする部分の家族宗教は、大に佛教の襲撃を受けて、上一天萬乘の天皇より、下庶民に至るまで、佛子となりて、其教義の支配を受けしもの少からずと雖も、皇室并に庶民の大祖先たる天祖奉祀の部分に屬する家族宗教は、毫も佛教の影響を受けざるのみならず、あらゆる佛寺堂塔に於ても、天祖の威靈を貫はざるものなく、中世大麻配布以來は、寺院皆謹て之を受けて其神棚に安置し、佛法は大神宮の御守護によりて、繁昌す伊勢神宮の御師の傳と稱し、伊勢神宮の御師の傳伊勢神宮の本社に於ては、佛教四海



内宮長官様、  
同御神主中參、

と云ふ事あるを見る、此より前、元和五年四月日附の文書には、大日家就寺罷成依背、神慮宮奉行中取こぼし可申由云々の文あれど、此時、何等かの條件にて、其儘に存し、今又十年に至て、かゝる證文を、神主中に入れて、大日坊は存在することゝなれるもの、如し、正遷宮の勸進に力を盡し、慶光院の如きも、其功勞は、之を是認せしも、神宮に於ては、表面之を採川する事をは致さゞりき、而して、是れ皆に伊勢の本宮のみ然るにあらず、京都の朝廷、公卿、大夫士の間に於ても、亦、神宮の神事には、佛教を憚れり、即ち、薩戒記應永廿九年六月九日の條に、明後日神今食<sup>ハジゴ</sup>自今日不念誦伊勢<sup>イセ</sup>勢<sup>セ</sup>皆如此<sup>イ</sup>。札云、大神事也、僧尼并重輕服輩不可入來<sup>ニ</sup>。こあるを見るべし、神今食は大神宮の祭の一つなり

是等の事實、彼此湊合以て研究を重ねる時は、其我國民の天祖に對する信仰力の、他に超越せる所以、尋常にあらざる事を推知すべきなり、想ふに、天上天下、絶對無限の威靈を有する天祖の御稜威は、自ら何等の障礙も之を冒すことを得ず、人間想像の以外に於て、自然に此の如き現象を呈せしものならむ、しかしながら、若し、夫れ、之を説明するに、人事の通則を以てせば、希臘羅馬の家族宗教は、其偏狹固陋なる家族制度と共に存立して、過大なる家長權は、個人の自由權利を無視し、其弊害擧げて數ふべからず、故に自由平等の主義を有する基督教の勢力は、忽にして之を絶滅せしと雖も、我國に於ける家族宗教は、何等之によりて生ずる所の弊害なきのみなら

ず、國民の信仰が、其大祖先たる天祖に集中し、其結果が、天祖の直系子孫たる皇室の尊崇となり、四海兄弟、君臣一體の實を現はし、皇室は仁慈に在し、臣民は忠義を勵み、國家の基礎をして益鞏固ならしむるに至りたれば、如何に巧妙なる教理を以て之に加ふるも、其人心を動かすことの難き固より論を俟たざるなり、故に、全日本民族は、皇室を中心とし、天祖を其大祖先として、純然たる一家族の性質と形式とを具備するものと謂ふべきなり、是を以て、我日本民族は一家族として、其父母并に其家の祖先に事ふる事は勿論なりと雖も、國民の總本家たる皇室の大祖先に事ふる事は、更に最も重大なる義務にして、其大祖先に事へ、其總本家に事ふる國民の大義務を遂行する爲には、一己の私情を犠牲となし、以て奮進せざるべからざるなり、是に於て、我日本帝國に於ては、大義名分は、君に在りて父にあらず、忠にありて孝にあらず、支那に於ては、其國固有の根本思想たる孝道と、周代以來養成せる人爲の忠道とは、周の中葉以降、屢衝突して、學者政治家皆其處置に苦しみ、韓非子解詁本十九の八左、五經篇、二十の卷忠孝篇、呂氏春秋、十一の三右至忠篇、十二の七左當務篇、十四の一右孝行篇學者皆多くの説をなすも、我國に於ては、忠孝の分昭然として別あり、かの、平重盛が、「忠ならむと欲すれば孝ならず、孝ならむと欲すれば忠ならず」とて、其去就に惑ひ、後世の學者が、之に關して、多くの辯論を費せる如きは、我日本民族と、支那民族との根本思想の差別に向つて、明確なる科學的研究を積みたることなく、彼我國家組織の大原則を辨知せざるの罪にして、古代、學術蒙昧の時代、又如何ともする事能はざる所なりと雖も、今日に於ても、猶ほ此点に向つての學問的研究、未だ學者の間に確立せず、徒に、歐洲學者の糟粕を嘗め、精到の學説を發表し得るもの之なきは、眞に昭代の一大缺

点にして、歎すべきの至りなり、是れ、予が、不肖を顧みず、茲に積年の研究を發表して、識者并に江湖の間に問ふ所以なり、

### 第三項 我國體の完成と伊勢神宮

我國體は、三大時期に於て、三大原素の融和化合によりて完成せり、三大時期に於ける三大原素とは、第一は、天孫の降臨と、神武天皇の東征とによりて、國基を成立せしこと、第二は、亞細亞大陸文明の感化によりて、其國基を培養して、鞏固不動のものたらしめしこと、第三は、歐米の新文明を輸入し、其感化によりて、更に古代形式の政體を變革して、立憲政體を採用し、而して二千五百年來鍛鍊せる我國體に、新血液を注入して、一層其基礎を固くし、所謂萬世不易の國基を確立せしこと是なり、

我國體は、其事實が、もと君民同祖の家族的關係に淵源し、而して、漸次に發展確立して、國家の基礎いよく鞏固に赴きし後、更に亞細亞大陸文明の輸入となり、其中、殊に支那の道德主義、并に支那の形式的制度の感化を受くること、甚だ大にして、之がために、或は少からざる弊害を蒙りし如くなれど、又、一方には、之によりて、尊皇愛國の理論、學術的に成立し、古代に比すれば、一層勤王の思想、國民の間に普及し、其効果は、中世以來、朝廷の威力大に衰へしも、國民の尊皇心と愛國心とに於ては、毫も渝る所なく、而して、支那の形式的制度は、意外にも、前文既に一言せし如く、此時に至りて、著しく其効果を發揮し、其制度の情力は、告朔の羶羊となりて、朝廷の實權が、武門に移りし後も、依然として、國家の主權は、猶ほ天皇に在りといふ形式を存せり、其證

は、

第一、宣戰媾和條約の大權は、天皇に存し、幕府は、常に之に就きて、朝廷に向つて、其裁可を乞へり、

第二、行政上に於ては、其實權は、大抵幕府に移りしも、併しながら、其神事に關する實權は、勿論朝廷に在りしのみならず、此他、又位階、爵位等、名譽與奪の實權も、亦嚴然として朝廷に在りき、又、大寶養老の法典に定められたる行政上の主なる政務は、所謂告朔羶羊的に、朝廷に於て、年中行事の儀式として、之を行へり、例へば、古代に於て、仗議と云ふ事は、立法若くは行政司法の重大事件を、朝廷に於て合議する一の會議なりしが、武家の時代に至りては、實際の問題之なかりしがため、若干の問題を假設して、其儀式を開ける如き、又、除目といふ事は、任官叙位の式なり、然るに、武家の時代に於ては、諸國の國司郡司を任ずる事は、不可能事なれど、是れ亦若干の國司郡司等の姓名を假設して、之を任官する儀式を行ひし如き類なり、

第三、司法權は、實際上に於て、足利時代までは、幕府と之を分掌せり、例へば、神社寺院の或る訴訟の如き、若くは、皇室并に京都の公卿大夫の諸領地に於ける裁判等は、朝廷の權力に屬せり、而して、當時、朝廷の最高裁判所は、記録所并に文殿なりき、以上の証は、不日之を予が專攻學科たる法制史にて發表すべし。

かくて、我國體は、二千五百年の歴史を一貫して、確固不動の基礎の上に在りしが、西洋文明の輸入は、更に又明治の新天地を開拓し、其國家の状態に於ては、百物維新の觀を呈し、舊來の制度慣習を打破し、隨て、多少玉石併せ棄つるの弊なきにしもあらざれど、併しながら、我輩聖文武なる

今上天皇陛下は、善く泰西諸國の長を採用し給ひて、國家發展の機運に適合するの制度を定めさせ給ふべき叡慮を以て、明治二十二年二月十一日、竟に、帝國憲法を發布し給へり、此憲法は、我國體を基礎として、之に歐洲の所謂立憲制度を參酌せるものにして、其發布の詔勅、并に皇祖皇宗に告げ給ふ所の告文によれば、此憲法は、即ち之を支那の言語を以て呼ぶ時は、所謂欽定憲法と稱すべきものなり、欽定とは、天皇の親ら定めさせ給ふこと云ふ事なり、伊藤東涯の乘船談による、之を非なり云へ而して、此憲法は、即ち我日本の基本法にして、皇位の萬代不易なる事、皇室の萬世一系なる事、及び臣民の權利義務を明にし、而して、相次で諸法典の制定既に成り、今や國民の權利義務の如き、從前の如く不明瞭なる點なく、隨て、之がために、無用の内亂等の發生する憂もなく、上下一致、専ら祖宗の國家を守護せむ事を希ふに至れり、是に於て乎、我國基確立して、我國體大成の域に達せるものと謂ふべきなり、

夫れ然り、而して、此三大原素の内に於て、第一の原素は即ち其根本的原素にして、伊勢神宮は、千歲の下、巍然として國民崇拜の中心となりて、之を證明し、第二の原素、即ち支那文明の感化は、其之を培養せし肥料とも稱すべきもの、而して、第三の原素、即ち歐洲文明の輸入の結果は、宛も、其果實を收獲せし類にして、我國體を、秩序的に、法文を以て表示せしものと謂ふべく、我國家が、他の世界各國の國家と異にして、常に、世界の大勢、人類自然の進化に伴うて、成育し、發達し得る活力を有すること、亦之を以て推察すべく、我國家前途の爲め、極めて祝福すべき事なるを信ず、

## 第二章 神宮の創立せられたる理由

祖先崇拜は、我日本民族固有の習慣なること、前章既に説く所の如し、故に、天祖天照大神は、伊邪那岐、伊邪那美尊の御頸珠を、其神靈として、神棚に祀りし事、亦既に説く所の如く、神武天皇が、天祖天照大神を崇拜して、之を太陽とあし、其神威を畏敬せし事も、亦々前既に説く所の如し、されば、我開國の祖天照大神を奉祀するに至れる事は、自然の結果なり、而して、歴代の天皇の、天祖天照大神を奉祀するに至りしは、日本紀二の十四左に、天照大神、手持寶鏡、授天、忍穗耳尊、而祝之、曰、吾兒、視此寶鏡、當猶視吾、可與同床、共殿、以爲齋鏡、之鏡也云ひ、古語拾遺に、即以八咫鏡及草薙劍二種、神寶授賜、皇孫永爲天璽、是也云ひ、牙玉自從、即勅曰、吾兒、視此寶鏡、當猶視吾、與同床、共殿、以爲齋鏡、云へる如くに、天祖の大詔に本づけるものにして、天孫降臨以來、連綿たる事實なり、然る後、神武天皇は、海内平定即位の後四年、詔して、皇祖天神の靈を、大和國鳥見山に祭り、以て天下平定の恩を謝し給へり、日本書紀三、神武紀四年の條による、古語拾遺に、此時の事を禮記皇天云へるは、大なる饒にて、所謂漢意なり、是れ、支那の禘郊の祭祀に似たる所あるよりして、古語拾遺は、輕々に之を速斷して、天を祭りたるものごなせりと雖も、支那に於ては、天を祭りて、祖先を給祭するものなるに、是は純然天祖を祭りて、其恩を謝せしなり、斯くの如くにして、天祖尊崇の度は、いよく加はり、天下の人民は、其我國固有の日本民族と他民族たるを問はず、皆其神靈の御稜威を仰ぎ奉る如くなり行き、而して、神武天皇より、聖帝十代の間、猶ほ天孫以來の如く、同殿同牀に、後世に於ける民家の神棚の如くにして奉祀せられたるなり、而るに、崇神天



皇の時に至り、天祖の御示教ありて、殿内を出でさせ給ひ、茲に始めて神宮の創立を見る事なれり、而して其御示教に就きては、古來之を考へ奉りたる人々の説、二種に分れたるもの、如し、第一説は、日本書紀五の卷、崇神紀六年の條に、百姓流離或有背叛、其勢難以德治之、是以晨興夕惕、請罪神祇、先是天照大神、和大國魂二神、並祭於天皇、大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於倭、笠縫邑、仍立磯堅城神籬、亦以日本大國魂神、託淳名城入姫命、祭於倭、笠縫入姫、髮落體瘦、而不能祭、とある文、并に、古語拾遺の、當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共牀、以此爲常、故神物官物亦未分別、内立藏號齋藏、令齋部氏永仕其職、至于磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安、故令齋部氏率石凝姥命、裔天目一箇、神裔二氏、更鑄鏡造劍、以爲護身之御璽、是今踐祚之日所獻神璽之鏡劍也、仍就於倭、笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神草薙劍、とある文に本づきて、當時、古來の同牀奉安の制を變して、宮中を出し奉りしは、其同牀神威をトシ奉らむ事を恐れしによるものなりと云ふに在り、

第二説は、日本紀、古語拾遺の記事を以て、支那の儒學の主義に本づくものと爲して、之を取らず、而して、釋日本紀一右ノに引用する大同元年太神宮本紀の御間城入彦五十瓊殖天皇○崇神天皇之時、天照大神、乞給國伊豆久曾、隨大神敎命、求坐奉、詔皇女豐次比賣命、奉戴而從、倭内國始而覓給、云云とある文、并に、延曆二十三年八月廿八

日、大神宮司、禰宜、大内人、三人連署を以て、奏上せし所の太神宮儀式帳の、御間城天皇御世以往、天皇同殿、御坐而、同天皇、御世爾、以豐鍬入姫命爲御杖代、出奉支活目天皇、御世爾、倭姫内親王、遠爲御杖代、齋奉支倭姫内親王大○崇神天皇神乎、頂奉而願給國、求奉時、爾從美和乃御諸宮、發令出坐、支云々とある文に本づきて、天祖の神靈の、天皇の宮中を離れ給ひしは、天祖が、其御末葉たる天皇の同殿を嫌ひ、天皇が、其御祖先たる天祖の神威を恐る、如き、外國風の輕薄なる情誼によれる理由にあらずして、天祖御親ら宮中を出でさせ給ひ、而して、適當なる御宮地に鎮りまさむごし給ひし大御心によるものなりとの事にて、當時、崇神天皇、英邁卓出の君にましまして、銳意國基の鞏固を圖らせ給ひ、内には殖産興業を勸め、外には四道將軍を派遣するなど、其御經綸尋常ならざるより、此際天祖の神靈は、暗に國運恢弘の宏謀を加護せむが爲め、諸國を巡り給ふ事となり、大和より發して、西は吉備に至り、東は尾張遠江に至り、南は紀伊、北は丹波にまで及びしものなりと云ふに在り、即遷座の事は、倭姫世記及び大神宮雜事記等にあり、附載に詳にせり、此二説は、共に由緒ある古書の本文に本づけるものなれども、要するに予は、今其可否を決するよりは、寧ろ、此兩説、共に天祖の神德の超絶せる明證にして、之を仰ぎ奉るの可なるに如かざるを信するものなり、而して、天祖は、かくの如くにして、垂仁天皇の時に至り、遂に、現在の伊勢國度會郡宇治五十鈴河上神路山に鎮座し給へるなり、是れ即ち伊勢神宮の創立にして、天祖の神靈が、長へに、我皇室と國民とを護り給ふべき基礎の定り、而して國民的崇拜の中心點、茲に初て確立せるものと謂ふべきなり、即ち、日本紀六の卷、垂仁紀二十五年に、三

月丁亥朔丙申、離天照大神、於豊相姬命、託于倭姬命、爰倭姬命求鎮坐大神之處、而詣菟田、後幡（此云）更還之入近江國、東廻美濃、到伊勢國、時天照大神、誨倭姬命曰、是神風、伊勢國、則常世之浪、重浪歸國也、倭國可憐國也、欲居是國、故隨大神、教其祠、立於伊勢國、因興齋宮、于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照大神始自天降之處也。（云）倭姬命、爲即伊勢、其奉於天照大神、是以倭姬命以天照大神、鎮坐於磯宮、磯宮之本、而祠之、然後隨神誨、以丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國、遷宮、此あるものにて、倭姬命世記には、之を敷衍して、于時「**菟田彦神裔**」宇治土公祖大田命參相、又問給、久有吉宮處哉、答曰、久佐古久志呂宇遲之伊須々之河上、波吉大宮處、白、其處仁到給、美宮處、見定給、（中）廿六年丁巳秋（古本重仁）九月（原文は十月に作る、今大倭神社社注、選狀并に古本重仁記によつて改む）戊申朔（原文になし、今大倭神社社注、選狀によりて補ふ）甲子（十）奉遷于天照大神於度遇五十鈴河上、留今歲倭姬命詔、大若子命、物部八十友、緒人等、率天宮地、乃荒草木、根荊、掃比大石、小石取、平天、遠山、近山、乃大峽、立材、平齋斧、以天伐採、天本末、波平山、祇奉祭、天中間、平持出來、天齋鉏、平以天齋柱立、一名天御柱、高天原、仁千木、高知、利、下都磐根、仁大宮柱、廣敷立、天照大神、并荒魂宮、和魂宮、造奉、令鎮、定、坐、（中）爾時、皇太神、倭比賣命、乃御夢、諭給、久、我高天原、仁坐、張戶、押張、**原如見**、見志、眞伎、志國宮處、波是處也、鎮、定、給、止、覺給、（中）于時、送驛使、朝廷還詣上、倭比賣命、乃御夢狀、平細返事、白、爾時、天皇聞食、天、即大鹿嶋命、祭官、止、定給、比大若

子命、神國造兼大神主、止、定賜、神館造立、物部八十友、諸人等、率雜、神事、取惣、**捧**、天、太玉串、供奉、云へり、而して、今、日本書紀に、天祖の此地に鎮座し給ひし理由として、此地は、も、天祖降臨の舊地なりとある事に關しては、古事記傳（五）には、其實は天祖は自ら此地に降臨せし事はなけれども、天祖豫め此地に其御靈代なる御靈鏡を鎮め給はむとの御意志ありし故に、猿田彦命をして、此國に到らしめ給ひしものなりとの意を記せり、されど、天祖、天照大神は、予の考を以てする時は、我皇室并に我國民の祖神にして、實在の神なれば、必ずしも、終始天上にのみおはしまし、神とするには及ばざるべく、親しく、此地に降臨せし事ありしとすも、敢て其尊嚴を潰し奉るべしとは思はれざるなり、果して日本書紀の記事は、神代以來、此の如き傳説の存せしに本づきて、天祖降臨の事を記し奉りしものならむと、推察せらるゝなり、

第三章

豊受大神宮の創立せられたる理由

農工商業は、人類生活の源泉なり、而して、其發達の順序は、農に次ぐに工を以てし、農工に次ぐに商を以てす、然りと雖も、商を以て、人間生業の極致となすは、大に誤れり、國各其風土を異にし、民族各其固性を別にすれば、たごひ其國家、既に文明の域に達して、三業各其盛を競ふに至るご云ふも、猶ほ、其國家に於ける基礎的生業は、特に之を重んずるの主義を採らざるべからず、我葦原の瑞穂の國は、四面環海、大に商業に適するが如しと雖も、土地肥沃にして、風土自ら農業國たるの素質を有し、且、民生、五穀を以て古來の常食と爲し、是れ亦既に此方面よりも、農本主義

の國是を示せるものなるを知る、況や、農業は、質素醇朴の風俗と相須つゝの性質を有し、國民の間に、堅實の思想を維持し、國家の元氣を蘊蓄涵養するの法、殆ど之に若くものある事なきに於てをや、是を以て、所謂、忠實業に服し、勤儉産を治め、醇厚俗を成し、自彊の實を擧ぐるもの、農業を以て尤も優れたりさせざるを得ざるなり工商の業、素より時勢に應じて、大に發展を期する事は、國家重要な事にして、我天祖并に諸神明は、素より大に工商の業を加護し給ふ事、古來の例動かすべからず、雖も、之を古代の地中海沿岸の商業國、及び近世の和蘭の末路等に鑑みる時は、農本主義を以て國是と爲し、之に加ふるに、時勢に應じて更に大に工商業を奨励すること、最も宜を得たるの策たるを信するなり、

伏して惟みるに、我神聖なる天祖、天照大神は、吾人日本民族の大祖先として、能く我日本民族の前途を見そなはし給ひ、特に、豊受宮を其御膝下に招き齋がしめ給ひたり、

豊受宮は、即ち、天孫降臨の時、天孫に隨從して、降り玉ひし、登由宇氣神にして、古事記上に、登由宇氣神、此者、坐外宮、度相神者也とある是なり、而して此神は、古事記上神代の段に見ゆたる伊邪那岐伊邪那美尊の御子なる和久産巢日神の御子に豊氣毘賣神とあると、同一なる事、既に古事記傳五にも云へるが如し、而して、また、此神は、保食神とも申し、又、倉稻魂、又、大宜都比賣、又、御膳津神とも同一なる事、和名抄并に後に引く所の日本書紀及び止由氣太神宮儀式帳の文によりて、其事實の上より推定するを得るのみならず、其名稱の上より、之を同一神と見るを得ること容易なり、即ち、トヨケのケも、トヨウケのウケも、ウガノミタマのウガも、ミケ

ツのケツも、皆同一語にして、食と云ふ事なり、即ち、豊なる食の神、食の御靈の神、御食の神の義にて、食物并に五穀の神たることを意味するを見るべし、而して、既に食物の神たる以上は、其食物の源泉たる人民の生業は、其農工商百般の業、皆、豊受神の加護せしめ玉ふことは明なる所なりとす、

保食神の事は、日本紀一の卷神代上の一書に、

既而、天照大神、在於天上、曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊、受勅而降、已、到于保食神、許保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則緒廣、緒狹、亦自口出、又嚮山、則毛鹿、毛柔、亦自口出、夫、品物悉備、貯之、百机而饗之、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、願上生粟、眉上生蟹、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥、及大豆、小豆、天熊人悉取持去、而奉進之、于時天照大神喜之、曰、是物者、則顯見蒼生、可食而活之也、乃以粟、稗、麥、豆、爲陸田、種子、以稻爲水田、稻子、とあるによりて、保食神は、天照大神の詔によりて、我日本國民の常食たる穀物を掌る神と定められしものなるを知る、此の如き神なるが故に、後遂に、天照大神の御饌を掌る神と定められしもの、如し、延喜式九の神によれば、宮中神三十六座の内の神祇官西院におはす神二十三座、其内、御巫祭神八座ありて、其内に、御食津神あり、是れ亦豊受神と同一の神にて、宮中にも祀られたる事を知る、而して、此神は、其初め丹波に御鎮座ましまし、も、天照大神の御告によりて、か

くの如く、伊勢の度會なる大御神の御側近くに鎮まり給ひしものと思はるゝなり、即ち、止由氣太神宮儀式帳に、

等由氣大神宮院事

今稱度會宮ニ在度會郡沼木郡山田原村

天照坐皇大神始卷向玉城宮御宇天皇御世、○垂國國處處大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須須乃河上、大宮供奉爾時、大長谷天皇、○雄御夢、○雄誨覺賜、久吾高天原坐、○雄天見志真岐賜、○雄志都真利坐、○雄然吾一處耳坐、○雄甚苦加以、○雄犬御饌、○雄安不聞食坐、○雄故丹波國比沼乃真奈井坐、○雄御饌津神等由氣大神、○雄我許欲誨覺奉、○雄爾時、天皇驚悟賜、○雄比即從丹波國令行幸、○雄天度會乃山田原乃下石根宮柱、○雄太知立高天原、○雄比疑高知、○雄天宮定齋仕奉始、○雄是以御饌殿造奉、○雄天照坐皇大神及朝乃大御饌夕乃大御饌、○雄日別供奉、○雄比沼乃古風土記逸文考證四に載する所の丹後風土記に、○雄此沼山原有井其名云三真井とあり、○雄此沼は後世丹波國に属す

とあるにて知るべし、然るに、五部書の中なる豊受皇太神御鎮座本記に、之を以て、天御中主神の別號となし、其他種々の附會をなせるは、外宮神官の謀策たること、吉見幸和の五部書說辨の首并に社稷答問に考證する所の如くなるべし、而して、其御鎮座の状況及び年月は、御鎮座傳記に、  
泊瀬朝倉宮御宇天皇、○雄廿一年丁巳冬十月一日、倭姫命夢教覺給、○雄皇太神宮如天之小宮坐、○雄天下天仁志一所耳坐、○雄御饌、○雄安不聞食、○雄丹波國與佐之小見比沼之魚井之原、○雄坐、○雄道主子八乎女乃奉齋

御饌都神止由氣皇太神、○雄我坐國欲誨覺給、○雄爾時、大若子命、○雄始採山、○雄材構立寶殿、○雄明年、戊午秋七月七日、以大佐佐命、○雄從丹波國余佐郡魚井原、○雄之天奉迎止由氣皇大神、○雄度會之山田原乃下都磐根大宮柱、○雄廣敷立、○雄高天原、○雄千木高知、○雄鎮理定理座、○雄稱辭竟奉、○雄とある是なり、

御巫清直翁の豊受大神定録に「按ルニ、豊受大神ト稱スル神ノ履歴、史ニ所見ナキガ故ニ、或ハ天御中主神ノ一名トシ、或ハ國常立尊ノ別名トシ、是レ倭姫命世記、御鎮座傳記、御鎮座本紀等、偽造ノ日ノ新説ニシテ、古來承傳ノコトニ非ズ、○中按ルニ、○前に倭姫命世記の文を引、○神祇本云、豊受大神、亦名神ノ稱名タルコト見ルベシ、此餘神祇譜傳圖記、○河川云、豊受大神、亦名倉稻魂神、亦曰御饌都神、二十二社註式云、稻荷社中、社倉稻魂命也、一名豊宇氣姬命、大和國廣瀬大明神、伊勢、外宮全体、又云、廣瀬社、和加宇加乃賣命、神社、外宮御全林也、一名宇賀神、廣瀬社、緣起云、窃以神代昔伊弉諾尊飢時、生兒、曰倉稻魂命、此大忌廣瀬社也、又若宇加乃賣命、伊勢外宮分身也ト云ヘリ、此等ノ書モ、豊受大神ハ、倉稻魂神タル古傳説ヲ注ス、○延喜式神名帳ニ、大和國廣瀬郡廣瀬、○和加宇加乃賣命ノ神社、廣瀬大忌祭ノ祝詞ニ、御膳持、○留石宇加能賣命トアリ廣瀬社ニテハ、和加宇加能賣命トモ、宇賀神トモ稱ヘ白スコト、○晋大宮ニシテ豊受大神ト稱シ奉ルト同意アリカス、然テ、倉稻魂神ヲ豊宇氣姬命トモ稱ヘ白スコト、二十二社註式ニ云、○ルモ、古

傳ナリ、延喜式大殿祭祝詞ニ、屋船豊宇氣姫命是稱也、俗謂、宇賀能美多麻トアルニ合ヘリ、豊宇氣姫ノ稱アルト同ク、神宮ニシテハ、豊受大神ト稱シ奉ルナリ、然シテ又、大神宮本記ニ、調御倉神、宇賀能美多麻神、保食神是也、酒殿神、豊宇賀能賣命、又、十二月晦日、神事祝詞ニ、酒殿調御倉、御竈屋仁坐賀宇賀乃魂乃神等乃廣前仁恐美恐美申御神酒造、兒大御氣造、兒豊宇賀能賣命、宇賀乃御魂保食神等云々トアリ、サレバ、倉稻魂神ヲ御饌殿ニ就テ、御饌都神ト奉祀スル時ハ、豊受大神ト稱シ、調御倉ニ就テ祭ル時ハ、宇賀能美多麻神ト稱シ、御酒殿ニ就テ祭ル時ハ、豊宇賀能賣命ト稱シ奉ルコト、古來承傳ノ典故ナリ、實ハ一神ヲ別テ稱名シ奉レルナリ、假令ハ、大殿ニ就テ屋船神ト奉鎮スル時ハ、豊宇氣姫命ト稱シ、廣瀬社ノ大忌祭ニハ、若宇加能賣能命ト稱スルガ如シ、其功德ヲ以テ、御名ヲ賞稱スルコトハ、祝詞ニ所謂ル稱辭是ナリ、カクテ、太神宮本記ニ、宇賀能美多麻神、保食神是也トイヒ、太田命訓傳ニモ、調御倉神、宇賀能美多麻神、坐亦號大宜都比賣神、亦名保食神、神祇官社内坐御膳神是也トイヘリ、保食神ノ名ハ、日本書紀一書ニ出ツ云々こあるは、大に參考となる説なり

第四章

兩宮の御稱號并に御社格

古來、本宮天照大神の御社を内宮と稱し、豊受大神の御社は、之に對して外宮と稱せり、古事記上の神代段天孫降臨の條にも、既に、度會郡沼木山田原、宮を外宮と云ふ事あり、然れども是れ蓋し、上下便宜上の稱呼にして、正式の御稱號にあらず、延喜式四の卷伊勢大神宮の條によれば、天照大神の御社を、

太神宮三座

在度會郡宇治郷五十餘河上

天照太神一座

相殿神二座

と云ひ、豊受大神の御社を、

度會宮四座

在度會郡沼木山田原、去太神宮一四七里

豊受太神一座

相殿神三座

と云へるにても知るべし、而して、神名秘書に、村上天皇の時、天照大神は奥に在り、豊受宮は前に在るが故に、内外の名を命ぜしとあるは、大なる誤にして、日本紀略二の卷によれば、村上天皇の以前なる朱雀天皇の天慶五年四月十四日の伊勢奉幣の條にも、既に内外宮禰宜叙爵の語あるを見るべし、内外宮の別に就きては、古事記傳十五卷にも説あり、而して、内宮外宮辨略解に「内宮外宮といふ事、内宮は、伊勢風土記の度會郡宇治郷の所に、奉齋大神是、因以宇治郷爲内郷也、今以宇治二字爲郷名」と有る如く、禁裡をば大内又内裏なごいふと同じ心にて、内宮といふなるべし、外宮は加茂眞淵が考に、天子の別殿を萬葉集なごに登都美夜よめることく、此宮も大神宮の別殿なりといへるを、本居翁此考實に然る事にて、始より外宮というて有し宮也、後に豊受大神をば



に次ぐ所の重大なる祭祀と爲し、一家の私祭として尤も之を尊ひし如し、禮記曲禮の十四左に君子將營宮室、宗廟爲先、廡庫爲次、居室爲後、凡家造祭器爲先、犧賦爲次、養器爲後、無田祿者不設祭器、有田祿者先爲祭服、君子雖貧不粥祭器、雖寒不衣祭服、爲宮室不斬於丘木、大夫士去國祭器不踰竟、大夫寓祭器於大夫、士寓祭器於士、大夫士去國踰竟爲壇位、鄉國而哭、とあるにて知るべし、此制度は支那家族制度の精神を發揮せるものにて、日本家族制度の摸範となり、現行民法九八七條、民事訴訟法五七〇條の生する一淵源たりしなり、而して、其宗廟は、亦他の神明と同じく、祝福を子孫に降すものなりとの信仰ありて、大事は悉く之を告ぐ、周禮二十社に、都宗人掌都宗祀之禮、凡都祭祀致福于國、云々、又周禮三十左に、家宗人掌家祭祀之禮、凡家祀致福、云々、とありて、鄭註に、大夫采地之所祀、與都同、若先王之子孫、亦有祖廟、とある類なり、又禮記二十四魯人將有事於上帝、必先有事於類、宮、と云ふ事もあるなり、廟宮は周の祖先后稷を魯の大學にて祀るを謂ふなり類宮の事、禮記十の四右に見ゆ、

宗廟は一に大廟と云ふ、禮記五十四の三十七右表記其宗とは、說文解字七右に、宗、尊祖廟也、从示、とありて、段註に、宗、尊、雙聲、とありて、次に、大雅の毛傳并に鄭箋に、宗、尊也、とあるを引きて、之を証せり、双聲とは、支那の言語學の術語にして、子音の同一なる事を云ふなり、說文通訓定聲の豊部一の十にも、說文の說を繼承し、而して、此字が、宗族の宗の字に用ひらるゝものをば、轉注と爲

し、衆の義に用ひらるゝものをば、假借と爲せり、通訓定聲の轉注假借の説は、洵に然り、されど、予は、此宗の字は、直に祖廟を尊ぶ意義の文字とは思考せず、何となれば、文字の形より推察するに、示は家屋の義なる事、説明を要するまでもなし、而して、示は、說文四右に、示、天象、見、吉凶、所、目、示、人也、从、二、三、小、日、月、星、也、觀、乎、天文、目、察、時、變、示、神、事、也、とある如くに、神事を意味するものなるが故に、宗の造字の起原は、屋内に、神主の安置せられたる状態を意味し、若くは、屋内に於ける神事を意味せしものとするを、至當とすべければなり、況や、說文にも、既に、會意の文字とせるに於てをや、而して、後に、凡そ、支那に於ける古代の祭祀は、天地山川等を祀るもの、一として、常設の家屋を具して、其神靈を安置せしものあるを見ず、而して、其之あるは、實に祖先の神靈を安置する所の廟たりしなり、故に、廟の字と連字して、宗廟と稱し、祖先の神靈を安置する屋名に用ふる事となりしものと思はるゝなり、

廟の字は、說文解字九右に、廟、尊先祖貌也、从广、朝聲、廣、古文、とありて、段註に、尊、其先祖、而、以、是、儀、貌、之、故、曰、宗、廟、諸、書、皆、曰、廟、貌、也、祭、法、注、云、廟、之、言、貌、也、宗、廟、者、先、祖、之、尊、貌、也、古、者、廟、以、祀、先、祖、凡、神、不、爲、廟、也、爲、神、立、廟、者、始、三、代、以、後、とあれど、予は、之を以て、广は家屋を示し、朝は毎朝之を禮拜するの意に象りて造れる會意の文字にして、單に、古人の説の如く、疊韻即ち母韻同一の故を以て廟と貌と相通する云ふ事をば信ぜざるなり、說文には、从广、朝聲とありて、之を形聲の文字となせど、朝聲の聲の字は、段註の説にても、既に之を衍字なりと云へるにて、此字が、會意の字たること、愈明なる

り、しかしながら、段註には、从尸朝謂居之與朝廷同尊者爲會意、と云ひて、之を朝廷の朝の字にさせるは、頗る予の考と異なる所なり、宗廟の制は、略々、獨斷<sub>五右</sub>の、

宗廟之制、古學以爲人君之居前有朝、後有寢、終則前制廟以象朝、後制寢、以象寢、廟以藏主、列昭穆、寢有衣冠几杖象生之具、總謂之宮、月令曰、先薦寢廟、<sub>○</sub>古不墓祭、至秦、始皇出寢起之於墓側、漢因而不改、故金陵上稱寢殿、有起居衣冠象生之備、皆古寢之意也、居西都時、高帝以下、每帝各別立廟、月備法駕遊衣冠、又未定、迭毀之、<sub>○</sub>寢の事に就きては、別に、異説あり、禮記の二十五左傳上の疏文參照、

とあるが如くにして、唐律疏議<sub>二右名例一</sub>、宗者尊也、廟者貌也、刻木爲主、敬象尊容、置之宮室、以時祭享、故曰宗廟、<sub>○</sub>ともあるなり、而して、其場所は、社稷と共に庫門の内雉門の外にあり、<sub>○</sub>獨斷上、庫門雉門は、天子五門の中なり、<sub>三禮圖四の</sub>

支那の宗廟は、四時祭を行ひ、<sub>○</sub>禘嘗烝の別あり、<sub>○</sub>禮記十二の廿二右、又、五年大祭の事あり、<sub>○</sub>家語八、しかも只其祖先一人を祭るに止まらずして、唐虞及び夏后氏の時代には五廟を立て、殷は則ち六廟にして、契と湯と二昭二穆と合せて六なり、<sub>○</sub>禮記十二の十七左の鄭注の註、并に十八右の疏による、但し、疏によれば、夏は、禹の時、四廟、子孫に承りて五廟、其他、之に準ずるの意味を附せり、<sub>○</sub>文獻通考十三の首には、殷の制は七廟と云ふ意味を記せり、而して、周制は、則ち禮記七左の注に、

天子七廟、三昭三穆、與大祖之廟、而七、諸侯五廟、二昭二穆、與大祖之廟、

而五、大夫三廟、一昭一穆、與大祖之廟、而三、士一廟、庶人祭於寢、

とあり、又、禮記<sub>四十六の</sub>には、

是故王立七廟、一壇一墀、曰考、<sub>○</sub>廟、曰王考、<sub>○</sub>祖、曰皇考、<sub>○</sub>廟、曰顯考、<sub>○</sub>父、<sub>○</sub>廟、曰祖考、<sub>○</sub>廟、皆月祭之、遠廟爲祧、有二祧、享嘗乃止、去廟爲壇、去壇爲墀、壇墀有禱焉、祭之、無禱乃去、壇、曰鬼、諸侯立五廟、一壇一墀、曰考、<sub>○</sub>廟、曰王考、<sub>○</sub>廟、曰皇考、<sub>○</sub>廟、皆月祭之、顯考、<sub>○</sub>廟、祖考、<sub>○</sub>廟、享嘗乃止、去廟爲壇、去壇爲墀、壇墀有禱焉、祭之、無禱乃止、去壇爲鬼、大夫立三廟、一壇一墀、曰考、<sub>○</sub>廟、曰王考、<sub>○</sub>廟、曰皇考、<sub>○</sub>廟、享嘗乃止、顯考、<sub>○</sub>廟、有禱焉、爲壇祭之、去壇爲鬼、適士二廟、一壇一墀、曰考、<sub>○</sub>廟、曰王考、<sub>○</sub>廟、享嘗乃止、顯考、<sub>○</sub>廟、有禱焉、爲壇祭之、去壇爲鬼、官師一廟、曰考、<sub>○</sub>廟、王考無廟、而祭之、去王考爲鬼、庶人無廟、死曰鬼、

とあり、王制と祭法とは、其制同じからざるこゝ此の如し、而して、其是非に就きては、朱子は、以周制言之、恐、王制爲是、<sub>○</sub>文獻通考十三の天子宗廟の條、と云へり、而しながら、祭法の疏文には、王立七廟者、親四始祖、一文武不遷、合爲七廟也、一壇一墀者、七廟之外、又立壇墀、名一也、起土爲壇、除地曰墀、近者起土、遠親、除地、示將去、然也、とありて、壇墀は七廟の外なる如く説明するを見れば、若し、壇墀を除く時は、其他は、すべて、兩者同じと謂ふべ



く、此他に、王制には、適士、二廟の文なければ、是れ、鄭註による時は、自ら省略せしものなるべく、要するに、祭法は其詳を説き、王制は其略に従へるものならむ、而して、又、其數に就きては、韋玄成の王者五廟の説と、劉歆の宗、無數の説との二説あり、甲説の理由とする所は、周の七廟たる所以は、后稷は始封の君にして、文王武王は受命の君なり、之に親廟四、祖、高祖、曾、を加ふるなり、故に、親廟四と、其祖先とのみとする時は、常に五廟となるべしと云ふにあるもの、如し、又、乙の劉歆の宗、無數の説の理由とする所は、七は、其正法にして、數の常數とすべきものなり、故に、大祖と三昭三穆とは定れることなり、而して、周に於て、文王と武王とは、其家に功德あるが故に、特に之を世室として祭るものなり、世室とは、百世不毀の謂なり、世室の事は、公羊傳十四の八右、禮記三十一の二十一右に見ゆ、而して、其家に功德あるものは、之を祖とせずして、宗とするなり、宗は必ずしも其數に定りなし、故に、殷には三宗あり、今周に在りては、文王と武王とは宗なり、是を以て、周の宗廟は、當に之を九廟とすべしと云ふに在り、朱子文集六十九の二右以下、及、び文獻通考十三の天子宗廟の條之に關して、朱子文集六十九の二には、韋玄成、劉歆廟數不同、班固以歆説爲是、今亦未能決其是非、姑兩存之、至於遷毀之序、則昭常爲昭、穆常爲穆とあり、而して、劉歆が、文武を以て宗となすの説は、班固之を是と爲すと雖も、劉歆が、七を以て數の正法となす事は、理に於て甚だ怪しむべき事なりと謂ふべし、

此の如くにして、又、王肅は、祭法に、去祧爲壇、去壇爲墀の文あるを根據として、七廟とは、高祖の父と、高祖の祖と、大祖の廟一と、親廟四と、之に文武、合せて九廟たるべしとの説を立たり、禮記十二の十八左三行、并に十九右の十五行の疏文、及び十六の十二左の十八行、十三右の三行の疏文、

宗廟は、其分家に在りては、本家の祖先を祭る事を得ざる例なり、是れ、即ち周代の宗法の制度に本づくものにして、宗法の制度に在りては、天子の分家たる諸侯は、天子と親族にあらずして、君臣なり、諸侯の分家たる大夫は、其諸侯と親族にあらずして、君臣なればなり、しかしながら、魯には、周公の故を以て、特に文王の廟を立つる事を許されたり、後世、三桓は魯の桓公の附なり、三桓が、其公廟を私家に設けしは、僭したるなり、禮記二十五の十九左郊特牲、故に、支那に在りては、宗廟を修むる事は、謀反の兆として目せられたり、即ち、唐律疏議二十三の十の疏議に、或欲修葺宗廟、見闕兵、疑是欲反、見修宗廟、疑爲大逆之類とあるにて、知るべし、

社稷は、分ちて、社と稷との二となすべし、而して、其起原は、左傳五十三の十三左、昭公二十九年、の晉の大夫蔡墨の言に、顓頊氏有子、曰、黎、爲祝融、共工氏有子、曰、句龍、爲后土、此其二祀也、后土爲社、稷、田正也、有烈山氏之子、曰、柱、爲稷、自夏以上祀之、周棄亦爲稷、自商以來祀之、此文、禮記四十六の十九左祭法にも見ゆ、

こある是なり、后土が社と爲る、故に、社を稱して直に后土と云ふ事あり、禮記八の三十、左傳三十一、社は土を祀る事上記の如し、禮記三十五の廿六、左郊特牲にも見ゆ、地利を焉に取らむが爲めなり、禮記二十二の廿三右禮運、故に、周禮十五の二には、社之日、泄、卜來歲之稼とあり、稷は即ち周の祖先后土にして、毛詩十七の二の二右生民之序、后稷は、周本紀に、周稷名弃、其母有邰氏女、曰、姜原、爲帝嚳元妃、遂好耕農、

相<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>穀<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>稼<sub>レ</sub>穡<sub>レ</sub>焉<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>帝<sub>レ</sub>堯<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>舉<sub>レ</sub>弃<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>農<sub>レ</sub>師<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>利<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>功<sub>レ</sub>帝<sub>レ</sub>舜<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>弃<sub>レ</sub>黎<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>始<sub>レ</sub>飢<sub>レ</sub>爾<sub>レ</sub>后<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>播<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>百<sub>レ</sub>穀<sub>レ</sub>封<sub>レ</sub>弃<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>郟<sub>レ</sub>號<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>后<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>あるもの是なり、而して、其社稷を祭祀する理由は、禮記二十五の二十に、六左郊特牲、故<sub>レ</sub>教<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>美<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>焉<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>雷<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>示<sub>レ</sub>本<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>唯<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>畢<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>里<sub>レ</sub>唯<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>田<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>畢<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>唯<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>丘<sub>レ</sub>乘<sub>レ</sub>供<sub>レ</sub>粢<sub>レ</sub>盛<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>本<sub>レ</sub>反<sub>レ</sub>始<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>こある是なり、併しながら、天子の祖先を以て、直に社稷の本尊を爲す事は、恐くは誤ならむ、白虎通一の十六に、左社稷、王者所以有<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>何<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>福<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>功<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>土<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>穀<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>土<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>廣<sub>レ</sub>博<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>徧<sub>レ</sub>敬<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>五<sub>レ</sub>穀<sub>レ</sub>衆<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>祭<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>封<sub>レ</sub>土<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>示<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>土<sub>レ</sub>尊<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>五<sub>レ</sub>穀<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>長<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>封<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>祭<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>こあり、又、禮記二十五の廿に、六左郊特牲、社<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>道<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>萬<sub>レ</sub>物<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>垂<sub>レ</sub>象<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>材<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>尊<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>親<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>こあるは、恐らくは其眞義を得たる説ならむ、十四の九右左の疏參照、天子の祖先を、社稷の主を爲すものは、偶々其天子の祖先中、古代人類生活の源泉たりし農業上に功勞ありし人ありしかば、之を以て、土地并に稼穡に配して祭りしものと謂ふを至當とすべし、後漢書六十九上の十四右宋登、出<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>潁<sub>レ</sub>川<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>病<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>卒<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>汝<sub>レ</sub>陀<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>配<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>祠<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>こある例と、同一のものを見ることを得べきなり、然るに、陳壽祺の五經異義疏証鳥澤經解所載本二十八右以下によれば、種々の説ありて、第一に、許慎の五經異義には、今<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>祇<sub>レ</sub>こ云ひて、之を天神となせり、第二説は、禮記の郊特牲并に其正義によるに、社を以て地示を爲す説あり、第三説は、左氏の考にして、社稷<sub>レ</sub>惟<sub>レ</sub>祭<sub>レ</sub>句<sub>レ</sub>龍<sub>レ</sub>后<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>神

而已、孝經説社爲<sub>レ</sub>土<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>穀<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>句<sub>レ</sub>龍<sub>レ</sub>后<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>配<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>こありて、是は、社稷を人鬼とするの説なり、諸説此の如し、雖も、社稷の眞義は、前既に説く所の如く、土地と五穀と、直に其物を祀ると云ふ事、支那に於ける本義なるが如し、社稷は、或は、之を單に社と云ふ事あり、而して、共に一壇に祭るものなり、一の二右、社稷は、天子以下、其階級によりて、其制度を異にす、禮記四十六の十に、六左郊特牲、王<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>羣<sub>レ</sub>姓<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>王<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>王<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>百<sub>レ</sub>姓<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>夫<sub>レ</sub>以下<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>羣<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>夫<sub>レ</sub>以下<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>羣<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>こありて、鄭註に、大<sub>レ</sub>夫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>特<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>族<sub>レ</sub>居<sub>レ</sub>百<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>以上<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>共<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>里<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>こあり、又、獨斷上に、六左郊特牲、天<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>泰<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>羣<sub>レ</sub>姓<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>王<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>帝<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>百<sub>レ</sub>姓<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>夫<sub>レ</sub>以下<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>羣<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>夫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>特<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>族<sub>レ</sub>居<sub>レ</sub>百<sub>レ</sub>姓<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>共<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>里<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>こある是なり、而して、周代の制度に在りては、周禮十九の二に、六左郊特牲、小<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>伯<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>職<sub>レ</sub>掌<sub>レ</sub>建<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>位<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>廟<sub>レ</sub>こあり、此事、又、禮記四十八の二に、六左郊特牲にも見えて、鄭註に、周<sub>レ</sub>尙<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>こ云ひ、獨斷上に、六左郊特牲、右<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>稷<sub>レ</sub>西<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>こあれば、漢代の制度も、同一なりし如し、其後、唐代に至りても、宗廟の祭は、大祀に列し、社稷の祭は、中祀に列するを見れば、社稷は宗廟の次に置かれし事は、以て知るべし、唐代の制度は、唐律疏議九の七に、六左郊特牲の太祀の條に、疏議曰<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>祀<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>廟<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>州<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>祀<sub>レ</sub>こ見えて、同上八の九に、六左郊特牲の疏議に、中



は、故國有患、君死、社稷謂之、義、大夫死、宗廟謂之、變、こありて、鄭註に、君守社稷、臣衛君、宗廟者、云へり、又、禮記、有曲禮下には、國君去其國、止之曰、奈何去社稷也、大夫曰、奈何去宗廟也、士曰、奈何去墳墓也、國君死、社稷、大夫死、衆士死、制、こありて、鄭註に、死其所受、於天子也、こあるなり、

此の如くにして、社稷は、古來、祭天に次ぎ、宗廟と並びて、國家重要の祭祀として尊崇せられ、而して、之を、國民の方面より觀察する時は、宗廟は、既に云へるが如く、支那にありては、單に、君主一己の私祭に過ぎざるが如き觀あるに反して、社稷は、國民生活の本源として、國民崇拜の中心たる如き傾あるを覺ゆるなり、三國志魏書六の七有董仲舒に、二月、社、民各在其社、下、こある如き、社、の狀態を想見すべし、故に、古代は、若し國民にして國法を犯すものある時は、此社内に於て刑罰する例なりし如し、尙書在昔の、命、賞、于、祖、弗、用、命、戮、于、社、こある如き類是なり、

天子諸侯の社稷壇の制は、獨斷上右に、天子、社稷、土壇、方廣五丈、諸侯、半之、こある如くにして、而して、之には、樹を植ゑて、以て表識上左す、白虎通上左に、社稷、所以有樹、何尊而識之、使民人望見、師敬之、又、所以表功也、故、周官、曰、司社、而樹之、各以土地、所生、尙書、曰、大社、唯松、東社、唯栢、南社、唯梓、西社、唯栗、北社、唯槐、こある是なり、而して、此樹に於ては、時代に於て、又、沿革之ありし如し、論語上右に、哀公問社、於宰我、宰我對曰、夏后氏、以松、殷人、以栢、周人、以栗、曰、使民戰栗、こある是なり、海濱珠璣所載、水經、異流、補遺、十右に詳なり、又、周禮、司社、之職、に、社稷の樹の事あり、然れども、又、社稷には、全く樹木なしとするの説も之あるが如し、

し、魏書五十五の十右列芳の條

以上考証する所によれば、支那に於ける宗廟こは、天子諸侯の數代の祖先を、其子孫のみの祭祀する所のものにして、國民一般の自動的に崇拜する所のものにあらず、故に、我國に於ける伊勢神宮に、我皇室并に國民の大祖先たる天照大神の神靈を奉祀して、皇室并に我國民一般が、上下齊しく之を尊崇するこ、大に其趣を異にする事を知るべし、又、支那に於ける社稷こは、土地穀物と其物を神として祀り、之に、其當時の主權者若くは諸侯の祖先若くは其穀物に緣故近き老農者などを配祀し、宗廟と相並べて祭る所にして、之を、我國に於ける豊受大神を、天祖の大御心によりて、天祖の御側、近く祀らせ給ひ、以て、一には國民生活の源泉たる五穀の守護神とせしに比すれば、是れ、亦、彼我の間、大なる差別あるものこ謂ふべきなり、拾芥抄下本に、社稷、事、加茂、松尾、平野、春日、吉田等、社稷也、凡、勅願、尊、崇、靈、神、總、名、云々、口、傳、也、宗、廟、社、稷、之、號、分、別、事、云々、皇、帝、祖、神、號、宗、廟、又、勅、願、社、稱、社、稷、こある如きは、未だ悉く其眞を得たりと謂ふべからざるなり、而して、玉勝間卷六に、我國の神社を、宗廟社稷と云ふ事は、全く漢意に本づける、中古以來の妄言にして、我國固有の制にあらずこの意を記せるは、至當の言と思考せらるゝなり、是を以て、其形式に於ては、支那の宗廟は即ち我皇大神宮に當り、支那の社稷は即ち我豊受大神宮に當れど其彼我の實質は、全然異なるものこ知るべし、

宗廟を、日本にては、靈屋と訓し、墳墓の上の屋を、かくの如く呼ぶより、伊勢大廟と云ふ事を以て、天祖の墓所に紛ふとなして、之を嫌ふものあれど、宗廟は、支那の名稱にして、支那にては、宗廟は墓標にあらずる事、上記の如くなれば、伊勢大廟の名、必ずしも全く誤にはあらず、又、支那の陵墓は、特例を除くの外は、今日にても、只塚のみにして、日本の上代の

風を同じ、予の今春彼地にて、親しく目視せし所なり。

## 第六章 兩宮神殿の御建築法

日本民族の本性は、純真正直なり、故に、其風俗は素朴にして、清潔を尙ふ、是れ、内外相應、自然の結果なり、神宮の建築法は、正に我日本固有の民族性を發揮して、固有の風俗を表彰せるものなり、故に、其建築法は、之を以て、宏壯華麗、輪奐の美を極むるものと謂ふべからず、併しながら、素朴の間、自ら高尚清潔、凜乎として犯すべからざるの尊嚴を保つ事は、内外國人の、齊して仰ぎ信ずる所なり、

我國、中古、支那の制度を摸するに及びて、百事悉く之を改革せしと雖も、獨り、神宮の建築法は、之を改めざりし所以のものは、是れ、不知不識の間に、國民性の發揮せられて、其固有の美風を存するに出でたるものにして、明治年間に至り、歐洲の風俗、上下を浸染すも、神宮の御造營に至りては、何人も、之を歐風に改むべしと云ふものなき如きも、殆ど不思議の現象にして、抑も遠大なる神意に由るものとせずんばあるべからざるなり、

夫れ、朝廷は、國家を代表して、外國と交際する國家の正殿なり、故に、其建築裝飾、及び百官の服裝、皆時勢に應じて、華麗を盡さざるべからず、是れ、昔時にありて、奈良、平安の大都城を開き、今日に至りて、洋風の建築裝飾を凝らせる東京の宮城、諸官衙ある所以なり、然るに、天祖の宮殿は、我國家の内殿にして、獨り我日本國民の崇拜地たるに外ならざれば、其古代の美風を、此に保存して、以て之を國民に觀すこと、眞に國家百年の長計のため、最も其當を得たるを信ぜずんば

あらず、

内宮の正殿は長三丈六尺、廣さ一丈八尺、高さ一丈一尺、外宮の正殿は、長三丈、廣さ一丈六尺、高さ一丈にして、共に各白木を以て之を造り、茅を以て之を葺く、而して、其内外の御門、并に板塀の如き、皆極めて質朴なり、

## 第七章 神宮の御威徳と教育事業

熟ら惟みるに、方今、物質的營利事業の發達に關聯して、智的教育に於ては、天下到る所其隆盛を極むと雖も、精神教育の事業に至りては、閔然亦之を見聞するを得ず、是れ豈に憂懼すべき現象にあらずや、夫れ、我固有の民族性を發揮し、我金匱無缺の國体を維持せむとするには、必ずや特別に力を精神教育に盡さざるべからざるに、而かも、文部省の如き、其費用限りありて、十分に此種の教育費用を支出する事能はず、是を以て、神宮の如き、神聖にして、世俗の上に超然たる方面の官衙に在りて、特別の費用を、國家并に國民に求め、以て此方面の教育事業を營む事は、我國目下の急務と謂はざるべからざるなり、幸にして、神宮部内の教育事業としては、現時、神宮皇學館、神宮文庫、及び古事類苑等あり、神宮皇學館は、明治十五年、神宮祭主久邇宮朝彦親王殿下の令旨によりて、當時、神宮神官をして、皇學を研究せしむるの目的を以て、設立せし學校にして、三十年二月十八日祭主賀陽宮邦憲王殿下更に令旨を下され、『神宮皇學館教育ノ旨趣ハ、皇國ノ道義ヲ講シ、皇國ノ文學ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハムトスルニ在リ』と仰せられ、今や、内務省管轄の官立高等専門學校と爲り、尋常中學卒業生を入學せし

め、四ヶ年間之を養成し、官國幣社宮司の資格を與へて卒業せしむるものなり、洵に、我國に於ける、神道大學とも謂ふべきものにして、其規模の猶ほ小なるに似ず、其任務の重大なる事、乏を此館に奉ずるもの、常に恐懼措く能はざる所なり、神宮文庫は、則ち舊内宮林崎文庫の改稱にして、古事類苑は、今や脱稿印刷中に屬す、是等、實に神宮御威徳の致す所にして、有り難き現象なり、

第八章 神宮の大祭典と皇室及び國民

兩宮年中の大祭典は、古代に在りては、三節祭と稱して、九月の神嘗祭、明治六年以來并に、六月、十二月の月次祭を以て、大祭となし、が、現今に於ては、明治廿七年五月九日、内務省訓第三百二十七號によりて、大祭、公式祭の別を定められ、大祭は、左の如くにして、

- 一 神嘗祭
- 二 祈年祭
- 三 神御衣祭 皇大神宮及び荒祭宮に限る
- 四 月次祭
- 五 新嘗祭
- 六 臨時奉幣式
- 七 正遷宮

又、公式の祭祀は、左の如くなり、

- 一 元始祭
- 二 紀元節
- 三 天長節
- 四 歳旦
- 五 風日祈祭
- 六 遙拜式
- 七 大祓

而して、神嘗祭、祈年祭、并に新嘗祭を以て、特に大祭となし、勅使の參向あり、而して、神嘗祭にありては、宇治山田市の市民も亦敬意を表して、市内に、種々の餘興を催ふし、鐵道廳は、割引券を

發して、遠近の人民、參拜するもの甚だ多し、

而して、予の、此に、天下に向て注意を求めむとする事は、古代の三節祭と、現時の三大祭との由緒に關する事に在り、即ち、古代の三節祭中、神嘗祭は、今日の神嘗祭と同一のものにして、今年の新穀を、神宮に奉る儀式なるが、併しながら、只單に新穀を神宮に奉ると云ふのみならずして、之によりて、更に、寶壽の萬歳と、皇室の繁榮とを祈り、兼ねて、天下人民の福利増進を請ふものなり、即ち、延喜式八の巻の神嘗祭の祝詞に、天皇我御命坐御壽乎手長乃御壽止云云、天下四方國乃百姓至天長平久護惠幸給止云々あるにて知るべし、又、月次祭は、月毎に奉り給ふべき幣帛を、合せて、六月と十二月とに奉る祭にして、玉體其祭儀の主旨は、大略、神嘗祭と同一なれど、これは、特に、五穀豐熟を祈る意あり、即ち、延喜式四の巻の同處六月月次祭の條の祝詞に、天皇我御命坐御壽乎手長乃御壽止云々、天下四方國乃百姓至天長平久作食留五穀乎豊令榮給止云々あるにて知るべし、又、現時の新嘗祭は、天皇、新穀を召させ給ふによりて、先づ之を以て神宮を祭らせ給ふ祭儀にして、今日之を神宮の大祭とせしは、誠に、今上陛下の御思召による事にて、天下に示すに、祖宗尊敬の道を以てし給ふ所以なり、又、祈年祭は、其名の如く、人民の爲に、年穀を祈る祭儀にして、現時之を大祭に列せしは、是れ亦今上陛下の下民愛撫の仁徳と、仰ぎ奉るべきものにして、往昔、天祖天照大神の、豊受宮を御膝下に招き齋がしめし御宏謨を繼承し給ひしものと謂ふべく、ありがたき御代の恩澤なり、祈年祭は初めは二月十二日、後九日に改め、今は十七日となる、而して又古くは二月と七月とに祈年穀奉幣と云ふものあり、神宮始め諸社に年穀を祈る爲め奉幣せしものなり。



倫汚行の事と見なし、若し、誤て之を犯すものある時は、直に悔悟して、祓除の業を修め、以て清潔の大道に反らしむる一大教訓たるなりと、而して、此教訓の實例としては、素盞鳴尊の天祖に對する不敬の行爲が、尤も重大なる犯罪として、重刑に處せられたる如きを見るべし、且、當時、天祖が素盞鳴尊に向て、猶ほ黒き心を有すと詔はしめ給ひし如き、即ち黒心は白心と反對にして、不清潔を意味す、上下君臣の別を紊るが如きは尤も不清潔の極なればなり、是に於て乎知る、清潔の徳は、親しく天祖の垂示し給ふ所の日本民族の道徳にして、吾人祖先の一般に實行せし大道たる事を、是れ實に神宮に清潔を尙ぶ所以にして、其神宮の神聖なる由緒の、決して偶然ならざるを知るべきなり、

神宮の神聖、夫れかくの如し、而して之を要するに、其神聖は只清潔の一點に歸す、されど之を分つ時は、大凡

- (一) 禁忌
- (二) 觸穢 即ちケガレ
- (三) 忌服
- (四) 潔齋
- (五) 清淨

等の小目を見るを得べし、而して、此等の事項たるや、延曆奏上の二宮の儀式帳、并に延喜式の大  
神宮式、齋宮式、及び花園天皇文保二年二月十七日の大神宮司廳の廳宣、即ち世に所謂文保記

及び永正記、神宮天和服假令、服假令類集等に詳なり、而して、現時の制度は、神官の輩、并に參向の勅使の任に當る人々、只忌服の時日を避くるに過ぎずして、禁忌觸穢等、一切之を廢し、普通參詣の輩は、忌服と雖も、文保記の如く、別に法律を以て強制する如き事之なきなり、

(一)の禁忌とは、六色禁忌にて、(1)喪を吊ひ、疾を訪ふ事、(2)肉類を食ふ事、(3)人を刑殺する事、(4)罪人を決罰する事、(5)音楽を爲す事、(6)穢惡の事に預る事、以上六項、之を禁忌して一定の日數を経ざれば、參拜するを得ず、元來、古代の日本民族が、四足の獸類を食用せしや否やは、歴史家の間、多少の説なきにしもあらざれども、歴史傳記制度の書に散見する所の事實に

徴すれば、之を食したること、殆ど疑を容るゝの餘地なし、たゞへば、神代紀に毛鹿物毛柔物を以て神を祭せし事、安麻紀  
字二年七月甲戌の節等、著しきものあり、實字の節に以て猪鹿之類、永  
性氏餘等に山代之猪、甘な見ゆること、續紀天平四年七月條實  
不得三進御とあるにて、此時より天皇は肉食を廢し玉ひしものと見ゆしかしながら、獸類は腥羶の氣自ら神聖に害ありと

なすの思想起りしこと、今一つは佛敎の影響もありて、自然に肉食を廢し、隨て革類を取扱ふものは獨り最下級の賤民に限ること、もなりたれば、神宮に於ては、其神域内は勿論、大神宮諸雜事記一の天平寶字六年九月十五日の條によれば、汎く神領内に於ても、自今以後、神郡司、不可食用也、この法令を布くに至りしを見る、此他、樂器、佛器、草履等、一切宮域内に持參するを禁ず、又、文保の廳宣に、二所太神宮者、異天下之諸社、所謂元元本本、以清潔爲先、屏佛法息、以正直爲宗、而再拜神祇、故禁經教、忌僧尼、誠妖言、退巫覡、皆是神明之遺勅、二宮之規範也、とあり、佛敎を禁忌する事は、既に第一章に詳論する所の如くなれば、今再び説かず、



(二)の觸穢とは、人の死、動物の死の穢に觸れしを重しとして、各、日數に差あり、而して、其穢に觸る、輕重にて、甲乙丙の差あり、男女交接の穢、及び月水ある婦人の如きは勿論、男女共に、只、失火を見、灸治を爲し、産屋に同宿し、若くは單に人骨を見ても、其色赤ければ、穢ありと云ふ如き、其嚴なる事、推して知るべし、而して、これ神宮のみならず、朝廷の上も、亦、觸穢は尤も嚴重なりき、古代の國風思ひ見るべし、故に、産婦の如きは、神宮の神域傍近なる宇治の館町、今在家等皆他に立退く例なり、二見浦の旅館の如きは、維新前までは天下の參詣者が、二見浦に行くは、皆海水にて潔齋する爲なれば、給仕の婦女子に、月水のものありては、却て不敬の恐ありて、月經中の女房下婢は、皆之をして屋隅に屏息せしむる習慣なりき、

(三)の忌服は、忌服令ありて、之に服する事、朝廷及び他の神社と同一なり、但し、日數觸が異なる所あり、  
 (四)禁忌觸穢、忌服の制、既にかくの如く嚴なれば、潔齋の嚴なる事は、驚くべきものにして、齋宮の如きは、其撰に當り給ふや、直に、宮城を出て給ひて、特に京都の近郊に建設する、野の宮と云ふに、三ヶ年間の潔齋を行ひ、伊勢參向の後も、終始齋戒の内に暮させ給ふ御有様なり、其一証として見奉るべき事は、齋宮寮の内院中に御汚殿と云ふ處ありて、齋宮御月事ある時は、正殿を避けて、こゝに遷り給ふ例なり、神宮雜事記永承三年九月八日の條、康平三年九月の條等に詳なり、されば、今日にても、神宮奉仕の神官は、祭日には、其以前より、參集所と云ふ所に參籠して、別火、潔齋をなし、苟も、大便に行く時は、一日中、幾回にても、其度毎に入浴する例なり、是れ、嘗に神官のみならず、遷宮の工事に従事する官吏、并に工人に至るまで、皆然り、且つ、古代齋宮の野、宮

三年の潔齋を経て、始めて伊勢に參向せし如きは、姑く措くとするも、祭主の宮の如き、今に至るまで、必ず、先づ、其齋館に着する以前に於て、修祓する例なり、即ち、古は、之を宮河にて行ひ、現時に於ては、山田停車場前なる世木神社境内にて行ふなり、  
 (六)の清淨とは、古來、神宮の供物は、すべて特別に之を播植製作する例にして、日供米を供する爲めには、今に至るまで、伊勢度會郡楠部村其他に御常供田あり、肥料は、一切人糞を用ひず、神衣の爲めには、絹を織る爲としての神服機殿は、多氣郡東黒部村大字大垣内に在り、麻を織る爲としての鹿續機殿は、飯南郡機殿村大字井口中に在り、御供塩の爲めには、二見浦に御塩殿あり、果物野菜の爲めには、明治三十四年三月以來は、二見の西方汐合に神宮御園と云ふものあり、古今を通じて清淨を極む、

神宮にて不淨の火を忌むとは甚しきものなり、故に宇治にては、徳川時代までは、何れの家にも大抵四種の火あり、一は一つ火とて來客に出して喫烟の料とし、又手を煖むなどの料とするものなり、二は内火とて家内の飲食其他に用ふるもの、三は丸火とて内火の預備火なり、四は別火なり、而して宮河以西に旅行して歸れば、一日又は別火たるを要す、又特に甚しき觸穢のものは之をして別火にて飲食せしむ、されはツドン屋スシヤ料理屋など何れも其石板に清うどんなど云ふ如く記せしと云ふ、故に當時は料理屋を一に清火屋と云ひしとぞ

凡そ火を以て清淨のもの神聖のものとする事は古代の希臘羅馬及び印度等の習慣皆然り、我國諸神社にても種々の古例あり、されど神宮は又特に之を重んずるより、其御膝下なる宇治町の風かくの如し、  
 之を要するに、殺物を敬し飲食を重んじ水火を尊ぶこと、野蠻の風俗なるが如しと雖も、吾人の生を保ち、幸を享くる所以の源一に此に在り、是故に此等の物質を、單に自ら吾人に與へられたる物質として、縦に之を用ふる今日の風俗は、之

を三十年以前の敬虔篤實なる風俗に比すれば大に劣れる所あるを覺ゆ、物質的教育を以て教育の本旨と心得、淺薄なる二十世紀の科學を以て萬能と心得、今日最も進歩せりと云ふ所の醫學すら痲痺、肺病は勿論、廣病、幽冥の力を無視して、精神教育を忽に附すること、今日の通弊なり、たゞひ、十百の法律を出し、萬千の訓諭を興ふるも、社會の人心、子弟の精神に、一片四知慎獨敬虔の念を起すに足るべき教育を施さざれば、勞して功なからむ、

## 第十章 歴代天皇の神宮御崇敬

歴代に於ける神宮御崇敬の御事蹟は、國史野乘、其例、指を屈するに違あらず、只其一定の制度としての御崇敬に關する一二の例を擧ぐれば、古來、神宮に、不祥觸穢ある場合の如きは、廢朝の令仰せ出されて、天皇親ら御謹慎あらせられ、而して、神宮の事に關しては、神宮の祭主を以て、神祇伯を兼ねしめ、中世以降に在りては、朝廷に、神宮上卿、神宮の辨を置き、其神宮上卿は、特に清華の人を以て之に任じ、辨は、太政官の左辨官を以て之に任じ、神宮祭主より、奏上する事件は、辨より上卿に申し、上卿より直に奏上する時は、何等の事あるも、即日御裁可を與ふるか、若くは其事件先例に見ゆる如き場合には、即日仗議今日の内閣會議の如きものなりの開會を命じ給ふ例なり、又皇室若くは國家の大事事件は、皆之を奉告し、其難事は之を祈願する例なる事、申すまでもなき事なりとす。引用書多々、一々擧ぐるを得ず、姑く之を略す

現時に於ても、毎年の政治始に、先づ神宮の御事を聞召させ給ふ由、尙に洩れ承る、何れも、古來神宮御崇敬の御精神に本づくものにて、臣民の其父母祖先に對し、又惣祖先たる天祖に對し奉る御摸範とすべきことにて、教育家が、教育勸語の旨趣を貫徹せしめ、忠孝義勇の精神を涵養するの手段は、かゝる切實なる事實を撰擇すべき事にこと、

## 第十一章 今上陛下の神宮御崇敬

### 第一項 序説

茲に、臣民の分として、掛卷くも畏き今上陛下の御上に就きて記し奉るは、恐れ多きの極みなりと雖も、陛下の大御心を、天下の同胞に告知して、其宏謨を仰ぎ奉らしめ、其盛徳を慕ひ奉らしめむ事は、是れ亦忠君愛國の一端たるべきを信ず、因て、竊に、洩れ承る所を記して、以て天下の同胞に警告す、

### 第二項 御祭典并に遷宮の場合に於ける陛下

陛下の神宮御尊崇の事は神宮の御祭典、其他神宮重要な事件の際の如きに於て、常に拜し奉るを得と云ふ、そは、先づ御祭典の折節マツマツには、常に御謹慎の態度を持せしめ給ふのみならず、正遷宮、并に毎年の大祭に於ては、其御祭典の時刻に、陛下も亦東京の大宮所に於て、齋服に渡らせ給ひ、御遙拜の式あらせ給ふが故に、本宮、豊受宮、共に、各其時刻には、極めて注意し、一分時間を違へざる例なり、而して、毎年の三大祭は勿論、苟も神宮に勅使發遣の場合には、勅使、衣冠にて着床、陛下、御直衣にて出御あり、親しく、幣物を御覽の上、御祭文を、勅使に授け給ひ、幣物を辛ウツク櫃に納めて、勅使、殿を辭するまで入御の儀なし、此事たるや、久しき以前より、大凡かくの如くせさせ給ひしも、明治四十一年九月廿一日、更に、之を天下に公布して、一般官民に示し給へり、同日の事此等の事、何人か、一び聞きて感激せざるものあらむや、且、神宮重要な事件たごへば御遷宮の事の如き、終始大御心に掛けさせ給ひ、經費、木材、工事等の事、悉く其詳細を見そなはし給ふ

より、隨て、神宮の故實典故、先例、舊慣等、深く御記憶に留め給ふ由洩れ承る、

### 第三項

憲法の發布、勅語の下賜の場合、

陛下の祖宗御崇敬は、眞に臣民の感激する所にして、明治二十二年二月十一日、憲法發布の際の如きも、先づ、皇祖皇宗に告文を捧げ給ひ、而して、其勅語にも、縷々皇祖皇宗の盛徳を述べ給ひ、又、明治三十三年十月卅日の教育勅語、并に、四十一年十月十三日の國民訓諭の詔書にも、其詔勅は、即ち祖宗の遺訓なる事を示し給ひて、平素、祖宗尊敬の大御心、自ら大詔の上に現はれたるを拜し奉るなり、

### 第四項

皇室婚嫁令と、皇族の參拜、

天下の大事を神宮に奉告するの御慣例を擴張して、明治三十三年四月廿五日、遂に皇室婚嫁令の御發布あり、天皇の大婚は、其約成るの時、奉幣使を神宮に發遣せられ、大婚後、直に、天皇、皇后、相共に神宮に謁するの制を規定せられ、皇族も、亦之に准じて、神宮に參拜する事を爲し給ふに至れり、

是に於て、先づ、皇太子殿下は、三十二年五月廿五日、御結婚の御奉告として、妃殿下と共に、參拜あらせられ、四十一年五月十七日、竹田宮殿下は、聖上第一の皇女常宮殿下と御結婚奉告の爲め、兩殿下共に、與に、御參拜あらせ玉ひたり、

窃に惟みるに、是れ皆祖宗尊敬の道を、天下に教へ、忠孝の大道を、國民に示す所以にして、我國體これによりて立ち、我國基これによりていよく固かるべし、遠猷深慮の御聖徳、仰ぎ奉るの

外なきものなり、

### 第五項

行幸參拜

祖先崇拜、父母孝養は、天地の大道にして、人類自然の愛情に本づき、凡そ、性慾の内、最も高尚純潔なるものなり、故に、古來、東西の聖賢、孝を以て百行の本と爲し、祖先崇拜を以て善行と認めざるもの、嘗て之なく、今日、歐洲各國の如き、家族制度の廢滅せる國民に在りても、亦、親族中、其最も尊敬すべきものを、父母となし、而して、祖先の功勞の如きは、常に之を以て、社會に誇り、自ら彼等名譽の源泉となりて、物質崇拜の彼等が、自ら奮つて國家の爲めに犠牲となるを辭せざるが如き、多く家名の耻辱を思ひ、祖先の勳功を追想し、之を崇拜するの念慮に出づるものにして、英佛獨の貴族子弟の如き、殊に此心懸あるもの多しと聞けり、

伏して惟るに、我開國の祖、神武天皇、先づ天祖天神を郊祀して、大孝を中べし以來、歷朝の聖天子、皆其宏謨に遵ひ、殊に今上天皇陛下に至りては、不言實行を以て、御自ら摸範を天下に垂れ給ひ、至孝の大道、怠らせ給ふ事なく、殊に、天祖崇拜の道は、遙に歷朝の聖天子にも超ゆさせ給ひ、御即位の翌年、明治二年三月十二日、第一回の行幸あり、同五年五月廿六日、第二回の行幸あり、同十三年七月八日、第三回の行幸あり、而して後、明治三十八年十一月、第四回の行幸あり、此第四回の行幸は、明治三十七八年の役に於て、世界の一大強國たる露國と戦ひて、大戦捷を見そなはし玉ひたる事を以て、一に天祖の御威靈に在りし思召し玉ひ、平利克復の曉、其光輝ある戦捷の結果を、天祖の靈前に奉告せられむがため、行幸せさせ給ひしものにして、其行幸の原因、最

も重大なる意味を有し、恐れ多くも、陛下御自ら、我國體の精華を發揮し玉ひて、模範を我國民に示し玉へるものご申し奉るべきなり、

此時、陛下には、十四日東京御發輦、十五日山田御着、神宮司廳を行在所ご定めさせ給ひ、其御參拜は、十六日は豊受宮にして、十七日は本宮、十八日山田御發輦にて、還御あらせられたり、而して、其御參拜の状況は、之を記し奉る事、甚だ恐れ多き事なり、雖も、臣民一般心得のため、聊か其洩れ承る所を記し奉れば、陛下には、陸軍大元帥の御正服にて、外玉垣御門下に於て御修祓、内玉垣御門より御脱帽、侍從長捧持、同御門内に於て御手水、瑞垣御門御入御、階下中央にて、臨時に設けたる濱床に御直立、祭文御奉讀、祭文は、侍從長、揚宮に入れて捧持供奉、御微音、此間凡そ五分間、御玉串、大宮司より奉進捧げ給ひて、御拜、了りて、御玉串は祭主宮捧げて内殿に納めらる、御退下、而して御拜の間、城内參道兩側に整列せる陸海軍樂隊は國の鎮の曲を奏し奉る、

扈從の侍從長は瑞垣御門内に、伏見貞愛親王は瑞垣御門外に參謀總長以下は、内玉垣御門外に止め、勳章類一切御佩用なく、御劔璽は行在所に止めさせられ給ふ、

是等、すべて御親ら御指揮あらせられしものにして、祖宗に見ゆさせ給ふ場合の御用意の、周到なる、賛し奉るに辞なし、而して聖徳の及ぶ所、皇太子殿下は、明治二十四年八月六日第一回の御參拜ありしが、第二回は御結婚奉告の參拜にして、今回又更に戰捷御奉賽の爲め參拜あらせられ、十一月廿七日豊受宮、廿八日本宮の參拜あらせられたり、

陛下が御祖先に對し奉る御態度は眞に國民の活模範にして、誠懇の精神、敬虔の信念、是れ方に將來深く子弟の教育に必要な事に屬す、教育家たるもの、從來精神教育の根柢をば、如何なる處に置きしか、須らく三省すべきことこそ、

## 第十二章 神宮と學校教育并に軍隊教育

今や、全國の學校には、修身、倫理、國史の科目あり、以て國體の尊嚴を説き、忠君愛國の義務を教ふ、亦至れりと謂ふべし、然りと雖も、神宮の御事に至りては、近時、漸く小學の教科書に、其事項を編入せしのみにして、未だ大に備はれりと謂ふべからず、故に、上下相通じて、神宮の特に尊崇すべき事を知るも、雖も、しかも、其神宮の尊崇せざるべからざる理由、并に、歴史等より、現在の狀況に至るまで、詳に之を知るもの、極めて稀なり、是れ國民として、特に皇室尊崇の道を得たりと謂ふべきものにあらざるなり、故に、苟も、教育家たらむ者は、皇室の尊嚴と併せて、神宮の尊嚴を教へ、其神宮に關する知識を養成する事、極めて必要なを信す、

教育に、形式的と、精神的との二様あるは、軍隊に於ても、亦其然るべきを信じて疑はず、古代のスパルタが、叢薊たる小邦を以て、隣邦の間に雄視し、近世の蒙古が、中亞蠻族の一部落を以て、雄を世界に争ひし如き、皆其武士の精神教育の、一世に卓出せしによらざるなし、三浦一族、鎌倉權五郎等の精神的武士を率ゐたる源氏の胄子にして、始めて平氏の亂逆を平ぐるを得、三河武士、薩州武士の精神的鍛鍊ありて、始めて天下を制すべし、蓋し、形式的教育は、刀槍の使用、銃砲の射撃隊伍の組織、輜重の運搬等、一として必要ならざるなし、雖も、若し其軍隊にして、精神的修養の缺くる事あらむか、戰は遂に必ず敗北に歸せざるを得ず、故に、今日、各國の軍隊、皆精神教

育の必要を感じ、而して之を概観するに、多くは其國の宗教を利用して、之を鼓吹するものに似たり、蓋し、宗教の精神的感化に必要な事は、多辯を要せざる所なれども、我國の如き、内外多宗教の國に在りては、將校士官の信する所、必ずしも下士卒伍の信する所にあらず、されば、尙に傳聞する所によれば、近日、軍隊内、往々禪學修練の人ありといへども、又、反て、之を誹毀するものも少なからずと云ふ、予の觀る所によれば、禪學は、宗教として殆ど宗教の臭味なく、無味淡泊極めて軍人の氣質に適合するもの、如くなれども、是れ亦、佛教の一部分たるの故を以て、如上の風聞あるに於ては、宗教の、我軍隊教育に適せざる事は、明なる事なりとす、幸に、我國には、世界無比の大宗教たる武士道なるものあり、而して、武士道の本尊は、現世に於ては畏多くも大元帥陛下にましまし、幽冥に於ては掛卷くも畏き伊勢の五十鈴の河上に鎮座まします所の天祖天照大神にてましませば、軍隊教育は、須く此武士道によるべく、而して、軍隊が大元帥陛下を忠義の的となし、本尊となして、働く事は、明治廿七八年、并に廿七八年の役に於て、其精神教育の効果は遺憾なく發揮せられ、爲に偉大の功績を收めたりと云へども、更に之に加ふるに天祖天照大神の大御稜威を崇拜する風習をして、軍隊内に向て、從來より層一層獎勵せしめなば、其軍隊の精神教育に與ふる感化は、更に更に強烈なるものあらむ、甚だ畏多き事ながら、謹て卑見を陳す、

明治四十一年十二月廿九日印刷  
明治四十一年十二月三十日發行



東京市本郷區台町三十二番地  
著作兼發行者 廣池千九郎

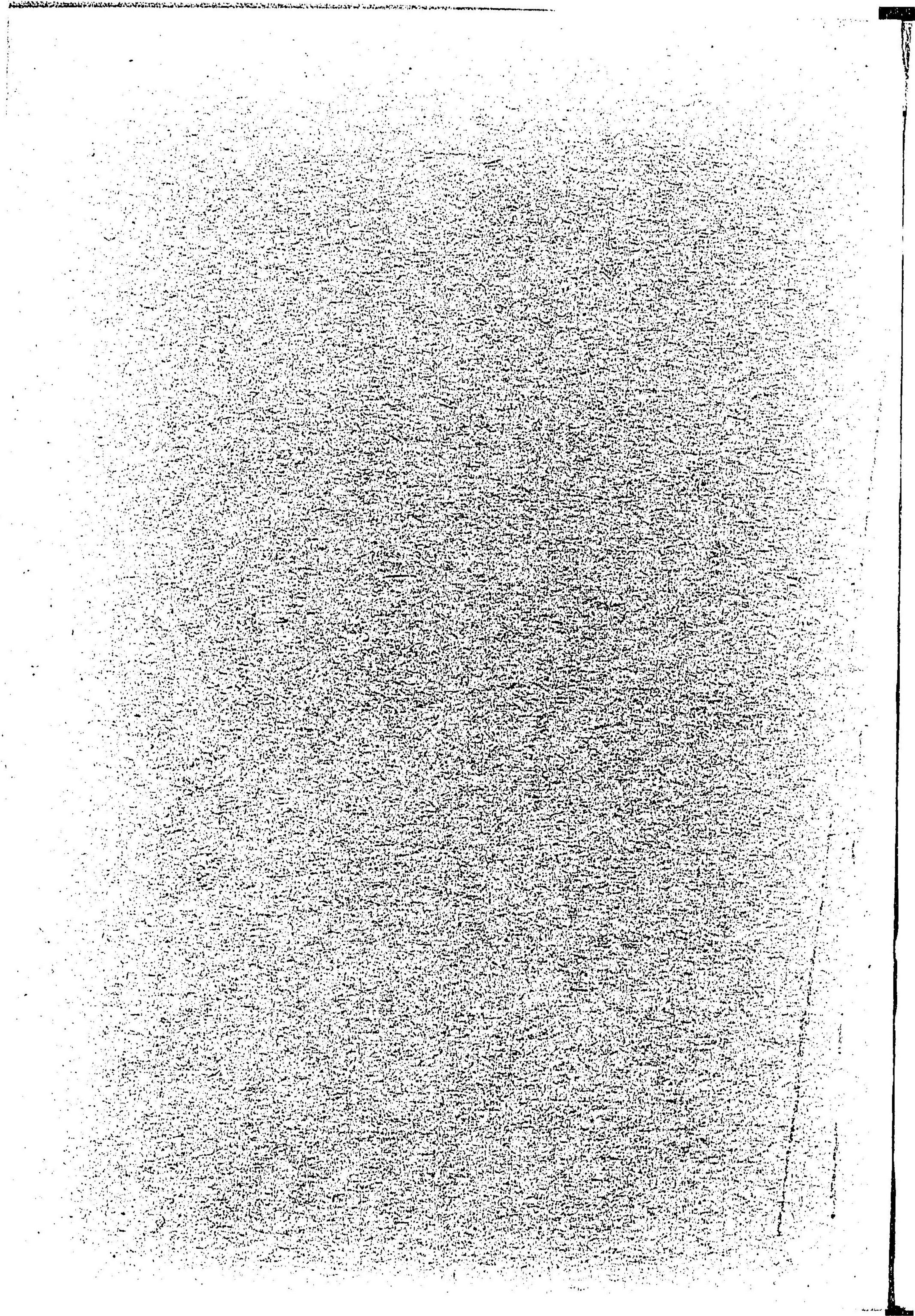
三重縣津市丸之内二番屋敷

印刷者 加藤三四郎

三重縣津市丸之内四番屋敷

印刷所 伊勢新聞社活版部

22
470

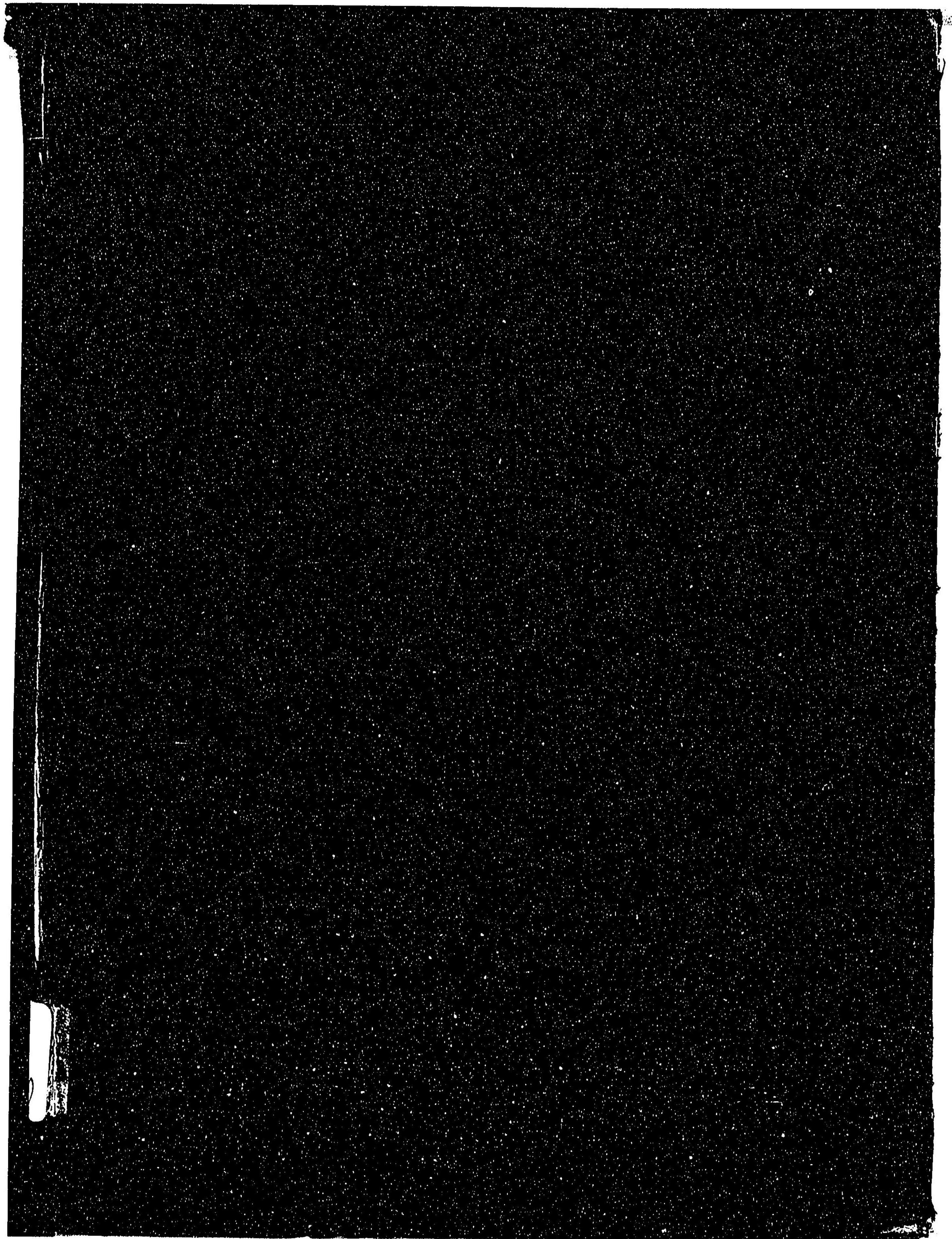


22

1170

2





22

470

013827-000-4

22-470

伊勢神宮

広池 千九郎/著

M41

ABB-0036

